

官報

号外

令和四年四月二十八日

○第二百八回 衆議院會議録 第二十四号

令和四年四月二十八日(木曜日)

議事日程 第十九号

令和四年四月二十八日

午後一時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第二 二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三 万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

第四 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議案(國場幸之助君外九名提出)

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税

令和四年四月二十八日 衆議院會議録第二十四号

議員請暇の件

強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議案

午後一時二分開議

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(細田博之君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

小熊慎司君から、四月三十日から五月九日まで十日間、請暇の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

○山田賢司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

國場幸之助君外九名提出、強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(細田博之君) 山田賢司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議案

(國場幸之助君外九名提出)

○議長(細田博之君) 強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。小淵優子君。

強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔小淵優子君登壇〕

○小淵優子君 私は、自由民主党、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党、国民民主党・無所属クラブ、有志の会を代表いたしまして、ただいま議題となりました強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議案につきまじて、提案の趣旨を御説明申し上げます。(拍手)

案文の朗読をもちまして趣旨の説明に代えさせていただきます。

強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議案

本院は、本年五月十五日に迎える沖縄の本土復帰五十周年の節目に当たり、苛烈な地上戦とその後米軍統治、そして外交努力による本土復帰の歴史に思いをいたし、沖縄の持つ魅力と可能性が最大限発揮されるよう、沖縄振興を国家戦略として取り組む決意をここに表明する。

沖縄返還協定が調印されて以来、本院は、昭和四十六年の「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議」、平成九年の「沖縄における基地問題並びに地域振興に関する決議」を踏まえ、沖縄の課題解決に取り組んできた。しかし、五次、五十年にわたる沖縄振興計画等での取組みによっても、全国最下位の一人当たり県民所得や子ども貧困等、依然として沖縄の特殊事情に起因する課題が存在している。政府は、こうした現実を踏まえ、引き続き、事件、事故の防止を含む米軍基地の負担軽減と諸課題の解決に向けた責務を果たす必要があり、さらに、復帰五十周年に当たって、沖縄県民の安心・安全及び強い沖縄経済の実現並びに世界の平和と安定のための創造拠点としての沖縄づくりに向け、最大限努力すべきである。

世界文化遺産と世界自然遺産を兼ね備えた沖

強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議案 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件外二件

縄の優位性と独自性を生かし、教育、芸術、学術、医療、経済、スポーツ、そして国際交流の分野で、アジア、世界との架け橋となる「万国津梁の魂」を体現する人材育成を行う必要がある。沖縄の発展に取り組んできた幾多の先人に感謝の念を表し、そして、その志を継承し、沖縄県民の意思を最大限尊重しつつ国民の共感と理解を得、世界を魅了する沖縄に向けた総合的かつ大胆で持続可能な振興策を、政府、国会、沖縄県が一体となつて推進すべきである。

右決議する。

何とぞ議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。(拍手)

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣岸田文雄君。

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) ただいまの御決議に對しまして、所信を申し述べます。

本年五月十五日、沖縄の本土復帰から五十周年の大きな節目を迎えます。

昭和四十七年の復帰以降、政府においては、各種社会資本整備や産業振興など、沖縄振興に取り組んでまいりました。この間、沖縄県民のためまぬ努力もあり、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを見せるなど、沖縄経済は着実に成長してまいりました。

しかしながら、全国最下位の一人当たり県民所得や子供の貧困問題など、なお解決すべき課題が存在しています。

沖縄は、成長が続くアジアの玄関口に位置する

地理的特性や、日本一高い出生率などの優位性、潜在力を有しています。こうした点も生かしながら、また、先日、全会一致で成立した改正沖縄振興特別措置法を始めとする政策手段を最大限に駆使しながら、沖縄振興策を総合的、積極的に推進し、強い沖縄経済を実現してまいります。

また、沖縄の皆様には、今もなお、大きな基地負担を担っていただいております。政府としては、これからも、日米同盟の抑止力を維持しながら、沖縄の皆さんの心に寄り添い、基地負担軽減の目に見える成果を一つ一つ着実に積み上げてまいります。

ただいまの御決議の趣旨も踏まえ、政府として、引き続き、沖縄の発展のため、沖縄振興及び基地負担の軽減に全力を尽くしてまいります。(拍手)

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第二 二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

○議長(細田博之君) 日程第一、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第二、二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結につ

いて承認を求めるの件、日程第三、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長城之内実君。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(城内実君登壇)

○城内実君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

ので、二千二十五年日本国際博覧会に参加する国及び国際機関、博覧会国際事務局等が享有する特権及び免除等について定めるものであります。

最後に、万国郵便連合憲章の第十及び第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二及び第三追加議定書並びに万国郵便条約は、平成三十年九月七日及び令和三年八月二十六日に採択されたもので、これらの文書は、万国郵便連合憲章等の改正手続の簡素化、分担金の等級の細分化、到着料の適用料率の引上げ等の変更を加えるものであります。

以上三件は、去る四月十九日外務委員会に付託され、翌二十日林外務大臣から趣旨の説明を聴取し、昨二十七日に質疑を行い、討論の後、順次採決を行いました結果、日・スイス租税条約改正議定書及び二千二十五年日本国際博覧会に関する特権・免除協定は賛成多数をもって、万国郵便連合憲章の第十及び第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二及び第三追加議定書並びに万国郵便条約は全会一致をもって、いずれも承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

次に、日程第三につき採決いたします。
本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第四 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第四、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長義家弘介君。

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔義家弘介君登壇〕

○議長(義家弘介君) ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図ることを目的として、世界と伍する研究大学となることが相当程度見込まれる大学に対して総合的な支援を行うために必要な措置について定めるものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、文部科学大臣は、国際卓越研究大学の認定等に関する基本方針を定めること、

第二に、大学の設置者は、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる国際卓越

研究大学としての認定を受けることができるものとする、こと、

第三に、国際卓越研究大学の設置者は、研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画を作成し、文部科学大臣の認可を受けることができるものとすること、

第四に、国立研究開発法人科学技術振興機構は、大学ファンドの運用益を活用し、国際卓越研究大学に対し、認可を受けた計画の事業に関する助成をすること、

などであります。
本案は、去る四月十四日本委員会に付託され、翌十五日末松文部科学大臣から趣旨の説明を聴取しました。二十二日に質疑に入り、二十七日質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時十九分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 岸田 文雄君
外務大臣 林 芳正君

文部科学大臣 末松 信介君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る二十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第十一條第一項の規定に基づく「令和三年度中小企業の動向」に関する報告

中小企業基本法第十一條第二項の規定に基づく「令和四年度中小企業施策」についての文書

小規模企業振興基本法第十二條第一項の規定に基づく「令和三年度小規模企業の動向」に関する報告

小規模企業振興基本法第十二條第二項の規定に基づく「令和四年度小規模企業施策」についての文書

一、今二十八日、岸田内閣総理大臣から細田議長宛て、次の報告書を受領した。

内閣総第二八号
令和四年四月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院比例代表選出議員選挙東京選挙区における欠員による繰上補充による当選人について

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東京選挙区における欠員による繰上補充による当選人について

総務大臣から報告があつたので、公職選挙法第

百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)

選挙 期 日 令和三年十月三十一日

当選人決定年月日 令和四年四月二十七日

当選告示年月日 令和四年四月二十八日

当選証書付与年月日 令和四年四月二十八日

衆議院名簿届出政党等の名称 れいわ新選組

当選 人 柳 潤 万里

住 所 東京都調布市国領町一丁目二五番地二

(当選証書対照)

一、今二十八日、繰上補充により当選した次の議員に対し、当選証書の対照を終わった。

東京都選挙区選出議員 柳 潤 万里君

(応召議員)
一、今二十八日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出 東京都 柳 潤 万里君

(理事補欠選任)
一、去る二十六日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 星野 剛士君(理事青山周平君去る二十日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員 辞任 野中 厚君 補欠 若林 健太君

鈴木 庸介君 山岸 一生君

若林 健太君 野中 厚君
山岸 一生君 鈴木 庸介君
安全保障委員

熊田 裕通君 神田 潤一君
神田 潤一君 宮内 秀樹君
宮内 秀樹君 長谷川淳二君
長谷川淳二君 熊田 裕通君
予算委員

源馬謙太郎君 補欠 大石あきこ君
一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
鈴木 英敬君 補欠 上田 英俊君
山田 賢司君 若林 健太君
堤 かなめ君 岡本あき子君
中谷 一馬君 櫻井 周君
本庄 知史君 馬場 雄基君
山岸 一生君 早稲田ゆき君
堀場 幸子君 金村 龍那君
塩川 鉄也君 本村 伸子君
上田 英俊君 鈴木 英敬君
若林 健太君 山田 賢司君
岡本あき子君 堤 かなめ君
櫻井 周君 中谷 一馬君
馬場 雄基君 本庄 知史君
早稲田ゆき君 山岸 一生君
金村 龍那君 堀場 幸子君
本村 伸子君 塩川 鉄也君
補欠 鈴木 英敬君

法務委員
国定 勇人君 補欠 石原 正敬君
中野 英幸君 中川 貴元君
前川 清成君 遠藤 良太君
辞任

石原 正敬君 国定 勇人君
中川 貴元君 中野 英幸君
遠藤 良太君 前川 清成君
外務委員

上杉謙太郎君 金子 俊平君
小淵 優子君 井野 俊郎君
新藤 義孝君 東 国幹君
東 国幹君 新藤 義孝君
井野 俊郎君 小淵 優子君
金子 俊平君 上杉謙太郎君
文部科学委員

青山 周平君 堀井 学君
尾身 朝子君 神田 潤一君
木原 稔君 笹川 博義君
下村 博文君 加藤 竜祥君
山口 晋君 石井 拓君
荒井 優君 石井 拓君
石井 優君 石井 拓君
加藤 竜祥君 神田 潤一君
笹川 博義君 堀井 学君
おつき紅葉君 荒井 優君
厚生労働委員

上田 英俊君 補欠 小森 卓郎君
勝目 康君 古川 直季君
長谷川淳二君 東 国幹君
阿部 知子君 近藤 昭一君
東 国幹君 長谷川淳二君
小森 卓郎君 上田 英俊君
古川 直季君 勝目 康君
近藤 昭一君 阿部 知子君
武井 俊輔君 補欠 井野 俊郎君

農林水産委員
武井 俊輔君 補欠 井野 俊郎君
辞任

古川 康君 和田 義明君
小山 展弘君 湯原 俊二君
池畑浩太郎君 市村浩一郎君
北神 圭朗君 仁木 博文君
井野 俊郎君 小島 敏文君
和田 義明君 柳本 顕君
小島 敏文君 國場幸之助君
國場幸之助君 武井 俊輔君
柳本 顕君 古川 康君
湯原 俊二君 小山 展弘君
市村浩一郎君 池畑浩太郎君
北神 圭朗君 仁木 博文君
仁木 博文君 補欠 武井 俊輔君

特別委員辞任及び補欠選任
一、去る二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
東日本大震災復興特別委員
大西 英男君 補欠 加藤 竜祥君
若林 健太君 小森 卓郎君
階 猛君 山田 勝彦君
加藤 竜祥君 大西 英男君
小森 卓郎君 若林 健太君
山田 勝彦君 階 猛君

議案提出
一、昨二十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(新藤義孝君外六名提出)
自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦君外十五名提出)
強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十年に関する決議案(國場幸之助君外九名提出)

幸之助君外九名提出
(委員会審査省略要求書受領)
一、昨二十七日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十年に関する決議案
國場幸之助君外九名

議案付託
一、去る二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めるの件(条約第五号)
千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

以上三件 外務委員会 付託
高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案内閣提出第五〇号) 経済産業委員会 付託
福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

東日本大震災復興特別委員会 付託
一、昨二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第五一号)(参議院送付)

地方創生に関する特別委員会 付託
一、去る二十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る二十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
航空法等の一部を改正する法律案

安定的なエネルギー供給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨二十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議案
右の議案を提出する。

令和四年四月二十七日

提出者

國場幸之助	小淵 優子
大島 敦	杉本 和巳
遠藤 敬	稲津 久
金城 泰邦	長友 慎治
西岡 秀子	福島 伸享
賛成者	
秋葉 賢也	外三六名

強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議案
本院は、本年五月十五日に迎える沖縄の本土復帰五十周年の節目に当たり、苛烈な地上戦とその後米軍統治、そして外交努力による本土復帰の歴史に思いをいたし、沖縄の持つ魅力と可能性が最大限発揮されるよう、沖縄振興を国家戦略として

令和四年四月二十八日 衆議院会議録第二千四百

取り組む決意をここに表明する。

沖縄返還協定が調印されて以来、本院は、昭和四十六年の「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議」、平成九年の「沖縄における基地問題並びに地域振興に関する決議」を踏まえ、沖縄の課題解決に取り組んできた。しかし、五次、五十年にわたる沖縄振興計画等での取組みによっても、全国最下位の一人当たり県民所得や子どもの貧困等、依然として沖縄の特殊事情に起因する課題が存在している。政府は、こうした現実を踏まえ、引き続き、事件、事故の防止を含む米軍基地の負担軽減と諸課題の解決に向けた責務を果たす必要がある。さらに、復帰五十周年に当たって、沖縄県民の安心・安全及び強い沖縄経済の実現並びに世界の平和と安定のための創造拠点としての沖縄づくりに向け、最大限努力すべきである。

世界文化遺産と世界自然遺産を兼ね備えた沖縄の優位性と独自性を生かし、教育、芸術、学術、医療、経済、スポーツ、そして国際交流の分野で、アジア、世界との架け橋となる「万国津梁の魂」を体現する人材育成を行う必要がある。沖縄の発展に取り組んできた幾多の先人に感謝の念を表し、そして、その志を継承し、沖縄県民の意思を最大限尊重しつつ国民の共感と理解を得、世界を魅了する沖縄に向けた総合的かつ大胆で持続可能な振興策を、政府、国会、沖縄県が一体となって推進すべきである。

右決議する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

令和四年三月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議案 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約について、支店等の恒久的施設に帰属する事業利得の算定に関する規定の新設、投資所得に対する源泉地国における限度税率の更なる減免、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続の新設等の措置を講ずるため、令和三年七月十六日にベルンで、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書に署名した。よって、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書

日本国政府及びスイス連邦政府は、二十十年五月二十一日にベルンで署名された議定書によって改正された千九百七十一年一月十九日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約(以下「条約」という。)及び条約の不可分の一部を成す二十十年五月二十一日にベルンで署名された議定書(以下「条約の議定書」という。)を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一條

条約前文中「所得に対する租税に関し、二重課

税を回避するための条約を締結することを希望し、」を次のように改める。

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減(第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む。)の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

第二條

条約第二条1(a)を次のように改める。

- (a) 日本国については、
- (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 復興特別所得税
 - (iv) 地方法人税
 - (v) 住民税
- (以下「日本国の租税」という。)

第三條

- 1 条約第三条1(h)を次のように改める。
- (h) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送(当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。)をいう。
- 2 条約第三条1(i)(ii)を次のように改める。
- (ii) スイスについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

- 1 条約第五条2(b)を削る。
- 2 条約第五条2(c)の次に次の3を加える。
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が

令和四年四月二十八日 衆議院会議録第二十四号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を
求めるの件及び同報告書

六

十二箇月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。

3 条約第五条4中「5」を「6」に、「3」を「4」に改める。

4 条約第五条3、4、5及び6をそれぞれ同条4、5、6及び7とする。

第五条

条約第七条を次のように改める。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定によつて当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 この条及び第二十三条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によつて調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必

要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

4 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第六条

条約第九条2を次のように改める。

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第七条

条約第十条2及び3を次のように改める。

2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該配当の受益者が、他方の締約国の居住者で

あり、かつ、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む三百六十五日の期間を通じて、次の

(i) 又は(ii)に掲げるものの十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人。当該期間の計算に当たり、当該配当の受益者である法人又は当該配当を支払う法人の合併若しくは分割又は法的な形態の変更の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。

(i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権者である場合には、当該法人がスイスの居住者である場合には、当該法人の発行済株式又は議決権

(b) 年金基金又は年金計画(当該配当が、第三条1(k)(ii)に規定する活動によつて取得される場合に限る。)

第八条

1 条約第十一条1から4までを次のように改める。

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子であつて、一方の締約国内において生ずるものに対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課すること

ができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

2 条約第十一条6中「1から3まで」を「1及び2」に改める。

3 条約第十一条5、6、7、8及び9をそれぞれ同条3、4、5、6及び7とする。

第九条

1 条約第十五条2(a)を次のように改める。

(a) その報酬の受領者が、当該年において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在し、

2 条約第十五条3を次のように改める。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一員として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該船舶又は航空機が他方の締約国の企業によつて運用される場合には、当該報酬に対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

第十条

条約第十六条を次のように改める。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十一条

条約第二十一条を次のように改める。

第二十一条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国

内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から四年を超えない期間についてのみ適用する。

第十二条

条約第二十一条のAを次のように改める。

第二十一条のA

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して一方の締約国の居住者である匿名組合員が取得する所得に対しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国におけるその支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に従つて租税を課することができ

第十三条

1 条約第二十二條のA 1、3、5(a)、6(a)及び7中「第十一條3(c)、(d)若しくは(e)」を「第十一條1」に改める。

2 条約第二十二條のA 8(d)(i)(cc)中「第十一條3(c)、(d)若しくは(e)」を「第十一條1」に改める。

第十四条

条約第二十三條6の次に次の7を加える。
7 日本国が、スイスの居住者が取得する所得に対して、この条約の規定を適用して租税を免除する場合又は第十條2若しくは第十一條2の規定を適用する場合には、3の規定は、当該所得については、適用しない。

第十五条

条約第二十四條3中「第十一條8」を「第十一條6」に改める。

第十六条

1 条約第二十五條1を次のように改める。

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事実につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 条約第二十五條4の次に次の5から12までを加える。

5(a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事実について、1の規定に従つて当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局が要請した全ての情報が両締約国の権限のある当局に提供された日から三年以内に、2の規定に従い両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が書面により要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいか

なる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

6(a) 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、1及び2の規定に従つて両締約国の権限のある当局の合意によつて事案を解決するための手続(以下この条において「相互協議手続」という。)を停止した場合には、5(b)に規定する期間は、当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。

(b) 事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、相互協議手続を停止することについて合意した場合には、5(b)に規定する期間は、その停止が解除されるまで、進行を停止する。

(c) 事案によつて直接に影響を受ける者が5(b)に規定する期間の開始の後にいずれかの締約国の権限のある当局によつて要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかつたことについて両締約国の権限のある当局が合意する場合には、当該期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

7(a) 仲裁人の任命については、次の規則を適用する。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人である仲裁人によつて構成される。

(ii) 各締約国の権限のある当局は、一人の

仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあつてはならない。

(iii) 仲裁人は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によつて直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならない、かつ、これらの者から独立していなければならない、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならない、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関して仲裁人が公平であり、かつ、独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行つてはならない。

(b) 両締約国の権限のある当局は、仲裁人及びその職員が、仲裁手続の実施に先立つて、次条2及び両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従つて仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によつて合意することを確保する。

(c) この条及び次条の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁人及びその職員、仲裁人一人について三人までに限る。並びに仲裁人の候補者は、情報(当該候補者については、当該候補者が仲裁人の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。)の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁人の候補者が受領する情報及び両締約国の権限のある当局が仲裁のための委

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を
求めるの件及び同報告書

員会から受領する情報は、次条1の規定に基づいて交換された情報とみなす。 8 (a) 仲裁決定は、最終的なものとする。 (b) 仲裁決定は、いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によつて当該仲裁決定が無効とされる場合には、両締約国を拘束しない。この場合には、5に規定する仲裁の要請は、行われなかつたものとし、仲裁手続7(b)及び(c)並びに11の規定に係るものを除く。は、行われなかつたものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。 (c) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。 9 (a) 事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われぬ。 (b) 事案によつて直接に影響を受けるいずれかの者が、当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意によつて十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によつて当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によつて直接に影響を受ける者によつて受け入れられなかつたものとする。 10 この条の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間	に、次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当する場合には当該事案に関する仲裁手続は終了し、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には当該事案に関する相互協議手続も終了する。 (a) 両締約国の権限のある当局が、2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合 (b) 当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合 (c) 当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合 11 各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。 12 5から11までの規定は、次の事案については、適用しない。 (a) 第四条3の規定に該当する事案 (b) 評価することが困難な無形資産に関する第九条1に規定する状況における利得の更正に関する事案。ただし、当該更正が、当該更正をする締約国の法令の期間制限に関する規定及び同条3の規定の下において当該更正をすることができる課税年度に関してなされるものであつて、これらの規定の下において当該更正をすることができない他の課税年度に行われた評価することが困難な無形資産に係る取引に関するものである場合に限り。 第十七条 条約第二十五条のA2を次のように改める。
2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴追、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができ、当該情報において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するとき、は、他の目的のために使用することができる。 2 条約第二十五条のA5第二文を削る。 第十八条 1 条約の議定書1を次のように改める。 1 条約のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであつたと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。 2 条約の議定書2の次に次の3を加える。 3 条約第七条3及び第九条2の規定に関し、一方の締約国は、他方の締約国によつて行われた調整が条約第七条2又は第九条1に定	める原則に照らして正当なものであり、かつ、その原則に基づいて算定された額に関して正当なものであることについて同意する場合に限り、条約第七条3又は第九条2の規定に従つて調整を行う義務を負うことが了解される。 3 条約の議定書3中「2(a)及び」を削る。 4 条約の議定書4中「第十一条3及び」を削る。 5 条約の議定書3、4及び5をそれぞれ条約の議定書4、5及び6とする。 第十九条 1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。 2 この議定書は、次のものについて適用する。 (a) 日本国においては、 (i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税 (ii) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税 スイスにおいては、 (i) 源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額 (ii) その他の租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度 2の規定にかかわらず、第十六条1の規定によつて改正される条約第二十五条1の規定は、当該規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この議定

書の効力発生の日から適用する。

4 2の規定にかかわらず、第十六条2の規定によつて改正される条約第二十五条5から12までの規定は、この議定書の効力発生の日から次のものについて適用する。

(a) この議定書が効力を生ずる日において両締約国の権限のある当局による検討が行われている事案。当該事案の未解決の事項は、この議定書が効力を生ずる日の後三年を経過するまでは、仲裁に付託されない。

(b) この議定書が効力を生ずる日の後に両締約国の権限のある当局による検討が行われる事案

5 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十一年七月十六日にベルンで、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

白石興二郎

スイス連邦政府のために

シユテファン・フリユツキガー

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、昭和四十六年十二月に効力を生じ、平成二十三年十二月に一部改正されたスイスとの間の現行の租税条約の内容を改正するため、

令和二年十二月から政府間交渉を行ってきた。

その結果、議定書の案文について最終的合意に達したため、令和三年七月十六日にベルンにおいて、本議定書の署名が行われた。

本議定書は、我が国とスイスとの間の現行租税条約を改正し、投資先の国(源泉地国)における免税の対象拡大等、二重課税の除去のための規定を拡充するほか、脱税・租税回避行為を防止するための規定を拡充するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 事業利得に対する課税に関する規定の新設
一方の国の企業が、他方の国内に保有する恒久的施設を通じて事業を行ったことにより生じる、他方の国の課税対象となる恒久的施設に帰属する事業利得の算定に当たっては、恒久的施設の果たす機能及び事実関係に基づいて、外部取引、資産、リスク及び資本を恒久的施設に帰属させ、恒久的施設と本店等との内部取引を認識し、その内部取引が独立企業間価格で行われたものとして算定すること。

2 配当に対する源泉地国免税の対象拡大
配当に対する源泉地国免税の対象を、「配当支払法人の議決権等の五十パーセント以上を六か月以上の期間所有する法人」から、「配当支払法人の議決権等の十パーセント以上を三百六十五日以上の期間所有する法人」に改めること。

3 利子に対する源泉地国免税
利子(債務者が得た収入、売上げ等に連動してその額が決定されるものを除く)について、源泉地国免税とすること。

4 税務当局間の相互協議に係る仲裁手続の規定
納税者により申し立てられた課税事案が、相互協議(税務当局間の検討)で解決することができない場合における仲裁手続を新設すること。

5 条約の特典の濫用を防止するための規定

条約の特典の濫用を防止するための規定を、国際標準に沿った内容(条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合について、条約の特典を認めない)に改めること。

なお、本議定書は、各締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面により行う本議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告のうち、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めようとするのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、脱税及び租税回避行為を防止しつつ、我が国とスイスとの間での課税権の調整がより効果的に行われることとなり、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるとの見地から、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和四年四月二十七日

外務委員長 城内 実

衆議院議長 細田 博之殿

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

令和四年三月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、二千二十五年日本国際博覧会に参加する公式参加者、博覧会国際事務局等が享有する特権及び免除等について定めるため、令和四年二月十五日にドバイで、二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定

日本国政府及び博覧会国際事務局は、日本国が、博覧会国際事務局の構成員であり、かつ、千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正及び千九百八十八年五月三十一日の改正によつて改正され、及び補足された国際博覧会に関する条約の締約国であること並びに同条約によつて博覧会国際事務局に与えられる任務の遂行に必要な特権及び免除に関する国及び国際機関との間の協定を締結する権能を同条約が博覧会国際事務局に与えていることを考慮し、

日本国が、博覧会国際事務局により二千二十年十二月一日の総会(第百六十七回会期)において登録を受けて、「いのち輝く未来社会のデザイン」のテーマの下で二千二十五年日本国際博覧会を二千二十五年四月十三日から同年十月十三日まで主催することを考慮し、
日本国の領域における二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する事項を規定することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、
(a) 「博覧会」とは、二千二十五年四月十三日から同年十月十三日まで日本国的大阪において開催される二千二十五年日本国際博覧会をいう。
(b) 「公式参加者」とは、日本国政府からの博覧会への参加の公式の招請を受け入れた国又は国際機関をいう。
(c) 「陳列区域代表」とは、各公式参加者が条約第十三条に定める任務のために任命する代表をいう。
(d) 「陳列区域代表事務所」とは、各公式参加者が第十三条に規定する総合窓口を通じて陳列区域代表事務所として事前に指定する個人、法人又はその他の団体をいう。
(e) 「陳列区域代表事務所の職員」とは、陳列区域代表、陳列区域代表代理及びパビリオン館長並びに陳列区域代表事務所が直接に雇用する者をいう。
(f) 「条約」とは、千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正及び千九百八十八年五月三十一日の改正によって改正され、及び補足された国際博覧会に関する条約をいう。

う。

(g) 「BIE」とは、博覧会国際事務局をいう。
(h) 「BIEの代表者」とは、BIE事務局長、BIE総会議長、BIE総会副議長及びBIE事務局の職員をいう。
(i) 「開催者」とは、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会をいう。
(j) 「博覧会に関連する非商業的活動」とは、博覧会の準備、運営及び広報に関する活動並びに博覧会に関連するその他の活動をいい、飲食物の販売、商品の販売、入場料を伴う行事の開催及びその他の営利目的の活動を含まない。

(k) 「被扶養者」とは、陳列区域代表事務所の職員及びBIEの代表者の配偶者及び二十歳未満の子をいい、心身障害を有することにより自立することができない状態にある二十歳以上の子を含む。

第二条

1 BIEは、条約第二十五条1の規定に従い、博覧会に関して条約の適用を監督し、及び確保する責任を負う。
2 日本国政府は、条約第十条2の規定に従い、開催者による義務の履行を保証し、並びに開催者が博覧会の準備及び運営に関する任務を遂行することを確保する。

3 博覧会政府代表は、条約第十二条の規定に従い、条約の全ての目的のために及び博覧会に関する全ての事項について日本国政府を代表する。
1 日本国政府は、自国の法令に従い、次の者の自国への入国及び自国における滞在を容易にするために必要な全ての措置をとる。これらの者の博覧会に関する査証は、無償で、かつ、できる限り速やかに発給される。

第三条

(a) 陳列区域代表事務所の職員及びその被扶養者

者

(b) 公式参加者に対するサービス提供者の人員
(c) 公式参加者の展示者の人員
(d) 公式参加者が博覧会の敷地内で開催する芸術的及び文化的行事に参与する者
(e) 公式参加者の代表団に同行する報道関係者であつて、公式参加者が博覧会において開催する行事を取材するもの
(f) 公式参加者が開催者の許可を得て博覧会の敷地内で行う商業活動に参与する者
(g) BIEの代表者及びその被扶養者

2 日本国の権限のある出入国管理当局は、三箇月を超える期間日本国に滞在する資格を有する陳列区域代表事務所の職員に対して在留カードを交付する。ただし、在留カードは、「短期滞在」、「外交」又は「公用」の在留資格に基づいて滞在する資格を有する者に対しては、交付されない。
3 第十三条に規定する総合窓口は、1に掲げる者の入国、滞在、居住及び就労に関する証明書を作成する。
4 陳列区域代表事務所は、日本国政府に対し、陳列区域代表事務所の職員及びその被扶養者の氏名並びにこれらの者が日本国に滞在する期間をその他の関連情報とともに、総合窓口を通じて、個別にかつ遅滞なく通知するものとする。
5 陳列区域代表事務所は、日本国政府に対し、1(b)から(f)までに掲げる者の氏名並びにこれらの者が日本国に滞在する期間及び目的をその他の関連情報とともに、総合窓口を通じて、個別にかつ遅滞なく通知するものとする。

6 BIEは、日本国政府に対し、BIEの代表者及びその被扶養者の氏名並びにこれらの者が日本国に滞在する期間をその他の関連情報とともに、総合窓口を通じて、個別にかつ遅滞なく通知する。

1 日本国に本店又は主たる事務所を有しない法人である陳列区域代表事務所並びにその財産、資産及び収入は、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除される。

2 陳列区域代表事務所は、当該陳列区域代表事務所が輸入する物品に関し、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国の法令に従い、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。その免除にかかわらず、当該免除を受けて輸入される物品は、日本国の法令に基づいて課される禁止又は制限であつて、公衆道徳、公の秩序、公共の安全若しくは公衆衛生に係る理由によるもの、動植物防疫に係る考慮によるもの又は特許、商標、著作権及び複製権の保護に関するものの対象となる。また、当該免除を受けて輸入される物品は、日本国政府と合意した条件による場合を除くほか、日本国において売却されないことが了解される。

3 陳列区域代表事務所は、日本国の消費税及び地方消費税に関する法令に従い、一定の条件及び手続により、次の物品及びサービスの日本国における調達に際して支払われる消費税及び地方消費税の還付を受けることができる。
(a) 博覧会における当該陳列区域代表事務所のパビリオンの建設、設置及び撤去のために調達される物品及びサービス
(b) 当該陳列区域代表事務所の運営のために調達される物品及びサービス

第五条

1 BIE並びにその財産、資産及び収入は、BIEの博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除される。

除される。

2 B I E は、日本国の消費税及び地方消費税に
関する法令に従い、一定の条件及び手続によ
り、B I E の運営のための物品及びサービスの
日本国における調達に際して支払われる消費税
及び地方消費税の還付を受けることができる。

第六条

陳列区域代表事務所及びB I E は、日本国の法
令に従い、いかなる種類の資金、金、通貨又は有
価証券も自由に受領し、取得し、保持し、及び処
分することができる。

第七条

陳列区域代表事務所は、日本国の法令によりそ
の開設のために免許及び登録を要しない無線局を
無償で使用する事ができる。

第八条

1 博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区
域代表事務所の職員は、当該陳列区域代表事務
所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内
で、日本国において次の特権及び免除を享有す
る。

(a) 当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連す
る非商業的活動のために日本国において行
う勤務その他の活動について取得する給料及び
手当に対する課税の免除

(b) 日本国の関税法令に従い、日本国において
最初にその地位に就く際に関税の免除を受け
て家具及び手回品(自動車一台を含む)を輸
入する権利

(c) (b)に規定する自動車に関する全ての直接税
の免除

2 1の規定は、日本国民である陳列区域代表事
務所の職員及び日本国に通常居住している陳列
区域代表事務所の職員については、適用しな
い。

第九条

1 博覧会を目的として日本国を訪問するB I E

の代表者は、B I E の博覧会に関連する非商業
的活動の範囲内で、日本国において次の特権及
び免除を享有する。

(a) B I E の博覧会に関連する非商業的活動の
ために日本国において行う勤務その他の活動
について取得する給料及び手当に対する課税
の免除

(b) 日本国の関税法令に従い、日本国において
最初にその地位に就く際に関税の免除を受け
て家具及び手回品(自動車一台を含む)を輸
入する権利

(c) (b)に規定する自動車に関する全ての直接税
の免除

2 1の規定は、日本国民であるB I E の代表者
及び日本国に通常居住しているB I E の代表者
については、適用しない。

第十条

1 日本国の都道府県公安委員会が発給した有効
な運転免許証を所持する陳列区域代表事務所の
職員、B I E の代表者及びこれらの者の被扶養
者は、追加的な義務を負うことなく、日本国に
おいて当該運転免許証で自動車を運転すること
ができる。

2 千九百四十九年九月十九日にジュネーブで採
択された道路交通に関する条約の附属書九又は
附属書十に定める様式に適合する有効な運転免
許証を所持する陳列区域代表事務所の職員、B
I E の代表者及びこれらの者の被扶養者は、日
本国に到着した後十二箇月を超えない期間、日
本国において当該運転免許証で自動車を運転す
ることができる。

3 2に規定する運転免許証を発給していない
が、日本国の法令に定める日本国の運転免許制
度と同等の水準と認められる運転免許制度を有
している日本国以外の国又は地域が発給した有
効な運転免許証を所持する陳列区域代表事務所
の職員、B I E の代表者及びこれらの者の被扶

養者は、当該運転免許証に日本国の法令に定め
る機関が作成した翻訳文を添付している場合に
限り、追加的な義務を負うことなく、日本国に
到着した後十二箇月を超えない期間、日本国に
おいて当該運転免許証で自動車を運転すること
ができる。

第十一条

1 博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区
域代表事務所の職員及びB I E の代表者(日本
国民でなく、かつ、日本国に通常居住していな
い者に限る)は、日本国の法令に定める社会保
障制度に参加することを要求されない。陳列区
域代表事務所及びB I E は、当該陳列区域代表
事務所の職員及びB I E の代表者に関し、当該
社会保障制度に対する全ての強制的な拠出を免
除される。

2 陳列区域代表事務所の職員及びB I E の代表
者が1の規定に従い日本国の法令に定める社会
保障制度に参加することを要求されない場合に
は、その随伴する被扶養者(日本国民でなく、
かつ、日本国に通常居住していない者に限る)
も、当該社会保障制度に参加することを要求さ
れない。ただし、雇用保険及び労働者災害補償
保険については、この限りでない。

第十二条

陳列区域代表事務所の職員の被扶養者は、その
年齢に応じ、日本国の公立の小学校及び中学校に
入学することを認められる。

第十三条

この協定に定める特権及び免除並びに博覧会へ
の参加に関する全ての必要な情報を陳列区域代表
事務所及びB I E に提供するため、日本国の大阪
に総合窓口が設置される。また、総合窓口は、陳
列区域代表事務所、B I E 及び関係する者に対
し、日本国の当局に提出されるべき特権及び免除
に関するその申請について便宜を供与する。

第十四条

1 この協定によって与えられる特権及び免除
は、博覧会のためにのみ与えられるものであつ
て、個人の一身上の便宜のために与えられるも
のではない。

2 1に規定する特権又は免除の濫用が発生した
と日本国政府が認める場合には、日本国政府
は、陳列区域代表事務所、B I E 又は関係する
者に対し、濫用された特権又は免除の許与を自
国の法令に従って停止する権利を有する。

3 この協定のいかなる規定も、安全保障のため
に全ての予防措置をとる日本国政府の権利に影
響を及ぼすものではない。

第十五条

1 この協定の解釈又は適用に関する日本国政府
とB I E との間の紛争は、協議によって解決さ
れる。

2 1の規定によつて紛争を解決することができ
ない場合には、当該紛争は、日本国政府又はB
I E のいずれかの要請により、次の方法によつ
て個々の事案ごとに設置される仲裁裁判所に決
定のため付託される。

(a) 日本国政府及びB I E は、日本国政府又は
B I E のいずれか一方が他方に対して仲裁の
要請を通告した日の後六十日以内に各一人の
仲裁人を任命する。この二人の仲裁人は、第
三の仲裁人を仲裁裁判所の裁判長として任命
することに合意する。当該第三の仲裁人は、
日本国政府又はB I E のうち各一人の仲裁人
を任命することについていずれか遅い方が他
方に対してその任命を通告した日の後六十日
以内に任命されるものとする。

(b) (a)に規定するそれぞれの期間内に、日本国
政府若しくはB I E のいずれかが仲裁人を任
命することができない場合又は裁判長につい
て二人の仲裁人が合意しない場合には、日本
国政府又はB I E は、国際司法裁判所長に対
し、必要な任命を行うよう要請することがで

3

仲裁裁判所の決定は、投票の過半数による議決で行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、日本国政府及びBIEを拘束する。

第十六条

この協定の改正に関する協議は、日本国政府又はBIEのいずれかの要請によって行われる。いかなる改正も、相互の合意によって行われる。

第十七条

1 この協定は、日本国政府及びBIEがこの協定の受諾を通告する公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、2の規定に基づいて終了しない限り、博覧会の終了の日の後一年が経過するまでの間効力を有する。

2 この協定は、日本国政府とBIEとの間の合意により終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十二年二月十五日にドバイで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

磯俣秋男

博覧会国際事務局のために

D・ケルケンツェス

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

博覧会国際事務局(以下「BIE」という。)は、千九百二十八年に国際博覧会条約(以下「条約」という。)に基づきパリに設立された国際機

関であり、条約の適用を監督し、及び確保する責任を有している。

二千十八年十一月二十三日、パリで開催された第百六十四回BIE総会において、我が国が二千二十五年国際博覧会の開催国となることが決定された。我が国は、二千二十五年日本国際博覧会(以下「博覧会」という。)に際し、参加する国及び国際機関、BIE等の関係者の活動の円滑化を図るため、博覧会に関する特権及び免除に関するBIEとの間の協定の締結に向けた交渉を行った。その結果、協定案文についてBIEとの間で調整が整ったため、二千二十二年二月十五日、本協定の署名が行われた。

本協定は、博覧会に際し、我が国とBIEとの間で、参加国等が事前に指定する陳列区域代表事務所(代表は、参加国等により任命され、その展示について責任を有する。)BIE等に対して特権及び免除を付与すること等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 BIEは、博覧会に関して国際博覧会条約の適用を監督し、及び確保する責任を負うこと。

2 日本国政府は、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会(以下「開催者」という。)による義務の履行を保証し、並びに開催者が博覧会の準備及び運営に関する任務を遂行することを確保すること。

3 日本国政府は、日本国の法令に従い、陳列区域代表事務所の職員等の日本国への入国及び日本国における滞在を容易にするために必要な全ての措置をとること。

4 日本国に本店又は主たる事務所を有しない法人である陳列区域代表事務所又はBIE並びにそれらの財産、資産及び収入は、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほ

か、日本国において全ての直接税を免除されること。

5 陳列区域代表事務所は、当該陳列区域代表事務所が輸入する物品に関し、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国の法令に従い、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除されること。

6 博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員又はBIEの代表者は、当該陳列区域代表事務所又はBIEの博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、博覧会において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税等を免除されること。

7 この協定によって与えられる特権及び免除は、博覧会のためにのみ与えられるものであって、特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府が認める場合には、日本国政府は、陳列区域代表事務所、BIE又は関係する者に対し、濫用された特権又は免除の許与を日本国の法令に従って停止する権利を有すること。

なお、本協定は、日本国政府及びBIEが本協定の受諾を通告する公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国と博覧会に参加する国及び国際機関、BIEとの協力関係の強化に資するほか、参加国等の陳列区域代表事務所、BIE等に対する特権及び免除の付与を通じて、参加国、BIE等の関係者による活動が円滑化され、博覧会の開催及びその準備に向けた環境の整備等に寄与するとの見地から有

意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和四年四月二十七日

外務委員長 城内 実

衆議院議長 細田 博之殿

万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

令和四年三月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

理 由

万国郵便連合憲章の第十追加議定書及び第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書及び第三追加議定書並びに万国郵便条約は、万国郵便連合の運営等及び国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、万国郵便連合憲章及び万国郵便連合一般規則を改正し、並びに現行の万国郵便条約を更新するものであ

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書万国郵便連合憲章の第十追加議定書万国郵便連合憲章の第十一追加議定書万国郵便連合一般規則の第二追加議定書万国郵便連合一般規則の第三追加議定書

る。我が国がこれらの文書を締結することは、引き続き万国郵便連合の加盟国として活動し、及び国際郵便業務を適切に実施するために極めて重要である。よって、これらの文書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

万国郵便連合憲章の第十追加議定書

アデイスアバにおいて臨時大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第三十条の二の規定に鑑み、批准を条件として、同憲章に対する次の改正を採択した。

第一条

憲章第一条を次のように改める。

第一条 連合の範囲及び目的

1 この憲章を採択する諸国は、郵便物の相互交換のため、万国郵便連合と称する政府間機関の枠組みの下で、単一の郵便境域を形成する。継続の自由は、連合の文書に定める条件に従い、連合の全境域において保障される。

2 連合は、郵便業務の組織化及び完成を確保し、かつ、この分野において国際協力の増進を助長することを目的とする。

3 連合は、加盟国が要請する郵便に関する技術援助にできる限り参加する。

第二条

憲章第八条を次のように改める。

第八条 限定連合、特別取極

1 加盟国又は、加盟国の法令に反しない限り、その指定された事業体は、限定連合を設立し、及び国際郵便業務に関する特別取極を締結することができる。ただし、関係加盟国が締約国となっている文書の規定よりも公衆

に不利な規定をその特別取極に入れないことを条件とする。

2 限定連合は、連合が開催する大会議、管理理事会、郵便業務理事会、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

3 連合は、限定連合の大会議、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

第三条

憲章第十八条を次のように改める。

第十八条 郵便業務理事会

1 郵便業務理事会（CEP）は、郵便業務に関する業務上、営業上、技術上及び経済上の問題を扱うことを任務とする。

2 郵便業務理事会の理事国は、連合の名において、かつ、連合のためにその職務を行う。

第四条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

1 この追加議定書は、二千九百十九年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千九百十八年九月七日にアデイスアバで作成した。

万国郵便連合憲章の第十一追加議定書

アビジャンにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第三十条の二の規定に鑑み、批准、受諾又は

承認を条件として、同憲章に対する次の改正を採択した。

第一条

憲章前文を次のように改める。

前文

郵便業務の効果的運営によつて諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力という崇高な目的の達成に貢献するため、

締約国政府の全権委員は、批准、受諾又は承認を条件として、この憲章を採択した。

万国郵便連合（以下「連合」という。）の任務は、次のことを行うことにより、全世界の住民間の通信を容易にするため、効率的で利用しやすい普遍的な郵便業務の質の永続的發展を促進することである。

相互に連結したネットワークから構成される単一の郵便境域における郵便物の自由な流れを保障すること。

公平で共通の標準の採用及び技術の使用を奨励すること。

利害関係者間の協力及び相互作用を確保すること。

効果的な技術協力を促進すること。

第二条

憲章第一条を次のように改める。

第一条 連合の範囲及び目的

1 この憲章を採択する諸国は、郵便物の相互交換のため、万国郵便連合と称する政府間機関の枠組みの下で、単一の郵便境域を形成する。継続の自由は、連合の文書及びこれらの追加議定書（以下「連合の文書」と総称する。）に定める条件に従い、連合の全境域において保障される。

2 連合は、郵便業務の組織化及び完成を確保

し、かつ、この分野において国際協力の増進を助長することを目的とする。

3 連合は、加盟国が要請する郵便に関する技術援助にできる限り参加する。

第三条

憲章第一条の二を次のように改める。

第一条の二 定義

1 連合の文書の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

1.1 「郵便業務」とは、連合の文書により定められ、及び規律される範囲の全ての国際郵便業務をいい、郵便物の取集、処理、送達及び配達を確保することによつて加盟国の一定の社会的及び経済的目的を達成することを主たる業務とする。

1.2 「加盟国」とは、次条に規定する条件を満たす国をいう。

1.3 「単一の郵便境域」とは、連合の文書の締約国が、連合の文書に定める条件に従い、継続の自由を尊重した上で郵便物の相互交換を確保し、及び他の領域又は地域からの継続郵便物を差別することなく自国の郵便物と同様に取り扱う義務を負う境域をいう。

1.4 「継続の自由」とは、仲介加盟国が、連合の文書に定める条件に従い、内国制度における郵便物に対する取扱いと同様の取扱いにより、他の加盟国への継続のために引き渡された郵便物を送達することを確保する原則をいう。

1.5 削除

1.6 削除

1.6 の二 「郵便物」とは、通常郵便物、小包郵便物、郵便為替証書等加盟国の指定された事業体により差し出される個々の物を意味する包括的な用語であり、その詳細は、万

国郵便条約(以下「条約」という。)、連合の約定(第二十二条に規定するもの)及びこれらの施行規則において定める。

1.7 「指定された事業体」とは、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書、から生ずる関連する義務を履行するために、加盟国によつて正式に指定された政府機関又は非政府機関をいう。

1.8 「留保」とは、加盟国が、連合の文書(憲章及び一般規則を除く。)の規定の自国への適用上その法的効果を排除し、又は変更することを意図する例外条項をいう。いずれの留保も、前文及び前条に規定する連合の趣旨及び目的と両立するものでなければならぬ。留保については、正当な理由を有するものとし、及び当該留保が対象とする文書の承認に必要な多数によつて承認されなければならない。また、当該文書に係る最終議定書に規定する。

憲章第四条を次のように改める。

第四条 例外的関係

1 自国の指定された事業体が連合に含まれない地域のために郵便業務を代行する加盟国は、他の加盟国の仲介者となるものとする。条約及びその施行規則の規定は、この例外的関係に適用する。

第五条

憲章第八条を次のように改める。

第八条 限定連合、特別取極

1 加盟国又は、加盟国の法令に反しない限り、その指定された事業体は、限定連合を設立し、及び郵便業務に関する特別取極を締結することができる。ただし、関係加盟国が締約国となっている文書の規定よりも公衆に不利な規定をその特別取極に入れないことを条件とする。

2 限定連合は、連合が開催する大会議、管理理事会、郵便業務理事会、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

3 連合は、限定連合の大会議、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

第六条

憲章第九条を次のように改める。

第九条 国際連合との関係

1 連合と国際連合との関係は、その本文がこの憲章に附属している協定によつて規律される。

第七条

憲章第十一条を次のように改める。

第十一条 連合への加入又は加盟、手続

1 国際連合加盟国は、連合に加入することができる。

2 国際連合加盟国でない主権国は、連合員としての加盟を請求することができる。

3 連合への加入又は加盟請求の文書は、憲章その他連合の義務的な文書への加入の正式の宣言を伴わなければならない。その加入又は加盟請求の文書は、関係国政府が国際事務局長に送付するものとし、同事務局長は、加入を通告し、又は加盟請求について加盟国に諮問する。

4 国際連合加盟国でない国は、その請求が加盟国の少なくとも三分の二によつて承認された場合には、連合員として加盟したものとされる。諮問の日から起算して四箇月以内に自国の回答が国際事務局によつて受領されなかった加盟国は、棄権したものとみなされる。物理的手段又は安全な電子的手段により同事務局に提出される回答には、関係する加盟国の政府当局から正当に委任を受けた代表者が署名しなければならない。この4の規定の適用上、「安全な電子的手段」とは、データの処理、保管及び送信のために使用されるあらゆる電子的手段であつて、加盟国による回答の提出の際にそのデータの完全性、保水性及び秘密性を確保するものをいう。

5 加入又は連合員としての加盟は、国際事務局長が加盟国政府に通告する。加入又は加盟は、その通告の日から効力を生ずる。

第八条

憲章第十二条を次のように改める。

第十二条 連合からの脱退、手続

1 各加盟国は、関係国政府が国際事務局長に對して行つた憲章の廃棄通告によつて、連合から脱退する権能を有するものとし、同事務局長は、この通告を加盟国政府に通知する。

2 連合からの脱退は、国際事務局長が1の廃棄通告を受領した日から起算して一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第九条

憲章第二十一条を次のように改める。

第二十一条 連合の経費、加盟国の分担金

1 各大会議は、次の経費の最高限度額を定める。

1.1 連合の年次経費

1.2 次回の大会議の開催に係る経費

2 1に規定する経費の最高限度額は、やむを得ない場合には、一般規則の関係規定に従うことを条件として、超過することができる。

3 連合の経費(2の規定に基づく超過分を含む)は、加盟国が共同で負担する。このため、各加盟国は、一般規則に定める関係規定に従つて、自国が属することを希望する分担等級を選定する。

4 第十一条の規定による加入又は加盟の場合にも、関係国は、同様に、一般規則に定める関係規定に従つて、連合の経費の分担上自国

が属することを希望する分担等級を選定する。

第十条

憲章第二十二条を次のように改める。

第二十二条 連合の文書

1 憲章は、連合の基本的文書とする。憲章は、連合の組織規定を内容とし、留保の対象とならない。

2 一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定を内容とする。一般規則は、全ての加盟国について義務的な文書とし、留保の対象とならない。

3 条約及びその施行規則は、郵便業務に適用される共通の規則を内容とする。これらの文書は、全ての加盟国について義務的な文書とする。加盟国は、自国の指定された事業体が、条約及びその施行規則から生ずる義務を履行することを確保する。

4 連合の約定及びその施行規則は、それぞれ、その締約国である加盟国間の業務を定め、及び規律する(条約及びその施行規則で定め、及び規律するものを除く)。連合の約定及びその施行規則は、その締約国である加盟国のみを拘束する。当該締約国である加盟国は、自国の指定された事業体が、連合の約定及びその施行規則から生ずる義務を履行することを確保する。

5 3及び4に規定する施行規則は、条約及び連合の約定を実施するために必要な細目手続を内容とするものとし、大会議において行われた決定を考慮して、郵便業務理事会が定める。

6 3から5までに規定する連合の文書に場合により附属する最終議定書は、当該文書に対する留保を内容とする。

第十一条

憲章第二十五条を次のように改める。

第二十五条 連合の文書への署名並びにこれらの文書の認証、批准、受諾及び承認並びにこれらの文書への加入 1 大会議が作成した連合の文書には、加盟国の全権委員が署名する。 2 施行規則については、郵便業務理事会の議長及び事務局長が認証する。 3 連合の文書については、署名国がそれぞれ自国の憲法上の規則に従ってできる限り速やかに批准し、受諾し、又は承認する。 4 削除 5 いずれかの加盟国がその署名した連合の文書を批准せず、受諾せず、又は承認しない場合にも、当該文書は、これらを批准し、受諾し、又は承認した加盟国に関しては、効力を害されることがない。 6 加盟国は、大会議内部規則に定める関連する手続に従い、自国が署名しなかった連合の文書に、いつでも加入することができる。 7 加盟国の連合の文書への加入は、次条の規定に従って通告する。 第十二条 憲章第二十六条を次のように改める。 第二十六条 連合の文書の批准、受諾及び承認並びにこれらの文書への加入の通告 1 連合の文書の批准書、受諾書、承認書及び加入書は、できる限り速やかに国際事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、その寄託を加盟国政府に通告する。 第十三条 憲章第二十七条を次のように改める。 第二十七条 約定への加入 削除 第十四条 憲章第二十八条を次のように改める。 第二十八条 連合の約定の廃棄	1 各加盟国は、第十二条に規定する条件を準用して、一又は二以上の連合の約定への参加を終止する権能を有する。 第十五条 憲章第二十九条を次のように改める。 第二十九条 議案の提出 1 加盟国は、自国が締約国となっている連合の文書に関する議案を大会議に、又は大会議から大会議までの間において提出する権利を有する。 2 もつとも、憲章及び一般規則に関する議案は、大会議にのみ提出することができる。 3 また、施行規則に関する議案は、国際事務局を通じて郵便業務理事会に提出するものとする。 第十六条 憲章第三十条を次のように改める。 第三十条 憲章の改正 1 この憲章に関する議案で大会議に提出されたものは、採択されるためには、少なくとも投票権を有する連合加盟国の三分の二により承認されなければならない。 2 大会議が採択した憲章の改正は、追加議定書の対象となり、その大会議が定める日に効力を生ずる。この改正は、第二十二条に定める憲章の義務的性質に影響を及ぼすことなく、加盟国ができる限り速やかに批准し、受諾し、承認し、又は加入するものとする。その批准書、承認書又は加入書は、第二十六条に定めるところに従って取り扱う。 第十七条 憲章第三十一条を次のように改める。 第三十一条 一般規則、条約及び連合の約定の改正 1 一般規則、条約及び連合の約定は、それぞれ当該文書に関する議案の承認のための条件を定める。 2 一般規則、条約及び連合の約定の改正は、	追加議定書の対象となり、大会議が定める日に効力を生ずる。これらの改正は、第二十二條に定める連合の文書の義務的性質に影響を及ぼすことなく、加盟国ができる限り速やかに批准し、受諾し、承認し、又は加入するものとする。その批准書、承認書、承認書又は加入書は、第二十六条に定めるところに従って取り扱う。この2の規定は、大会議から大会議までの間に採択された条約及び連合の約定の改正について準用する。 第十八条 この追加議定書の効力発生及び有効期間 この追加議定書は、二千二十二年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。 以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。 二千二十一年八月二十六日にアビジャンで作成した。 万国郵便連合一般規則の第二追加議定書 アデイスアベバにおいて臨時大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。 第一条 一般規則第百三条を次のように改める。 第百三条 大会議の権限 1 大会議は、加盟国、管理理事会及び郵便業務理事会の提案に基づき、次のことを行う。
万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書	1.1 万国郵便連合憲章前文及び第一条に規定する連合の任務及び目的を達成するための一般的政策を決定すること。 1.2 万国郵便連合憲章第二十九条及びこの一般規則第百三十八條の規定に従って加盟国及び両理事会から提出される同憲章、この一般規則、万国郵便条約及び約定に関する改正案を検討し、及び適当な場合には採択すること。 1.3 連合の文書の効力発生の日を定めること。 1.4 大会議内部規則及びその改正を採択すること。 1.5 管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会が、前回の大会議からの期間の自己の活動に関して第百十一条、第百七條及び第百二十五條の規定に従ってそれぞれ提出した包括的な報告書を検討すること。 1.6 連合の戦略を採択すること。 1.6 の二 万国郵便連合の四年ごとの事業計画案を承認すること。 1.7 万国郵便連合憲章第二十一條の規定に従い、連合の経費の最高限度額を定めること。 1.8 管理理事会及び郵便業務理事会の議席を占める加盟国を、特に関連の大会議の決議に定める選出の手続に従って選出すること。 1.9 国際事務局局長及び国際事務局次長を選出すること。 1.10 ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額を決議によって定めること。	万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

令和四年四月二十八日 衆議院會議録第二十四号

万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一六

2 大会議は、連合の最高機関として、郵便業務に関する他の問題を扱う。

第二条

一般規則第百四条を次のように改める。

第百四条 大会議内部規則

1 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議内部規則を適用する。

2 大会議は、大会議内部規則を同内部規則に定める条件に従って改正することができる。

3 1及び2の規定は、臨時大会議について準用する。

第三条

一般規則第百五条を次のように改める。

第百五条 連合の機関のオブザーバー

1 次の者は、大会議、管理理事会及び郵便業務理事会の全会及び委員会の全会にオブザーバーとして参加するよう招請される。

1.1 国際連合

1.2 限定連合

1.3 諮問委員会の委員

1.4 大会議の決議又は決定により、連合の全会にオブザーバーとして参加することを許可された団体

2 次の者は、第百七条¹²の規定に従って管理理事会により正当に指定された場合には、特別のオブザーバーとして大会議の特定の全会に参加するよう招請される。

2.1 国際連合の専門機関及び他の政府間機関

2.2 国際機関、団体若しくは企業又は資格のある者

3 1に規定するオブザーバーに加えて、管理理事会及び郵便業務理事会は、連合及びその機関にとって利益となる場合には、内部規則に従って、当該各理事会の全会に参加する特別のオブザーバーを指定することができる。

第四条

一般規則第百六条を次のように改める。

第百六条 管理理事会の構成及び運営

1 管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3 管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によって選出されることはできない。

4 管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

5 管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

6 管理理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチームその他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

第五条

一般規則第百七条を次のように改める。

第百七条 管理理事会の権限

1 管理理事会は、次の権限を有する。
1.1 大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関

する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する国際的な政策(例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの)を考慮しつつ、大会議から大会議までの間における連合の全ての活動を監督すること。

1.2 国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し、及び監督すること。

1.3 万国郵便連合の四年ごとの事業計画案であつて大会議により承認されたものを検討し、及び当該事業計画案に提示されている活動を実際に利用可能な財源と一致させた上で当該事業計画案を確定すること。確定された計画は、また、適当な場合には、大会議における優先順位を付する手続の結果と一致すべきである。管理理事会によって確定され、及び承認された万国郵便連合の四年ごとの事業計画は、管理理事会及び郵便業務理事会によって作成され、及び実施される年次運営計画と同様に、年次計画及び年次予算の作成の基礎となる。

1.4 3の規定に従い、万国郵便連合の確定された事業計画を考慮に入れ、連合の年次計画及び年次予算並びに年次会計報告を審査し、及び承認すること。

1.5 やむを得ない場合には、第百四十五条3から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めること。

1.6 請求があつた場合には、第百五十条6に定める条件に従って、一段階低い分担等級の選定を認めること。

1.7 加盟国から請求があつた場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係する地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。

1.8 定められた経費の最高限度額による制約

を考慮して、通常予算によつて賄う国際事務局内の職を創設し、又は廃止すること。

1.9 その職務を遂行するため加盟国と接触することを決定すること。

1.10 郵便業務理事会と協議の上、第百五条1及び2.1に規定するオブザーバーではない機関と構築すべき関係を決定すること。

1.11 連合と他の国際機関との関係に関する国際事務局の報告書を審査すること並びに連合と他の国際機関との関係の在り方及びこの関係についてとるべき措置に関して適当と認める決定を行うこと。

1.12 郵便業務理事会及び国際事務局局長と協議の上、大会議及びその委員会の専門的な全会に特別のオブザーバーとして招請されるべき国連の専門機関、国際機関、団体、企業及び資格のある者(大会議及びその委員会の専門的な全会に代表者を出すことが連合又は大会議の活動の利益のためである場合に限り)を適当な時期に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。

1.13 第百一条3に規定する場合において次回の大会議の開催される加盟国を指定すること。

1.14 適当な時期に、かつ、郵便業務理事会と協議の上、大会議の活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の権限を定めること。

1.15 郵便業務理事会と協議の上及び大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。

1.15.1 大会議の副議長国となるべき加盟国並

- びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国。これらの加盟国の指定に当たっては、加盟国の衡平な地理的配分をできる限り考慮する。
1. 15. 2 大会議の限定委員会の構成国となるべき加盟国
1. 16 諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。
1. 17 国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。
1. 18 大会議、郵便業務理事会又は加盟国の請求に応じて連合又は国際郵便業務に関する行政上、立法上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定する分野において、大会議から大会議までの間において加盟国が請求する研究を行うことが適当であるか否かについて決定する。
1. 19 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第四百四十条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。
1. 20 第百十三条1.6の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。
1. 21 郵便業務理事会と協議の上、大会議に提出するために戦略案を審査し、及び承認すること。
1. 22 諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討議し、並びに諮問委員会の勧告を大会議に提出するために検討すること。
1. 23 国際事務局の活動を監督すること。
1. 24 国際事務局が連合の活動及び財務運営に關して作成する年次報告書を承認し、必要があるときは、これらに關する意見書を提出すること。
1. 25 財政的影響が大きい問題(料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国における通常郵便物の差出し)に關する研究において郵便業務理事会が考慮に入れる原則を必要に応じて定め、これらの問題に關する研究の動向を監視し、並びにこれらの問題に關する郵便業務理事会の議案の当該原則との適合性を審査し、及び承認すること。
1. 26 その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め、又は新たな方法をとることに關する郵便業務理事会の勧告を承認すること。
1. 27 郵便業務理事会の作成する年次報告書及び適当な場合には同理事会の提出する議案を検討すること。
1. 28 次回の大会議に提出するため、前回の大会議で承認された連合の戦略に關する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて国際事務局が郵便業務理事会と協議の上作成したもの承認すること。
1. 29 諮問委員会の組織のための枠組みを定め、及び第百二十二条の規定に従つて同委員会の組織を承認すること。
1. 30 諮問委員会の委員となるための基準を定め、及びこれらの基準に従つて委員となるための申請を承認し、又は承認しないこと。この場合において、管理理事会の会合から会合までの間において迅速な手続を通じて申請に対する取扱いが行われることを確保する。
1. 31 連合の財政規則を定めること。
1. 32 予備基金の管理規則を定めること。
1. 33 特別基金の管理規則を定めること。
1. 34 特別活動基金の管理規則を定めること。
1. 35 任意基金の管理規則を定めること。
1. 36 職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。
1. 37 福祉基金規則を定めること。
1. 38 第百五十二条の規定の範囲内で、利用者の資金提供による補助機関の設立及びその活動について監督を行うこと。
1. 39 管理理事会内部規則及びその改正を採択すること。
- 第六條
一般規則第百八条を次のように改める。
第百八條 管理理事会の会期の開催
1 管理理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する構成を定めるための会合において、理事国のうちから四の副議長国を選出し、及びその内部規則を定める。議長国及び四の副議長国は、連合の五の地理的集団のそれぞれの加盟国とする。
2 管理理事会は、その内部規則に定める関連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は例外的により多く会合する。
3 管理理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導する。また、運営委員会は、国際事務局が連合の活動に關して作成する年次報告書を同理事会の名において承認するものとし、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた他の全ての任務を行う。
4 郵便業務理事会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に郵便業務理事会に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便業務理事会を代表する。
5 諮問委員会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に同委員会に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。
第七條
一般規則第百九条を次のように改める。
第百九條 オブザーバー
1 オブザーバー
1.1 郵便業務理事会は、同理事会の活動と管理理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして管理理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。
1.2 管理理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。
2 原則
2.1 管理理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することが出来る。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することが出来る。
2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、管理理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う

研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により常設の部会及び特別のチームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となつてゐる事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

第八條

一般規則第百十條を次のように改める。

第百十條 旅行の費用の償還

1 管理理事会の会合に参加する各理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、同理事会及び国際連合がそれぞれ作成する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国の各一人の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。）の償還を受ける権利を有する。これ

と同様の権利は、同理事会の委員会又は他の機関が大会議及び同理事会の会期外に会合するときに、当該委員会又は他の機関の各構成国の代表者に対し与えられる。

第九條

一般規則第百十二條を次のように改める。

第百十二條 郵便業務理事会の構成及び運営

1 郵便業務理事会は、四十八の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 郵便業務理事会の理事国は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。各地理的集団の理事国の少なくとも三分の一は、大会議の際に交代する。

3 郵便業務理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

4 郵便業務理事会の運営費は、連合が負担する。理事国は、報酬を受けない。

5 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチーム、利用者の資金提供による補助機関その他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

第十條

一般規則第百十三條を次のように改める。

第百十三條 郵便業務理事会の権限

1 郵便業務理事会は、次の権限を有する。

1.1 国際郵便業務の発展及び改善のための実際的な措置を調整すること。

1.2 管理理事会の権限の範囲内で同理事会が承認することを条件として、国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。

1.3 その職務を遂行するため加盟国及びその指定された事業体と接触することを決定すること。

1.4 加盟国及びその指定された事業体に関係のある技術、業務、経済及び職業訓練の分野において加盟国及びその指定された事業体の経験及び成果を研究し、及び普及させるために必要な措置をとること。

1.5 管理理事会と合意の上、全ての加盟国及びその指定された事業体、特に開発途上にある新たな国及びその指定された事業体との技術協力の分野において適当な措置をとること。

1.6 郵便業務理事会の理事国、管理理事会又は加盟国若しくはその指定された事業体から提出される他の全ての問題を検討すること。

1.7 諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討議し、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には諮問委員会の勧告を大会議に提出するために検討し、及び意見を付すること。

1.8 諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。

1.9 財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率、小包郵便物の割当料金及び外国における通常郵便物の差出し）を含む全ての加盟国又はその指定された事業体が関心を有する業務上、営業上、技術上、経済上及び技術協力上の最も重要な問題を研究し、これらの問題に関する情報及び意見をまとめ、並びにこれらの問題に対してとるべき措置を勧告すること。

1.10 大会議に提出する連合の戦略案及び四年この事業計画案の策定のために必要な資

料を管理理事会に提供すること。

1.11 加盟国、その指定された事業体及び開発途上にある新たな国に関係のある教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。

1.12 開発途上にある新たな国の現状及びニーズを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。

1.13 大会議が別段の決定を行わない限り、大会議の終了後六箇月以内に連合の施行規則を改正すること。郵便業務理事会は、また、他の会期において連合の施行規則を改正することができる。いずれの場合においても、同理事会は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針に従う。

1.14 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百四十條の規定に従つて加盟国に対し、その承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、同理事会の承認を必要とする。

1.15 いずれかの加盟国が第百三十九條の規定に従つて国際事務局に送付する議案を当該いずれかの加盟国の請求に応じて検討すること、当該議案に関する意見書を作成すること及び加盟国の承認を得るため当該議案を提出するのに先立ち、同事務局に当該議案の附属として当該意見書を添付させること。

1.16 必要があるときは、場合により管理理事会の承認を得て、及び全ての加盟国と協議の上、大会議が決定するまでの間規則を定め、又は新たな方法をとることを勧告すること。

1.17 技術、業務その他その権限内の分野において統一の実施が不可欠であるものについて、加盟国及びその指定された事業体に対する勧告(連合の文書に定める場合には、拘束力のある規定)として作成し、提示すること。また、郵便業務理事会は、必要な場合には、既に作成した基準の変更を提示する。

1.18 第五百二十二条の規定に従い、利用者の資金提供による補助機関の組織のための枠組みを定め、及び当該組織を承認すること。

1.19 利用者の資金提供による補助機関から毎年送付される報告書を受領し、及び審査すること。

1.20 郵便業務理事会内部規則及びその改正を採択すること。

一般規則第百十四条を次のように改める。

第百十四条 郵便業務理事会の会期の開催

1 郵便業務理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する最初の会合において、理事国のうちから一の議長国及び四の副議長国並びに各委員会の議長国、副議長国及び共同議長国を選出し、並びにその内部規則を定める。同理事会の議長国及び四の副議長国は、連合の五の地理的集団のそれぞれの加盟国とする。

2 郵便業務理事会は、その内部規則に定める関連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は例外的により多く会合する。

3 郵便業務理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を

行い、及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた全ての任務を行う。

4 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略(特に連合の常設機関の戦略に関する部分)に基づき、当該大会議後の同理事会の最初の会期において、戦略の実現を目的とした種々の戦略から成る基本活動計画を作成する。この基本活動計画は、現実的であり、かつ、共通の利益となる課題に関する限られた数の活動を含むものとし、新たな状況及び優先度に照らして毎年修正する。

5 諮問委員会の議長は、郵便業務理事会の会合の議事日程に同委員会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。

一般規則第百十五条を次のように改める。

第百十五条 オブザーバー

1 オブザーバー

1.1 管理理事会は、同理事会の活動と郵便業務理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして郵便業務理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

1.2 郵便業務理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

2 原則

2.1 郵便業務理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限す

ることができる。

2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、郵便業務理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により常設の部会及び特別のチームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となつていない事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合においては郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

第十三条

一般規則第百六条を次のように改める。

第百六条 旅行の費用の償還

1 郵便業務理事会に参加する加盟国の代表者の旅行の費用及び滞在費は、当該加盟国が負担する。ただし、国際連合の作成する表において後発開発途上国の一とみなされる加盟国の各一人の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若

しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用(エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。)の償還を受ける権利を有する。

第十四条

一般規則第百七条の次に次の一条を加える。

第百七条の二 連合の常設機関の調整委員会

1 管理理事会の議長、郵便業務理事会の議長及び国際事務局局長は、連合の常設機関の調整委員会を構成する。

2 調整委員会は、次の権限及び任務を有する。

2.1 連合の常設機関の活動の調整に貢献すること。

2.2 必要な場合には、連合及び郵便業務に関する重要な問題について討議するため、並びに連合の機関に対してこれらの問題に関する評価を提供するために会合すること。

2.3 連合の活動に関する全ての決定が連合の文書に定めるそれぞれの機関の責任に基づき適当な機関によつてなされるように、戦略計画の作成の適正な実施を確保すること。

3 調整委員会は、管理理事会の議長の招集により、連合の所在地において、一年に二回会合する。会合の期日及び場所は、同理事会の議長が郵便業務理事会の議長及び国際事務局長と合意の上決定する。

第十五条

一般規則第百二十三条を次のように改める。

第百二十三条 大会議、管理理事会及び郵便業務理事会における諮問委員会の代表

1 諮問委員会は、連合の機関との有効な連絡を確保するため、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事

3. 車合の幾何の舌効の焦莆々バ且戦

3.

13. 書類、報告書及び議事録の準備、作成

3
文が已可

3

[illegible]

事務局の運営

連合の機関の会合に出席し 投票権なし

て審議に参加することをもつとも代理を

出たところから

又見則第三百三十條を次のように改める。

第三百三十条 連合の機関の書類の準備

及ひ配在

國際雪橇月例會議規則及雪橇月例會議規則

一定する言語で発せられる全ての書頭を準備

るものとし、連合のウェブサイト上で利用

同事務局にまた特に加盟国

特別に言ひ及ぶべき事項は、

電子についても車合のウェブサイトで通印

る。

さらに、国際事務局は、いすゞ力のか加盟国

（三）立憲主義の二つの類型

（義事既要等）の物理的方式によ

配布を行う。

第十八条

專任三人、一人は義人の義弟の男

の手続

加盟国による大会議への全ての種類の議案

2万5千の規定が適用される場合

を除くほか、次の手続による。

- 1.1 大会議の開会日の六箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。
- 1.2 編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ六箇月の期間は、受理されない。
- 1.3 実質的な議案であつて大会議の開会日の六箇月前から四箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の二の加盟国の支持がない限り、受理されない。
- 1.4 実質的な議案であつて大会議の開会日に先立つ四箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の八の加盟国の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案は、受理されない。
- 1.5 議案に対する支持の通告は、当該議案に係る期間と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。
- 2 万国郵便連合憲章及びこの一般規則に関する議案は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の六箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、かつ、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。
- 3 各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなつた変更のみを内容としなければならない。また、連合に実質的な支出をもたらすおそれのある議案は、その実施に必要な資金を決定するために、当該議案を提出する加盟国が国際事務局と協議の上作成した財政的影響に関する記載を伴うものとする。
- 4 編集上の議案には、これを提出する加盟国

が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であつて同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。

- 5 1及び4に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出及び管理理事会又は郵便業務理事会による議案の提出については、適用しない。

第十九条

一般規則第四百四十四条を次のように改める。

第四百四十四条 施行規則及び大会議から大会議までの間に採択された決定の効力発生

- 1 施行規則は、大会議が作成した連合の文書と同一の日に効力を生じ、同一の期間効力を有する。
- 2 1の規定が適用される場合を除くほか、大会議から大会議までの間に採択された連合の文書の改正に関する決定は、その通報の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。ただし、新たに作成された施行規則が1の規定に従つて効力を生ずる前に当該施行規則の改正が採択された場合には、この必要な期間は、当該改正については、適用しない。

第二十条

一般規則第四百四十六条を次のように改める。

第四百四十六条 加盟国の分担金に関する規則

- 1 連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。
- 2 加盟国は、管理理事会の決定する予算に基

づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月目から年五パーセントの割合の利子が生ずる。

- 3 加盟国が連合に対して負う分担金(未払分につき生ずる利子は含まない)の滞納額が、直前の二の会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないものとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。

- 4 法的な理由その他の理由により3に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、その滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。
- 5 連合に対して負う分担金の滞納については、例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。
- 6 管理理事会は、例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

- 7 加盟国は、管理理事会によつて承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。
- 8 3から7までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用する。
- 9 国際事務局は、請求書をその支払期日の遅くとも三箇月前に加盟国に送付する。請求書

の原本は、関係する加盟国が通報する正確な所在地宛てに送付される。請求書の電子的な写しは、事前の通報又は注意の喚起として電子メールにより送付される。

- 10 国際事務局は、また、特定の請求書に係る延滞利子を加盟国に課することに、当該加盟国がその利子がいずれの請求に対応するものであるかを容易に識別できるよう、明確な情報を提供する。

第二十一条

一般規則第五百十条を次のように改める。

第五百十条 分担等級

- 1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級は、次のとおりとする。

五〇単位等級

四七単位等級

四五単位等級

四三単位等級

四〇単位等級

三七単位等級

三五単位等級

三三単位等級

三〇単位等級

二七単位等級

二五単位等級

二三単位等級

二〇単位等級

一七単位等級

一五単位等級

一三単位等級

一〇単位等級

七単位等級

五単位等級

三単位等級

一位等級

二分の一単位等級

国際連合が定める後

発開発途上国その他管理理事会が指定する

国のためのもの)

一〇分の一単位等級(国際連合がその関係部局の発行する最新の統計上の情報に基づき人口二〇万未満の開発途上にある島嶼国と認める国のためのもの)

2 いずれの加盟国も、1に規定する分担等級に代えて、少なくとも大会議から大会議までの間に等しい期間継続することを条件として、その加盟国が属する分担等級に相当する分担単位数よりも大きい分担単位数の拠出を選定することができる。このような変更は、遅くとも大会議の際に公表するものとする。大会議から大会議までの期間が満了した時点において、その加盟国は、当該加盟国がより大きい分担単位数の拠出の維持を決定しない限り、自動的に当初の分担単位数に戻る。追加の分担金の支払に応じて経費も増加するものとする。

3 加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、万国郵便連合憲章第二十一条4に定める手続に従って1に規定する分担等級のいずれかに属する。

4 加盟国は、その後、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に変更の要請を送付することを条件として、より低い分担等級を選定することができる。大会議は、分担等級の変更に係るこれらの要請について、拘束力のない見解を示す。要請を送付した加盟国は、当該見解に従うか否かについて自由に決定することができる。当該加盟国の最終的な決定は、大会議の終了前に国際事務局に伝達されるものとする。変更に係る要請は、大会議が定める財政に関する規定の効力発生の日に効力を生ずる。定められた期限までに分担等級の変更の希望を表明しなかった加盟国は、その時まで属していた分担等級に引き続き属する。

万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便連合一般規則の第二追加議定書

5 加盟国は、一度に二段階以上低い分担等級への変更を要求することができない。

6 国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従った分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じた次の大会議までの期間中一回に限り、一段階低い分担等級への一時的な変更を認めることができる。また、同理事会は、同様の状況の下において、既に一単位等級に属する加盟国であつて後発開発途上国に属さないものにつき二分の一単位等級への一時的な変更を認めることができる。

7 6の規定の適用による分担等級の一時的な変更は、二年(二年以内に次の大会議が開催される場合には、当該大会議までの期間)を限度とする期間に限って、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担等級に戻る。

8 4及び5の規定にかかわらず、一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。

第二十二條

一般規則第五十二條を次のように改める。

第五十二條 利用者の資金提供による補助機関の組織

1 郵便業務理事会は、管理理事会の承認を条件として、万国郵便連合憲章第十八條に規定する自己の権限の範囲内における業務上、営業上、技術上及び経済上の活動であつて通常予算によつて賄ふことができないものを行うため、利用者の資金提供による補助機関その資金提供は任意とする。)を設立することができる。

2 郵便業務理事会は、同理事会の下に1に規

定する補助機関を設立する場合には、政府間機関としての連合の基本的な規則及び原則を十分に考慮しつつ当該補助機関の内部規則が準拠する枠組みを決定し、承認を得るために管理理事会に提出する。当該枠組みには、次の要素を含む。

2.1 任務
2.2 構成(当該補助機関の構成員の分類を含む。)

2.3 意思決定についての規則(当該補助機関の内部構造及び当該補助機関と連合の他の機関との関係を含む。)

2.4 投票及び代表についての原則
2.5 財政(出資、利用料等)

2.6 事務局の構成及び運営上の構造

3 利用者の資金提供による補助機関は、2に規定する枠組みであつて、郵便業務理事会が決定し、管理理事会が承認するものの中で自律的に活動するものとし、検討のために郵便業務理事会に提出する自己の活動に関する年次報告書を作成する。

4 管理理事会は、利用者の資金提供による補助機関が通常予算に払い込むべき経費に関する規則を作成し、連合の財政規則において公表する。

5 国際事務局局長は、利用者の資金提供による補助機関のために雇用する職員に適用される職員規則及びその施行規則の関連規定に基づき、当該補助機関の事務局を管理する。当該補助機関の事務局は、国際事務局の不可分の一部を成す。

6 この条の規定に従つて設立される利用者の資金提供による補助機関に関する情報は、その設立の後に大会議に報告される。

第二十三條 この追加議定書の効力発生及び有効期間

1 この追加議定書は、二千十九年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千十八年九月七日にアデイスアバで作成した。

万国郵便連合一般規則の第三追加議定書

アビジャンにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。

第一條

一般規則第六條を次のように改める。

第六條 管理理事会の構成及び運営
1 管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3 管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によつて選出されることはできない。第一段から第三段までの規定の適用を妨げることなく、国際連合の作成する表において太平洋諸島の国及び地域として定められている加盟国の属する地理的集団については、その一議席がこれらの加盟国のために確保される。

4 管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

5 管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

6 管理理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチームその他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

第二条

一般規則第七七条を次のように改める。

第七七条 管理理事会の権限

1 管理理事会は、次の権限を有する。

- 1.1 大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する国際的な政策(例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの)を考慮しつつ、大会議から大会議までの間における連合の全ての活動を監督すること。
- 1.2 国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し、及び監督すること。
- 1.3 連合の四年ごとの事業計画案であつて大会議により承認されたものを検討し、及び当該事業計画案に提示されている活動を実

際に利用可能な財源と一致させた上で当該事業計画案を確定すること。確定された計画は、また、適当な場合には、大会議における優先順位を付する手続の結果と一致すべきである。管理理事会によつて確定され、及び承認された連合の四年ごとの事業計画は、管理理事会及び郵便業務理事会によつて作成され、及び実施される年次運営計画と同様に、年次計画及び年次予算の作成の基礎となる。

1.4 1.3の規定に従い、連合の確定された事業計画を考慮に入れ、連合の年次計画及び年次予算並びに年次会計報告を審査し、及び承認すること。

1.5 やむを得ない場合には、第四百五十五条3から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めること。

1.6 請求があつた場合には、第五百五条6に定める条件に従つて、一段階低い分担等級の選定を認めること。

1.7 加盟国から請求があつた場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係する地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。

1.8 定められた経費の最高限度額による制約を考慮して、通常予算によつて賄う国際事務局内の職を創設し、又は廃止すること。

1.9 その職務を遂行するため加盟国と接触することを決定すること。

1.10 郵便業務理事会と協議の上、第五百条1及び2.1に規定するオブザーバーではない機関と構築すべき関係を決定すること。

1.11 連合と他の国際機関との関係に関する国際事務局の報告書を審査すること並びに連合と他の国際機関との関係の在り方及びこ

の関係についてとるべき措置に関して適当と認める決定を行うこと。

1.12 郵便業務理事会及び国際事務局長と協議の上、大会議及びその委員会の専門的な会合に特別のオブザーバーとして招請されるべき国連の専門機関、国際機関、団体、企業及び資格のある者(大会議及びその委員会の専門的な会合に代表者を出すことが連合又は大会議の活動の利益のためである場合に限る。)を適当な時期に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。

1.13 第一百一条3に規定する場合において次回の大会議の開催される加盟国を指定すること。

1.14 適当な時期に、かつ、郵便業務理事会と協議の上、大会議の活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の権限を定めること。

1.15 郵便業務理事会と協議の上及び大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。

1.15.1 大会議の副議長国となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国。これらの加盟国の指定に当たっては、加盟国の衡平な地理的配分をできる限り考慮する。

1.15.2 大会議の限定委員会の構成国となるべき加盟国

1.16 諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。

1.17 国際郵便業務の質を維持し、及び向上させること。

せ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。

1.18 大会議、郵便業務理事会又は加盟国の請求に応じて連合又は国際郵便業務に関する行政上、立法上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定する分野において、大会議から大会議までの間において加盟国が請求する研究を行うことが適当であるか否かについて決定する。

1.19 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第四百四十条の規定に従つて加盟国に対し、その承認を得るために提出する。

1.20 第一百十三条6の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。

1.21 郵便業務理事会と協議の上、大会議に提出するために戦略案を審査し、及び承認すること。

1.22 諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討議し、並びに諮問委員会の勧告を大会議に提出するために検討すること。

1.23 国際事務局の活動を監督すること。

1.24 国際事務局が連合の活動及び財務運営に関して作成する年次報告書を承認し、必要があるときは、これらに関する意見書を提出すること。

1.25 財政的影響が大きい問題(料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国における通常郵便物の差出し)に関する研究において郵便業務理事会が考慮に入れる原則を必要に応じて定め、これらの問題に関する研究の動向を監視し、並びにこれらの問題に関する郵便業務理事会

の議案の当該原則との適合性を審査し、及び承認すること。

1. 26 その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め、又は新たな方法をとることに關する郵便業務理事会の勧告を承認すること。

1. 27 郵便業務理事会の作成する年次報告書及び適当な場合には同理事会の提出する議案を検討すること。

1. 28 次回の大会議に提出するため、前回の大会議で承認された連合の戦略に關する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて国際事務局が郵便業務理事会と協議の上作成したものを承認すること。

1. 29 諮問委員会の組織のための枠組みを定め、及び第二百二十二条の規定に従つて同委員会の組織を承認すること。

1. 30 第二百二十二条に規定する關連する内部規則に詳細に定めるところにより、諮問委員会の委員となるための基準を定め、及びこれらの基準に従つて委員の資格を取り消すこと。

連合の財政規則を定めること。
予備基金の管理規則を定めること。
特別基金の管理規則を定めること。
特別活動基金の管理規則を定めること。
任意基金の管理規則を定めること。
職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。

1. 31 1. 32 1. 33 1. 34 1. 35 1. 36 1. 37 1. 38 1. 39 1. 40 1. 41 1. 42 1. 43 1. 44 1. 45 1. 46 1. 47 1. 48 1. 49 1. 50 1. 51 1. 52 1. 53 1. 54 1. 55 1. 56 1. 57 1. 58 1. 59 1. 60 1. 61 1. 62 1. 63 1. 64 1. 65 1. 66 1. 67 1. 68 1. 69 1. 70 1. 71 1. 72 1. 73 1. 74 1. 75 1. 76 1. 77 1. 78 1. 79 1. 80 1. 81 1. 82 1. 83 1. 84 1. 85 1. 86 1. 87 1. 88 1. 89 1. 90 1. 91 1. 92 1. 93 1. 94 1. 95 1. 96 1. 97 1. 98 1. 99 1. 100 1. 101 1. 102 1. 103 1. 104 1. 105 1. 106 1. 107 1. 108 1. 109 1. 110 1. 111 1. 112 1. 113 1. 114 1. 115 1. 116 1. 117 1. 118 1. 119 1. 120 1. 121 1. 122 1. 123 1. 124 1. 125 1. 126 1. 127 1. 128 1. 129 1. 130 1. 131 1. 132 1. 133 1. 134 1. 135 1. 136 1. 137 1. 138 1. 139 1. 140 1. 141 1. 142 1. 143 1. 144 1. 145 1. 146 1. 147 1. 148 1. 149 1. 150 1. 151 1. 152 1. 153 1. 154 1. 155 1. 156 1. 157 1. 158 1. 159 1. 160 1. 161 1. 162 1. 163 1. 164 1. 165 1. 166 1. 167 1. 168 1. 169 1. 170 1. 171 1. 172 1. 173 1. 174 1. 175 1. 176 1. 177 1. 178 1. 179 1. 180 1. 181 1. 182 1. 183 1. 184 1. 185 1. 186 1. 187 1. 188 1. 189 1. 190 1. 191 1. 192 1. 193 1. 194 1. 195 1. 196 1. 197 1. 198 1. 199 1. 200 1. 201 1. 202 1. 203 1. 204 1. 205 1. 206 1. 207 1. 208 1. 209 1. 210 1. 211 1. 212 1. 213 1. 214 1. 215 1. 216 1. 217 1. 218 1. 219 1. 220 1. 221 1. 222 1. 223 1. 224 1. 225 1. 226 1. 227 1. 228 1. 229 1. 230 1. 231 1. 232 1. 233 1. 234 1. 235 1. 236 1. 237 1. 238 1. 239 1. 240 1. 241 1. 242 1. 243 1. 244 1. 245 1. 246 1. 247 1. 248 1. 249 1. 250 1. 251 1. 252 1. 253 1. 254 1. 255 1. 256 1. 257 1. 258 1. 259 1. 260 1. 261 1. 262 1. 263 1. 264 1. 265 1. 266 1. 267 1. 268 1. 269 1. 270 1. 271 1. 272 1. 273 1. 274 1. 275 1. 276 1. 277 1. 278 1. 279 1. 280 1. 281 1. 282 1. 283 1. 284 1. 285 1. 286 1. 287 1. 288 1. 289 1. 290 1. 291 1. 292 1. 293 1. 294 1. 295 1. 296 1. 297 1. 298 1. 299 1. 300 1. 301 1. 302 1. 303 1. 304 1. 305 1. 306 1. 307 1. 308 1. 309 1. 310 1. 311 1. 312 1. 313 1. 314 1. 315 1. 316 1. 317 1. 318 1. 319 1. 320 1. 321 1. 322 1. 323 1. 324 1. 325 1. 326 1. 327 1. 328 1. 329 1. 330 1. 331 1. 332 1. 333 1. 334 1. 335 1. 336 1. 337 1. 338 1. 339 1. 340 1. 341 1. 342 1. 343 1. 344 1. 345 1. 346 1. 347 1. 348 1. 349 1. 350 1. 351 1. 352 1. 353 1. 354 1. 355 1. 356 1. 357 1. 358 1. 359 1. 360 1. 361 1. 362 1. 363 1. 364 1. 365 1. 366 1. 367 1. 368 1. 369 1. 370 1. 371 1. 372 1. 373 1. 374 1. 375 1. 376 1. 377 1. 378 1. 379 1. 380 1. 381 1. 382 1. 383 1. 384 1. 385 1. 386 1. 387 1. 388 1. 389 1. 390 1. 391 1. 392 1. 393 1. 394 1. 395 1. 396 1. 397 1. 398 1. 399 1. 400 1. 401 1. 402 1. 403 1. 404 1. 405 1. 406 1. 407 1. 408 1. 409 1. 410 1. 411 1. 412 1. 413 1. 414 1. 415 1. 416 1. 417 1. 418 1. 419 1. 420 1. 421 1. 422 1. 423 1. 424 1. 425 1. 426 1. 427 1. 428 1. 429 1. 430 1. 431 1. 432 1. 433 1. 434 1. 435 1. 436 1. 437 1. 438 1. 439 1. 440 1. 441 1. 442 1. 443 1. 444 1. 445 1. 446 1. 447 1. 448 1. 449 1. 450 1. 451 1. 452 1. 453 1. 454 1. 455 1. 456 1. 457 1. 458 1. 459 1. 460 1. 461 1. 462 1. 463 1. 464 1. 465 1. 466 1. 467 1. 468 1. 469 1. 470 1. 471 1. 472 1. 473 1. 474 1. 475 1. 476 1. 477 1. 478 1. 479 1. 480 1. 481 1. 482 1. 483 1. 484 1. 485 1. 486 1. 487 1. 488 1. 489 1. 490 1. 491 1. 492 1. 493 1. 494 1. 495 1. 496 1. 497 1. 498 1. 499 1. 500 1. 501 1. 502 1. 503 1. 504 1. 505 1. 506 1. 507 1. 508 1. 509 1. 510 1. 511 1. 512 1. 513 1. 514 1. 515 1. 516 1. 517 1. 518 1. 519 1. 520 1. 521 1. 522 1. 523 1. 524 1. 525 1. 526 1. 527 1. 528 1. 529 1. 530 1. 531 1. 532 1. 533 1. 534 1. 535 1. 536 1. 537 1. 538 1. 539 1. 540 1. 541 1. 542 1. 543 1. 544 1. 545 1. 546 1. 547 1. 548 1. 549 1. 550 1. 551 1. 552 1. 553 1. 554 1. 555 1. 556 1. 557 1. 558 1. 559 1. 560 1. 561 1. 562 1. 563 1. 564 1. 565 1. 566 1. 567 1. 568 1. 569 1. 570 1. 571 1. 572 1. 573 1. 574 1. 575 1. 576 1. 577 1. 578 1. 579 1. 580 1. 581 1. 582 1. 583 1. 584 1. 585 1. 586 1. 587 1. 588 1. 589 1. 590 1. 591 1. 592 1. 593 1. 594 1. 595 1. 596 1. 597 1. 598 1. 599 1. 600 1. 601 1. 602 1. 603 1. 604 1. 605 1. 606 1. 607 1. 608 1. 609 1. 610 1. 611 1. 612 1. 613 1. 614 1. 615 1. 616 1. 617 1. 618 1. 619 1. 620 1. 621 1. 622 1. 623 1. 624 1. 625 1. 626 1. 627 1. 628 1. 629 1. 630 1. 631 1. 632 1. 633 1. 634 1. 635 1. 636 1. 637 1. 638 1. 639 1. 640 1. 641 1. 642 1. 643 1. 644 1. 645 1. 646 1. 647 1. 648 1. 649 1. 650 1. 651 1. 652 1. 653 1. 654 1. 655 1. 656 1. 657 1. 658 1. 659 1. 660 1. 661 1. 662 1. 663 1. 664 1. 665 1. 666 1. 667 1. 668 1. 669 1. 670 1. 671 1. 672 1. 673 1. 674 1. 675 1. 676 1. 677 1. 678 1. 679 1. 680 1. 681 1. 682 1. 683 1. 684 1. 685 1. 686 1. 687 1. 688 1. 689 1. 690 1. 691 1. 692 1. 693 1. 694 1. 695 1. 696 1. 697 1. 698 1. 699 1. 700 1. 701 1. 702 1. 703 1. 704 1. 705 1. 706 1. 707 1. 708 1. 709 1. 710 1. 711 1. 712 1. 713 1. 714 1. 715 1. 716 1. 717 1. 718 1. 719 1. 720 1. 721 1. 722 1. 723 1. 724 1. 725 1. 726 1. 727 1. 728 1. 729 1. 730 1. 731 1. 732 1. 733 1. 734 1. 735 1. 736 1. 737 1. 738 1. 739 1. 740 1. 741 1. 742 1. 743 1. 744 1. 745 1. 746 1. 747 1. 748 1. 749 1. 750 1. 751 1. 752 1. 753 1. 754 1. 755 1. 756 1. 757 1. 758 1. 759 1. 760 1. 761 1. 762 1. 763 1. 764 1. 765 1. 766 1. 767 1. 768 1. 769 1. 770 1. 771 1. 772 1. 773 1. 774 1. 775 1. 776 1. 777 1. 778 1. 779 1. 780 1. 781 1. 782 1. 783 1. 784 1. 785 1. 786 1. 787 1. 788 1. 789 1. 790 1. 791 1. 792 1. 793 1. 794 1. 795 1. 796 1. 797 1. 798 1. 799 1. 800 1. 801 1. 802 1. 803 1. 804 1. 805 1. 806 1. 807 1. 808 1. 809 1. 810 1. 811 1. 812 1. 813 1. 814 1. 815 1. 816 1. 817 1. 818 1. 819 1. 820 1. 821 1. 822 1. 823 1. 824 1. 825 1. 826 1. 827 1. 828 1. 829 1. 830 1. 831 1. 832 1. 833 1. 834 1. 835 1. 836 1. 837 1. 838 1. 839 1. 840 1. 841 1. 842 1. 843 1. 844 1. 845 1. 846 1. 847 1. 848 1. 849 1. 850 1. 851 1. 852 1. 853 1. 854 1. 855 1. 856 1. 857 1. 858 1. 859 1. 860 1. 861 1. 862 1. 863 1. 864 1. 865 1. 866 1. 867 1. 868 1. 869 1. 870 1. 871 1. 872 1. 873 1. 874 1. 875 1. 876 1. 877 1. 878 1. 879 1. 880 1. 881 1. 882 1. 883 1. 884 1. 885 1. 886 1. 887 1. 888 1. 889 1. 890 1. 891 1. 892 1. 893 1. 894 1. 895 1. 896 1. 897 1. 898 1. 899 1. 900 1. 901 1. 902 1. 903 1. 904 1. 905 1. 906 1. 907 1. 908 1. 909 1. 910 1. 911 1. 912 1. 913 1. 914 1. 915 1. 916 1. 917 1. 918 1. 919 1. 920 1. 921 1. 922 1. 923 1. 924 1. 925 1. 926 1. 927 1. 928 1. 929 1. 930 1. 931 1. 932 1. 933 1. 934 1. 935 1. 936 1. 937 1. 938 1. 939 1. 940 1. 941 1. 942 1. 943 1. 944 1. 945 1. 946 1. 947 1. 948 1. 949 1. 950 1. 951 1. 952 1. 953 1. 954 1. 955 1. 956 1. 957 1. 958 1. 959 1. 960 1. 961 1. 962 1. 963 1. 964 1. 965 1. 966 1. 967 1. 968 1. 969 1. 970 1. 971 1. 972 1. 973 1. 974 1. 975 1. 976 1. 977 1. 978 1. 979 1. 980 1. 981 1. 982 1. 983 1. 984 1. 985 1. 986 1. 987 1. 988 1. 989 1. 990 1. 991 1. 992 1. 993 1. 994 1. 995 1. 996 1. 997 1. 998 1. 999 1. 1000 1. 1001 1. 1002 1. 1003 1. 1004 1. 1005 1. 1006 1. 1007 1. 1008 1. 1009 1. 1010 1. 1011 1. 1012 1. 1013 1. 1014 1. 1015 1. 1016 1. 1017 1. 1018 1. 1019 1. 1020 1. 1021 1. 1022 1. 1023 1. 1024 1. 1025 1. 1026 1. 1027 1. 1028 1. 1029 1. 1030 1. 1031 1. 1032 1. 1033 1. 1034 1. 1035 1. 1036 1. 1037 1. 1038 1. 1039 1. 1040 1. 1041 1. 1042 1. 1043 1. 1044 1. 1045 1. 1046 1. 1047 1. 1048 1. 1049 1. 1050 1. 1051 1. 1052 1. 1053 1. 1054 1. 1055 1. 1056 1. 1057 1. 1058 1. 1059 1. 1060 1. 1061 1. 1062 1. 1063 1. 1064 1. 1065 1. 1066 1. 1067 1. 1068 1. 1069 1. 1070 1. 1071 1. 1072 1. 1073 1. 1074 1. 1075 1. 1076 1. 1077 1. 1078 1. 1079 1. 1080 1. 1081 1. 1082 1. 1083 1. 1084 1. 1085 1. 1086 1. 1087 1. 1088 1. 1089 1. 1090 1. 1091 1. 1092 1. 1093 1. 1094 1. 1095 1. 1096 1. 1097 1. 1098 1. 1099 1. 1100 1. 1101 1. 1102 1. 1103 1. 1104 1. 1105 1. 1106 1. 1107 1. 1108 1. 1109 1. 1110 1. 1111 1. 1112 1. 1113 1. 1114 1. 1115 1. 1116 1. 1117 1. 1118 1. 1119 1. 1120 1. 1121 1. 1122 1. 1123 1. 1124 1. 1125 1. 1126 1. 1127 1. 1128 1. 1129 1. 1130 1. 1131 1. 1132 1. 1133 1. 1134 1. 1135 1. 1136 1. 1137 1. 1138 1. 1139 1. 1140 1. 1141 1. 1142 1. 1143 1. 1144 1. 1145 1. 1146 1. 1147 1. 1148 1. 1149 1. 1150 1. 1151 1. 1152 1. 1153 1. 1154 1. 1155 1. 1156 1. 1157 1. 1158 1. 1159 1. 1160 1. 1161 1. 1162 1. 1163 1. 1164 1. 1165 1. 1166 1. 1167 1. 1168 1. 1169 1. 1170 1. 1171 1. 1172 1. 1173 1. 1174 1. 1175 1. 1176 1. 1177 1. 1178 1. 1179 1. 1180 1. 1181 1. 1182 1. 1183 1. 1184 1. 1185 1. 1186 1. 1187 1. 1188 1. 1189 1. 1190 1. 1191 1. 1192 1. 1193 1. 1194 1. 1195 1. 1196 1. 1197 1. 1198 1. 1199 1. 1200 1. 1201 1. 1202 1. 1203 1. 1204 1. 1205 1. 1206 1. 1207 1. 1208 1. 1209 1. 1210 1. 1211 1. 1212 1. 1213 1. 1214 1. 1215 1. 1216 1. 1217 1. 1218 1. 1219 1. 1220 1. 1221 1. 1222 1. 1223 1. 1224 1. 1225 1. 1226 1. 1227 1. 1228 1. 1229 1. 1230 1. 1231 1. 1232 1. 1233 1. 1234 1. 1235 1. 1236 1. 1237 1. 1238 1. 1239 1. 1240 1. 1241 1. 1242 1. 1243 1. 1244 1. 1245 1. 1246 1. 1247 1. 1248 1. 1249 1. 1250 1. 1251 1. 1252 1. 1253 1. 1254 1. 1255 1. 1256 1. 1257 1. 1258 1. 1259 1. 1260 1. 1261 1. 1262 1. 1263 1. 1264 1. 1265 1. 1266 1. 1267 1. 1268 1. 1269 1. 1270 1. 1271 1. 1272 1. 1273 1. 1274 1. 1275 1. 1276 1. 1277 1. 1278 1. 1279 1. 1280 1. 1281 1. 1282 1. 1283 1. 1284 1. 1285 1. 1286 1. 1287 1. 1288 1. 1289 1. 1290 1. 1291 1. 1292 1. 1293 1. 1294 1. 1295 1. 1296 1. 1297 1. 1298 1. 1299 1. 1300 1. 1301 1. 1302 1. 1303 1. 1304 1. 1305 1. 1306 1. 1307 1. 1308 1. 1309 1. 1310 1. 1311 1. 1312 1. 1313 1. 1314 1. 1315 1. 1316 1. 1317 1. 1318 1. 1319 1. 1320 1. 1321 1. 1322 1. 1323 1. 1324 1. 1325 1. 1326 1. 1327 1. 1328 1. 1329 1. 1330 1. 1331 1. 1332 1. 1333 1. 1334 1. 1335 1. 1336 1. 1337 1. 1338 1. 1339 1. 1340 1. 1341 1. 1342 1. 1343 1. 1344 1. 1345 1. 1346 1. 1347 1. 1348 1. 1349 1. 1350 1. 1351 1. 1352 1. 1353 1. 1354 1. 1355 1. 1356 1. 1357 1. 1358 1. 1359 1. 1360 1. 1361 1. 1362 1. 1363 1. 1364 1. 1365 1. 1366 1. 1367 1. 1368 1. 1369 1. 1370 1. 1371 1. 1372 1. 1373 1. 1374 1. 1375 1. 1376 1. 1377 1. 1378 1. 1379 1. 1380 1. 1381 1. 1382 1. 1383 1. 1384 1. 1385 1. 1386 1. 1387 1. 1388 1. 1389 1. 1390 1. 1391 1. 1392 1. 1393 1. 1394 1. 1395 1. 1396 1. 1397 1. 1398 1. 1399 1. 1400 1. 1401 1. 1402 1. 1403 1. 1404 1. 1405 1. 1406 1. 1407 1. 1408 1. 1409 1. 1410 1. 1411 1. 1412 1. 1413 1. 1414 1. 1415 1. 1416 1. 1417 1. 1418 1. 1419 1. 1420 1. 1421 1. 1422 1. 1423 1. 1424 1. 1425 1. 1426 1. 1427 1. 1428 1. 1429 1. 1430 1. 1431 1. 1432 1. 1433 1. 1434 1. 1435 1. 1436 1. 1437 1. 1438 1. 1439 1. 1440 1. 1441 1. 1442 1. 1443 1. 1444 1. 1445 1. 1446 1. 1447 1. 1448 1. 1449 1. 1450 1. 1451 1. 1452 1. 1453 1. 1454 1. 1455 1. 1456 1. 1457 1. 1458 1. 1459 1. 1460 1. 1461 1. 1462 1. 1463 1. 1464 1. 1465 1. 1466 1. 1467 1. 1468 1. 1469 1. 1470 1. 1471 1. 1472 1. 1473 1. 1474 1. 1475 1. 1476 1. 1477 1. 1478 1. 1479 1. 1480 1. 1481 1. 1482 1. 1483 1. 1484 1. 1485 1. 1486 1. 1487 1. 1488 1. 1489 1. 1490 1. 1491 1. 1492 1. 1493 1. 1494 1. 1495 1. 1496 1. 1497 1. 1498 1. 1499 1. 1500 1. 1501 1. 1502 1. 1503 1. 1504 1. 1505 1. 1506 1. 1507 1. 1508 1. 1509 1. 1510 1. 1511 1. 1512 1. 1513 1. 1514 1. 1515 1. 1516 1. 1517 1. 1518 1. 1519 1. 1520 1. 1521 1. 1522 1. 1523 1. 1524 1. 1525 1. 1526 1. 1527 1. 1528 1. 1529 1. 1530 1. 1531 1. 1532 1. 1533 1. 1534 1. 1535 1. 1536 1. 1537 1. 1538 1. 1539 1. 1540 1. 1541 1. 1542 1. 1543 1. 1544 1. 1545 1. 1546 1. 1547 1. 1548 1. 1549 1. 1550 1. 1551 1. 1552 1. 1553 1. 1554 1. 1555 1. 1556 1. 1557 1. 1558 1. 1559 1. 1560 1. 1561 1. 1562 1. 1563 1. 1564 1. 1565 1. 1566 1. 1567 1. 1568 1. 1569 1. 1570 1. 1571 1. 1572 1. 1573 1. 1574 1. 1575 1. 1576 1. 1577 1. 1578 1. 1579 1. 1580 1. 1581 1. 1582 1. 1583 1. 1584 1. 1585 1. 1586 1. 1587 1. 1588 1. 1589 1. 1590 1. 1591 1. 1592 1. 1593 1. 1594 1. 1595 1. 1596 1. 1597 1. 1598 1. 1599 1. 1600 1. 1601 1. 1602 1. 1603 1. 1604 1. 1605 1. 1606 1. 1607 1. 1608 1. 1609 1. 1610 1. 1611

- に關係する場合には諮問委員会の勧告を大會議に提出するために検討し、及び意見を付すること。
- 1.8 諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。
- 1.9 財政的影響が大きい問題(料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率、小包郵便物の割当料金及び外国における通常郵便物の差出し)を含む全ての加盟国又はその指定された事業体が関心を有する業務上、営業上、技術上、経済上及び技術協力上の最も重要な問題を研究し、これらの問題に関する情報及び意見をまとめ、並びにこれらの問題に対してとるべき措置を勧告すること。
- 1.10 大會議に提出する連合の戦略案及び四年ごとの事業計画案の策定のために必要な資料を管理理事会に提供すること。
- 1.11 加盟国、その指定された事業体及び開発途上にある新たな国に關係のある教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。
- 1.12 開発途上にある新たな国の現状及びニーズを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。
- 1.13 連合の施行規則を改正すること。この場合において、郵便業務理事会は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針に従う。
- 1.14 議案を作成すること。当該議案は、大會議に対し、又は第四百四十条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、同理事会の承認を必要とする。

- 1.15 いずれかの加盟国が第三百三十九条の規定に従って国際事務局に送付する議案を当該いずれかの加盟国の請求に応じて検討すること、当該議案に関する意見書を作成すること及び加盟国の承認を得るため当該議案を提出するに先立ち、同事務局に当該議案の附属として当該意見書を添付させること。
- 1.16 必要があるときは、場合により管理理事会の承認を得て、及び全ての加盟国と協議の上、大會議が決定するまでの間規則を定め、又は新たな方法をとることを勧告すること。
- 1.17 技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについてその基準を加盟国及びその指定された事業体に対する勧告(連合の文書に定める場合)には、拘束力のある規定)として作成し、提示すること。また、郵便業務理事会は、必要な場合には、既に作成した基準の変更を提示する。
- 1.18 第五百五十二条の規定に従い、利用者の資金提供による補助機関の組織のための枠組みを定め、及び当該組織を承認すること。
- 1.19 利用者の資金提供による補助機関から毎年送付される報告書を受領し、及び審査すること。
- 1.20 郵便業務理事会内部規則及びその改正を採択すること。
- 第七條
- 一般規則第百十四條を次のように改める。
- 第百十四條 郵便業務理事会の会期の開催
- 1 郵便業務理事会は、大會議の議長が招集し、かつ、開会する最初の会合において、理

- 事国のうちから一の議長国及び四の副議長国並びに各委員会の議長国、副議長国及び共同議長国を選出する。同理事会の議長国及び四の副議長国は、連合の五の地理的集団のそれぞれの加盟国とする。
- 2 郵便業務理事会は、その内部規則に定める関連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は例外的により多く会合する。
- 3 郵便業務理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた全ての任務を行う。
- 4 郵便業務理事会は、大會議が採択した連合の戦略(特に連合の常設機関の戦略に関する部分)に基づき、当該大會議後の同理事会の最初の会期において、戦略の実現を目的とした種々の戦術から成る基本活動計画を作成する。この基本活動計画は、現実的であり、かつ、共通の利益となる課題に関する限られた数の活動を含むものとし、新たな状況及び優先度に照らして毎年修正する。
- 5 諮問委員会の議長は、郵便業務理事会の会合の議事日程に同委員会に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。
- 第八條
- 一般規則第百十六條を次のように改める。
- 第百十六條 旅行の費用の償還
- 1 郵便業務理事会の会合に参加する理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、国際連合の作成する表において後発開発途上国に分類されている加

- 盟国の各一人の代表者は、大會議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用(当該他の方法による旅行の費用は、エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えないものとする。)の償還を受ける権利を有する。
- 第九條
- 一般規則第百十九條を次のように改める。
- 第百十九條 諮問委員会の構成
- 1 諮問委員会は、次のものから成る。
- 1.1 非政府機関(利用者、配達業務提供者又は郵便局員若しくはその雇用者を代表する団体を含む)、慈善団体、標準化に係る団体、金融及び開発に係る団体、郵便業務分野への物品及び業務の提供者、運送に係る団体並びに他の民間部門の団体その他これらに類する個人の組織並びに連合の任務及び目標の実現に貢献することに関心を有する企業
- 1.1 の二 加盟国又は連合の機関(諮問委員会を含む)により推薦された郵便分野の高名人人物
- 1.1 の三 削除
- 1.2 削除
- 1.3 削除
- 1 の二 諮問委員会の全ての委員は、いずれかの加盟国において設立され、及び当該加盟国が要求する場合には当該加盟国において正当に登録され、又は1.1の二に規定する高名人人物の場合にはいずれかの加盟国において恒常的な居住地を有していなければならない。
- 2 諮問委員会の運営費は、管理理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、同委員会の委員が分担する。この場合において、諮問委員

会内部規則に定めるところにより、同委員会の委員の個別的な法的性質及び財政能力に応じて、異なる負担金を適用することができる。 3 諮問委員会の委員は、いかなる報酬も受けない。	出し、並びにこれらの理事会に意見を述べること。 1.5 管理理事会が承認することを条件として、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合においては郵便業務理事会が検討し、及び意見を述べることを条件として、大会議に對し勧告を行うこと。	1 国際事務局局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括する。 2 職の分類、任命及び昇級に関し、 2.1 国際事務局局長は、G1からD2までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し、及び昇級させる権限を有する。	3.1 連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手続において仲介者として行動すること。 3.2 大会議において行われた決定を全ての加盟国政府に通報すること。 3.3 郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則を全ての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。
第十條 一般規則第百二十條を次のように改める。 第百二十條 諮問委員会への参加 1 諮問委員会への参加は、管理理事会が定める申請及び承認の手續であつて第百七條 1.30の規定に従つて行われるものによつて決定される。 1の二 前條に規定する団体又は高名な人物が提出する諮問委員会への参加の申請には、同條1の二に規定する關係する加盟国の書面による事前の承認又は推薦を添付する。 2 諮問委員会の各委員は、自己の代表者を指名する。	一般規則第百二十四條を次のように改める。 第百二十四條 諮問委員会のオブザーバー 1 加盟国並びに第百五條に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで諮問委員会の会合に参加することができる。 2 諮問委員会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同委員会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。 3 例外的な場合には、会合又は会合の一部へのオブザーバー及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となつてゐる事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、關係機關又はその議長が個別に行つてゐる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。	2.2 国際事務局局長は、P1からD2までの等級への職員の任命に当たり、加盟国の国籍を有し、又は加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場合において、国際事務局局長は、衡平な地理的配分及び言語並びに男女間の均衡を考慮する。D2の等級の職は、国際事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であつて国際事務局局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によつて占められるものとする。 2.3 また、国際事務局局長は、新しい職員の任命に当たり、D2、D1及びP5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮するものとする。 2.4 国際事務局の職員のD2、D1及びP5の等級への昇級については、国際事務局局長は、3に規定する原則と同様の原則を適用する義務を負わない。 2.5 採用の過程においては、衡平な地理的配分及び言語並びに男女間の均衡を考慮することの要請よりも能力を優先する。 2.6 国際事務局局長は、職員のP4からD2までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に通報する。	3.4 連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た予算を加盟国に通報し、これを執行すること。 3.5 連合の機關が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。 3.6 策定された政策及び利用することができる資金の範囲内で、連合の機關が定める目標を達成するために措置をとること。 3.7 管理理事会又は郵便業務理事会に對し、意見及び議案を提出すること。 3.8 大会議の終了後、郵便業務理事会内部規則に従つて、大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事会に提出すること。 3.9 管理理事会のために、同理事会及び郵便業務理事会の指示に基づき、大会議に提出する連合の戦略案及び四年ごとの事業計画案を作成すること。 3.10 管理理事会の承認を得るため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて次回の大会議に提出されるものを作成すること。 3.11 削除
第十一條 一般規則第百二十一條を次のように改める。 第百二十一條 諮問委員会の権限 1 諮問委員会は、次の権限を有する。 1.1 管理理事会及び郵便業務理事会の書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対象となつてゐる事項の秘密性が要求される場合には、第百九條 2.3及び第百十五條 2.3の規定に従い、例外的に、受領する書類を制限することができる。 1.2 諮問委員会の委員にとつて重要な問題についての研究を推進し、及び当該研究に對して貢獻すること。 1.3 郵便業務分野に関する問題を検討し、及びこのような問題に関する報告書を提出すること。 1.4 管理理事会及び郵便業務理事会の活動に貢獻すること(特に、報告書及び勧告を提	0の二 国際事務局局長は、連合を法的に代表する。	3 さらに、国際事務局局長は、次の権限を有する。	

3. 12 次の者の間の関係において仲介者として行動すること。	1 国際事務局は、管理理事会、郵便業務理事会、加盟国及びその指定された事業体に対し、要請があったときはいつでも、郵便業務の問題に関する有益な情報を提供する。	を除くほか、次の手続による。 1. 1 大会議の開会日の四箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。	が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であつて同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。
3. 12. 1 連合と限定連合との間	2 国際事務局は、特に、郵便業務に関する全ての種類の情報を収集し、整理し、発行し、及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明し、又は紛議の解決のための業務を提供すること、紛議の解決のための業務は、有償で、かつ、管理理事会が採択する関連する手続に従って提供するものとする。）、連合の文書の説明及び改正についての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によって同事務局に割り当てられ、又は連合のために同事務局が行うよう指示された研究及び編集上又は記録上の事務を行うことを任務とする。	1. 2 編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ四箇月の期間は、受理されない。	5 1及び4に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出及び管理理事会又は郵便業務理事会による議案の提出については、適用しない。
3. 12. 2 連合と国際連合との間	3 国際事務局は、また、加盟国及びその指定された事業体の請求に基づき、特定の問題についての他の加盟国及びこれらの加盟国の指定された事業体の意見を知らしめるために照会を行う。照会の結果は、賛否の表明としての性質を有するものではなく、また、いずれの加盟国及びその指定された事業体も拘束するものではない。	1. 3 実質的な議案であつて大会議の開会日の四箇月前から三箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の二の加盟国の支持がない限り、受理されない。	16 一般規則第百三十八条の二を次のように改める。
3. 12. 3 連合と連合にとって関心のある活動を行っている国際機関との間	4 国際事務局は、郵便業務に関する各種の勘定の清算につき決済機関として仲介を行うことができる。	1. 4 実質的な議案であつて大会議の開会日に先立つ三箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の八の加盟国の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案は、受理されない。	17 一般規則第百四十条を次のように改める。
3. 12. 4 連合と、連合の機関が当該機関の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する国際機関、団体又は企業との間	5 国際事務局は、連合の文書又は決定に従って自己の任務を遂行するために加盟国又はその指定された事業体から提供された営業上の情報の秘密性及び保護を確保する。	3 各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなつた変更のみを内容としなければならない。また、連合に実質的な支出をもたらすおそれのある議案は、その実施に必要な資金を決定するために、当該議案を提出する加盟国が国際事務局と協議の上作成した財政的影響に関する記載を伴うものとする。	1 既に提出された議案(管理理事会又は郵便業務理事会によつて提出されたものを含む)に対する修正案は、大会議内部規則に定める手続に従い、国際事務局に提出することができる。
3. 13 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。	1 加盟国による大会議への全ての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合	2 万国郵便連合憲章及びこの一般規則に関する議案は、大会議の開会の四箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の四箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、かつ、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。	2 削除
3. 13. 1 連合の機関の活動の準備及び組織	15 一般規則第百三十八条を次のように改める。	4 編集上の議案には、これを提出する加盟国	1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。
3. 13. 2 書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布	15 一般規則第百三十八条を次のように改める。	3 各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなつた変更のみを内容としなければならない。また、連合に実質的な支出をもたらすおそれのある議案は、その実施に必要な資金を決定するために、当該議案を提出する加盟国が国際事務局と協議の上作成した財政的影響に関する記載を伴うものとする。	1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。
3. 13. 3 連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営	15 一般規則第百三十八条を次のように改める。	4 編集上の議案には、これを提出する加盟国	1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。
3. 14 連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もっとも、代理を出すことができる。	15 一般規則第百三十八条を次のように改める。	4 編集上の議案には、これを提出する加盟国	1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。
第十四条	15 一般規則第百三十八条を次のように改める。	4 編集上の議案には、これを提出する加盟国	1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。
第三百三十二条 情報、意見、文書の説明及び改正の請求、照会並びに清算への関与	15 一般規則第百三十八条を次のように改める。	4 編集上の議案には、これを提出する加盟国	1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。

の期間が満了した後、同事務局は、受領した全ての意見を加盟国に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう投票権を有する各加盟国に要請する。四十五日の期間内に自国の賛否が同事務局によって受領されなかった加盟国は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。これらの手続に係る書類及び意見は、物理的手段又は安全な電子的手段により提出されなければならない。また、加盟国が同事務局に書類又は意見を提出する場合には、関係する加盟国の政府当局から正当に委任を受けた代表者が署名しなければならない。この1の規定の適用上、「安全な電子的手段」とは、データの処理、保管及び送信のために使用されるあらゆる電子的手段であつて、同事務局又は加盟国による書類及び意見の提出の際にそのデータの完全性、安全性及び秘密性を確保するものをいう。 2 議案が連合のいずれかの約定又はその最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締約国である加盟国のみが、1の手続に参加することができる。 第十八条 一般規則第四百四十一条を次のように改める。 第四百四十一条 大会議が行う決定に基づく新たな施行規則の作成に関する議案の郵便業務理事会への提出の手続 削除 第十九条 一般規則第四百四十四条を次のように改める。 第四百四十四条 施行規則及び大会議から大会議までの間に採択された決定の効力発生	1 施行規則及びその改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生じ、無期限に効力を有する。 2 1の規定が適用される場合を除くほか、大会議から大会議までの間に採択された連合の文書の改正に関する決定は、その通報の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。 第二十條 一般規則第四百四十五条を次のように改める。 第四百四十五條 連合の経費の決定 1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二千二十二年から二千二十五年までの各年につき三千八百八十九万三十五スイス・フランを超過してはならない。二千二十五年に予定される大会議が延期される場合には、この年次経費の最高限度額は、同年より後の各年についても等しく適用される。 2 次回の大會議の開催に係る経費(事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大會議の期間における書類の作成費等)は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。 3 管理理事会是、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当(勤務地手当を含む)の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。 4 管理理事会是、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。 5 1の規定にかかわらず、管理理事会(特に緊急の場合には、国際事務局局長)は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかった修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。 6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができ、超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。 第二十一條 一般規則第四百四六條を次のように改める。 第四百四六條 加盟国の分担金に関する規則 1 連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。 2 加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の關係する會計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月目から年五パーセントの割合の利子が生ずる。 3 加盟国が連合に対して負う分担金(未払分につき生ずる利子は含まない)の滞納額が、直前の二の會計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないものとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。 4 法的な理由その他の理由により3に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、その滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。 5 連合に対して負う分担金の滞納について	は、大会議又は管理理事会が決定する例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。大会議又は管理理事会が二十年を超える回収期間の支払に関する合意を承認する場合には、当該合意に署名した加盟国が滞納している分担金の年間の支払額は、当該加盟国の年間の分担金の額を下回ってはならない。 6 また、大会議又は管理理事会のうちいずれかの機関が決定する例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、当該機関は、当該加盟国が支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。 6の二 同様に例外的な状況において、大会議又は管理理事会是、関係する加盟国から書面による請求があつた場合には、当該加盟国が支払うべき滞納金(これに係る利子を除く)の総額の少なくとも半分に相当する額を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を免除し、及び当該加盟国に課されている自動的制裁を直ちに解除することを決定することができる。 6の三 大会議又は管理理事会是、また、長年にわたる滞納金を有する加盟国から書面による請求があつた場合には、当該加盟国が連合の年次経費に対する過去五年間(現會計年度を含む)の義務的な分担金(これに係る利子を除く)を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を例外的に免除し、及び当該加盟国に課されている自動的制裁を直ちに解除することを決定することができる。 1 三、6の三の規定の適用上、「長年にわたる滞納金」とは、連合の年次経費に対する義務的な分担金に関連する滞納金(利子を含む)であつて、過去の五の會計年度より長い期間について支払期限が到来したものを
---	---	---

いう。

三、2 同様に、6の三の規定の適用上、特に第百五十条1に規定する後発開発途上国及び

6の三 開発途上にある島嶼国が長年にわたる滞納金を有する場合に、大会議又は管理理事会は、これらの加盟国の過去五年間の義務的な分担金について、当該加盟国の属する現行の分担等級を基礎として算定することを例外的に決定することができる。この場合には、当該分担等級の額に五を乗ずる。

6の四 第百五十条1に規定する後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国が6の二及び6の三に規定する支払の取決めによつて利益を得ることを認められる場合には、関係する加盟国が支払った額の五十パーセント以上は、当該加盟国に利益をもたらすことを目的とした連合主導の技術援助計画に充てられる。

6の五 6の二及び6の三に規定する例外的な支払の取決めの枠組みにおいて免除された元金又は利子は、取り消されず、連合は、適用される財政規則に従つて当該元金又は利子を保留し、及びこれらについて引当金を計上する。関係する加盟国がその後自動的制裁を受ける場合には、当該元金又は利子は、連合によつて当該加盟国の滞納金として直ちに再登録される。

7 加盟国は、管理理事会によつて承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

8 3から7までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用する。

9 国際事務局は、請求書その支払期日の遅くとも三箇月前に加盟国に送付する。請求書の原本は、関係する加盟国が通報する正確な所在地宛てに送付される。請求書の電子的な写しは、事前の通報又は注意の喚起として電子メールにより送付される。

10 国際事務局は、また、特定の請求書に係る延滞利子を加盟国に課することに、当該加盟国がその利子がいずれの請求に対応するものであるかを容易に識別できるよう、明確な情報を提供する。

第二十二條

一般規則第百五十条を次のように改める。

第百五十条 分担等級

1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級の構成は、一単位等級から始まり、国際連合の経費配分に關する最新の分担率に基づいて定められた水準まで一単位等級ごとに上がる。加盟国は、当該分担率を考慮しつつ、自国の経済力に基づいて、自国の分担等級を選定する。国際連合が後発開発途上国と認める加盟国は、一分担単位の半額を支払う。国際連合が人口二十万未満の開発途上にある島嶼国と認める加盟国は、一分担単位の十分の一の額を支払う。

2 いずれの加盟国も、1に規定する分担等級に代えて、少なくとも大会議から大会議までの間に等しい期間継続することを条件として、一層大きい分担単位の拠出を選定することができる。このような変更は、遅くとも大会議の際に公表するものとする。大会議から大会議までの期間が満了した時点において、当該加盟国は、自国の選定した一層大きい分担単位の拠出の維持を決定しない限り、自動的に当初の分担単位数に戻る。追加の分担金の支払に應じて経費も増加するものとする。

3 加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、万国郵便連合憲章第二十一条4に定める手続に従い、国際連合の経費配分に關する最新の分担率を考慮しつつ、自国の分担単位数を選定する。

4 国際連合の経費配分に關する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を超えて支払を行う加盟国は、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を二分担単位を限度として引き下げる権利を有する。ただし、その引下げに当たっては、国際連合の経費配分に關する現行の分担率に基づくとしたならば支払うこととなる分担金の額を下回らないことを条件とする。当該引下げに係る経費については、万国郵便連合憲章第二十一条3に定める手続に従い、全ての加盟国が連帯して負担する。国際連合の経費配分に關する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を下回る水準で支払を行う加盟国は、現行の分担率の水準に達するまで、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を少なくとも二分担単位引き上げるよう要請される。その要請に応じない加盟国は、分担単位数の総数の増加によつて生ずる分担単位当たりの価値の低下による利益を受けない。

5 削除

6 国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従つた分担金を維持することができなくなったことを立証した場合に、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じた次の大会議までの期間中一回に限り、一段階低い分担等級への一時的な変更を認めることができる。

7 6の規定の適用による分担等級の一時的な変更は、二年(二年以内に次回の大會議が開

催される場合には、当該大會議までの期間)を限度とする期間に限って、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担等級に戻る。

8 一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。

第二十三條

一般規則第百五十三條を次のように改める。

第百五十三條 仲裁手続

1 仲裁によつて解決を図る紛議が加盟国間で生じた場合には、その一方の当事者である加盟国は、他方の当事者である加盟国に対し、紛議の対象となつてゐる事項を書面により通報し、及び仲裁手続の開始の意思を通知により表明しなければならない。

2 紛議が業務上の又は技術的な性格を有する問題に係るものである場合には、各加盟国は、自国の指定された事業体に対し、3から14までに規定する手続に従つて行動することを経済的、及び権限を委任することができる。関係する加盟国は、仲裁手続の進捗状況及び結果について通報を受ける。以下この条において当事者である加盟国又は関係する指定された事業体を「係争当事者」という。

3 係争当事者は、一又は三の仲裁者を指定することを選択する。

4 係争当事者が三の仲裁者を指定することを選擇する場合に、各当事者は、係争に直接の利害關係を有しておらず、仲裁者として行動する加盟国又は2の規定に従つて仲裁者として行動する指定された事業体を選定する。二以上の加盟国又は指定された事業体が提携する場合に、これらの加盟国又は指定された事業体は、この条の規定の適用上、単一の当事者とみなす。

5 当事者が三の仲裁者を指定することを合意

令和四年四月二十八日 衆議院會議録第二十四号

万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

三〇

する場合には、第三の仲裁者については、当事者間の共同の合意により指定されるものとし、加盟国又は指定された事業体を指定することを要しない。	6 いずれかの約定に関する紛議の場合には、当該約定に参加している加盟国以外の加盟国を仲裁者として指定することができない。	7 係争当事者は、合意により単一の仲裁者を指定することができるものとし、加盟国又は指定された事業体を指定することを要しない。	8 国際事務局は、仲裁手続の開始の通知が行われた日から三箇月以内に一方又は双方の係争当事者が仲裁者を指定しない場合において、要請が行われたときは、仲裁者を指定しない加盟国に対して仲裁者の指定を促し、又は職権により自ら仲裁者を指定する。同事務局は、双方の当事者が要請を行わない限り、審議に参加せず、及び仲裁者として行動しない。同事務局は、仲裁者として行動する場合には、有償で、かつ、管理理事会が採択する紛議の解決のための関連する手続に従って行動する。	9 係争当事者は、一又は二以上の仲裁者によって裁定が言い渡される前のいかなる時においても、紛議を解決することを共同して合意することができる。当事者は、紛議を解決する決定の後十日以内に国際事務局に対して仲裁手続の取下げを書面により通報しなければならない。当事者が仲裁手続の取下げを合意した場合には、一又は二以上の仲裁者は、その紛議を裁定する権限を失う。	10 一又は二以上の仲裁者は、提供された事実及び情報に基づいて紛議の裁定を行う。紛議に係る全ての事項は、当事者及び一又は二以上の仲裁者に通報されなければならない。 11 一又は二以上の仲裁者は、投票の過半数に	よる議決で裁定を行うものとし、当該裁定は、仲裁手続の開始の通知が行われた日の後六箇月以内に国際事務局及び当事者に通知される。	12 仲裁手続は秘密とされ、紛議についての簡潔な説明及び裁定のみが、当該裁定が当事者に通知された後十日以内に国際事務局に書面により通報される。	13 一又は二以上の仲裁者による裁定は、最終的なものとし、全ての当事者を拘束し、及び上訴を許さない。	14 係争当事者は、一又は二以上の仲裁者による裁定を遅滞なく実施する。加盟国が仲裁手続に関与し、及び当該仲裁手続に従う権限を自国の指定された事業体に委任する場合には、当該加盟国は、当該指定された事業体が一又は二以上の仲裁者による裁定を実施することを確保する責任を負う。	第二十四条 一般規則第百五十五条を次のように改める。 第百五十五条 書類、審議及び業務上の通信に使用する言語の通信に使用する言語 1 連合が発行する書類には、フランス語、英語、アラビア語及びスペイン語を使用する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語も、これらの言語による書類の作成が特に重要な基本的な書類に限られることを条件として、使用することができる。その他の言語も、当該言語の使用を請求する加盟国が関係する全ての費用を負担することを条件として、使用することができる。	2 公用語以外の一つの言語の使用を請求した一又は二以上の加盟国は、一の言語集団を構成する。 3 書類は、国際事務局が、直接、又は2の規定によって構成された言語集団の地域事務局の仲介により、かつ、国際事務局と当該地域	事務局との間で合意される方法に従い、公用語及び当該言語集団の言語で発行する。各言語による書類は、同一の様式によって発行する。	4 国際事務局が直接発行する書類は、できる限り、請求された各言語について同時に配布する。	5 加盟国又はその指定された事業体と国際事務局との間及び同事務局と第三者との間の通信は、同事務局が翻訳業務を有する言語のいずれによっても行うことができる。	6 いずれかの言語への翻訳の費用(5及び第百三十六条の規定の適用から生ずる費用を含む)は、当該言語の使用を請求した言語集団が負担する。公用語を使用する加盟国は、公用語以外の言語への翻訳の費用として、一定額の支払を行う。当該一定額に係る分担単位当たりの金額は、国際事務局の他の業務用言語を使用する加盟国が負担する分担単位当たりの金額と同額とする。書類の提供に関するその他の全ての費用は、連合が負担する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額は、大会議の決議によって定める。	7 言語集団の負担する費用は、当該言語集団の構成国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。当該費用は、当該言語集団の構成国の間で他の分担基準によって分担することとできる。ただし、関係加盟国が、これについて合意し、かつ、これについての決定を当該言語集団の代表者の仲介により国際事務局に通告することを条件とする。	8 国際事務局は、加盟国が言語の選択を変更することを請求する場合には、一定の期間(二年を超えないものとする。)の後にこれに応ずる。	9 連合の機関の会合における審議の際には、通訳施設(電子装置の有無を問わない。)により、フランス語、英語、スペイン語、ロシア語及びアラビア語を使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主催者が、国際事務局長及び関係加盟国と協議の上、裁量によって行う。	10 9の言語以外の言語も、9に規定する会合及び審議の際に使用することができる。	11 9の言語以外の言語を使用する代表団は、9の通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能である場合には当該通訳施設により、又は特別の通訳者により、9の言語のうちいずれか一の言語への同時通訳を確保する。	12 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。ただし、装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。	13 加盟国又はその指定された事業体は、相互間における業務上の通信に使用する言語について取決めを行うことができる。取決めがない場合には、使用する言語はフランス語とする。	第二十五条 一般規則第百五十八条を次のように改める。 第百五十八条 この一般規則の効力発生及び有効期間 1 削除 2 この一般規則は、二千十四年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。 第二十六条 この追加議定書の効力発生及び有効期間 この追加議定書は、二千二十二年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。	以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効
---	---	---	---	--	--	---	--	---	---	--	---	---	---	--	---	---	--	--	---	--	--	---	---	--

力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十一年八月二十六日にアビジャンで作成した。

万国郵便条約

万国郵便連合(以下「連合」という。)の加盟国政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條3の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、国際郵便業務に適用される規則をこの万国郵便条約(以下「条約」という。)で定めた。

第一部 国際郵便業務に適用される共通の規則

第一条 定義

1 この条約の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

1.1 「通常郵便物」とは、この条約及びその施行規則に規定され、かつ、これらに定める条件に従って運送されるものをいう。

1.2 「小包郵便物」とは、この条約及びその施行規則に規定され、かつ、これらに定める条件に従って運送されるものをいう。

1.3 「EMS郵便物」とは、この条約、その施行規則及びEMSに関連する文書に規定され、かつ、これらに定める条件に従って運送されるものをいう。

1.4 「書類から成る郵便物」とは、記載され、描かれ、若しくは印刷された、又はデジタルのあらゆる情報媒体から成る通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物(商品である物品を除く。)であつて、この条約の施行規則に定め

る物理的な仕様を満たすものをいう。

1.5 「物品から成る郵便物」とは、金銭以外のあらゆる有形のかつ動産である物品(商品である物品を含む。)から成る通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物であつて、4.1に規定する書類から成る郵便物の定義に該当せず、かつ、この条約の施行規則に定める物理的な仕様を満たすものをいう。

1.6 「閉袋」とは、票札を付され、かつ、封鉛又は他の方法によつて封かんされた容器であつて、郵便物を包有するものをいう。

1.7 「線路を誤った郵便物」とは、票札の示す交換局以外の交換局で受領した容器をいう。

1.8 「個人情報」とは、郵便業務の利用者を特定するために必要な情報をいう。

1.9 「誤送された郵便物」とは、一の交換局で受領した郵便物であつて、本来他の加盟国の交換局で受領されるべきものをいう。

1.10 「継越料」とは、通過国の運送機関(指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方)が実施する通常郵便物の陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務に対する報酬をいう。

1.11 「到着料」とは、差出国の指定された事業体が、名宛国において受領される通常郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、当該名宛国の指定された事業体に支払うべき補償金をいう。

1.12 「指定された事業体」とは、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる関連する義務を履行するために、加盟国によつて正式に指定された政府機関又は非政府機関をいう。

1.13 「小形包装物」とは、この条約及びその施行規則に定める条件により運送される郵便物を

いう。

1.14 「到着の陸路割当料金」とは、差出国の指定された事業体が、名宛国において受領される小包郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、当該名宛国の指定された事業体に支払うべき補償金をいう。

1.15 「継越しの陸路割当料金」とは、通過国の運送機関(指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方)が当該国の領域を経由する小包郵便物の送達のために実施する陸路継越し及び航空路継越しの業務に対して支払うべき報酬をいう。

1.16 「海路割当料金」とは、小包郵便物の海路運送に参加する運送機関(指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方)が実施する業務に対して支払うべき報酬をいう。

1.17 「調査請求」とは、郵便業務の利用に関連する苦情又は照会であつて、この条約及びその施行規則に定める条件に従つて提出されるものをいう。

1.18 「普遍的な郵便業務」とは、その質を重視した郵便の役務であつて、全ての利用者が、加盟国の領域の全ての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で提供を受けるものをいう。

1.19 「開袋継越し」とは、名宛国に宛てて閉袋を作成することが適当でない通数又は重量の郵便物の仲介国による継越しをいう。

第二条 この条約への加入から生ずる義務を履行する責任を負う一又は二以上の機関の指定

1 加盟国は、郵便事業を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。また、加盟国

は、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に同事務局に通報する。加盟国は、大会議から大会議までの間における政府機関の変更については、可能な限り速やかに同事務局に通報する。正式に指定された事業体に関する変更についても、可能な限り速やかに、かつ、望ましくはその変更の効力が生ずる遅くとも三箇月前に、同事務局に通報する。

2 加盟国は、新たな事業体を正式に指定する場合には、連合の文書に基づいて当該事業体が提供する郵便業務の範囲及び自国の領域における当該事業体の取扱地域を明示する。

第三条 普遍的な郵便業務

1 加盟国は、連合の単一の郵便領域という概念を強固にするため、全ての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、加盟国の領域の全ての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で受けることができるような普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有することを確保する。

2 1に定める目的のため、加盟国は、自国の郵便に関する法令の範囲内で又は他の通常的手段により、自国民のニーズ及び国内事情を考慮して、関係する郵便業務の範囲を定めるとともに、その質を重視し、及び合理的な価格を設定することについての条件を定める。

3 加盟国は、普遍的な郵便業務の提供を任務とする者が、このような郵便業務の提供を可能とし、及び質に係る基準を尊重することを確保する。

4 加盟国は、普遍的な郵便業務が実行可能な方法により提供されることによつてその永続性が保障されることを確保する。

第四条 継越しの自由

1 万国郵便連合憲章第一条に規定する継越しの

自由の原則により、加盟国は、その指定された事業体が他の指定された事業体から引き渡される開袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達線の線路によって、かつ、最も安全な方法によって送達することを確保する義務を負う。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用する。 2 伝染性物質又は放射性物質を包有する郵便物の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこれらの郵便物の開袋継越しを認めないことができる。通過国である加盟国は、印刷物（定期刊行物、雑誌等）、小形包装物及びM郵袋であって、自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様に開袋継越しを認めないことができる。 3 小包についての継越しの自由は、連合の全境域において保障される。 4 加盟国が継越しの自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務の提供を中止する権利を有する。 第五条 郵便物の帰属、取戻し、受取人の住所又は法人の名称、氏名若しくは父称（該当する場合）の変更又は訂正、転送及び配達不能の郵便物の差出人への返送 1 郵便物は、差出国又は名宛国の国内法令及び第十九条1.又は3の規定が適用される場合には 2 郵便物の差出人は、当該郵便物を取り戻し、又はその受取人の住所若しくは法人の名称、氏名若しくは父称（該当する場合）を変更し、若しくは訂正することができる。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。 3 加盟国は、その指定された事業体が配達不能	の郵便物を差出人に返送すること及び受取人がその住所を変更した場合には郵便物を転送することを確保する。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。 第六条 郵便切手 1 「郵便切手」という語は、この条約に基づいて保護されるものとし、この条及びこの条約の施行規則に定める条件を満たす切手にのみ用いられる。 2 郵便切手は、 2.1 連合の文書に基づき、加盟国又は地域の権限の下においてのみ発行し、流通する。 2.2 主権の表象であり、また、連合の文書に適合するように郵便物に貼り付ける場合には、当該郵便切手の本質的な価値に相当する料金の納付の証拠となる。 2.3 料金納付又は収集のため、発行する加盟国又は地域においてその法令に基づき通用する。 2.4 発行する加盟国又は地域の全ての居住者が入手可能なものでなければならない。 3 郵便切手は、次のものを含む。 3.1 ローマ文字で記載された発行する加盟国若しくは地域の名称（若しくは発行する加盟国若しくは地域から万国郵便連合国際事務局に要請がある場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、当該加盟国若しくは地域を公式に代表する略号若しくは頭文字 注 切手を発明した国であるグレートブリテン及び北アイルランド連合王国には例外が認められる。 3.2 次のもので記載された額面 3.2.1 原則として、発行する加盟国若しくは地域の通貨又は文字若しくは記号 3.2.2 その他の識別のための特徴 郵便切手に描かれた国の紋章、監督用の公の	自由の原則により、加盟国は、その指定された事業体が他の指定された事業体から引き渡される開袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達線の線路によって、かつ、最も安全な方法によって送達することを確保する義務を負う。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用する。 2 伝染性物質又は放射性物質を包有する郵便物の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこれらの郵便物の開袋継越しを認めないことができる。通過国である加盟国は、印刷物（定期刊行物、雑誌等）、小形包装物及びM郵袋であって、自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様に開袋継越しを認めないことができる。 3 小包についての継越しの自由は、連合の全境域において保障される。 4 加盟国が継越しの自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務の提供を中止する権利を有する。 第五条 郵便物の帰属、取戻し、受取人の住所又は法人の名称、氏名若しくは父称（該当する場合）の変更又は訂正、転送及び配達不能の郵便物の差出人への返送 1 郵便物は、差出国又は名宛国の国内法令及び第十九条1.又は3の規定が適用される場合には 2 郵便物の差出人は、当該郵便物を取り戻し、又はその受取人の住所若しくは法人の名称、氏名若しくは父称（該当する場合）を変更し、若しくは訂正することができる。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。 3 加盟国は、その指定された事業体が配達不能	記号及び政府間機関の記章は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて保護される。 5 郵便切手の主題及び意匠は、 5.1 万国郵便連合憲章前文の精神及び連合の機関が行う決定に従う。 5.2 加盟国若しくは地域の文化的同一性と緊密な関係を有し、又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献するものとする。 5.3 加盟国又は地域において、外国の重要人物又は出来事を記念する場合には、当該加盟国又は地域と緊密な関係を有するものとする。 5.4 政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。 5.5 加盟国又は地域にとつて重要な意味を有するものとする。 6 連合の文書に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影は、加盟国又は地域が認める場合にのみ使用することができる。 7 加盟国は、新たな素材又は技術を使用した郵便切手を発行する前に、当該郵便切手と郵便物を処理する機械との適合性に関する必要な情報を国際事務局に提供する。同事務局は、他の加盟国及びその指定された事業体にその旨を通報する。 第七条 持続可能な開発 加盟国又はその指定された事業体は、郵便業務の全ての段階における環境、社会及び経済に関する活動に焦点を当てた持続可能な開発に関する活動の戦略を採用し、及び実行し、並びに持続可能な開発に関する周知を図る。 第八条 郵便業務の保障 1 加盟国及びその指定された事業体は、万国郵便連合の保障基準に定める保障に関する要求を遵守し、並びに指定された事業体によって提供される郵便業務に対する一般公衆の信頼を維持し、及び高めるため、並びに全ての関係取扱者	のため、郵便業務の全ての段階における業務の保障に関する活動の戦略を採用し、及び実行する。この戦略には、この条約の施行規則に定める目的並びに通報に関する連合の技術標準に合致するものとして管理理事会及び郵便業務理事會が採択する実施規定（特に、関係する郵便物の種別及び識別の基準）に明示する郵便物についての事前の電子データの提供に関する要求に適合するという原則を含む。この戦略には、また、加盟国及びその指定された事業体の間の郵袋の運送及び継越しについての確実性及び業務の保障の維持に関する情報の交換を含む。 2 国際郵便の一連の運送に適用される全ての保障措置は、対処すべき危険及び脅威に相応するものでなければならず、郵便ネットワークの特性を考慮し、国際的な郵便の流れ又は取引を妨げることがないようにとらなければならない。郵便業務に対する全世界的な影響を潜在的に有する保障措置は、全ての関係者の関与を得て、国際的に調整され、かつ、均衡のとれた方法でとられなければならない。 第九条 違反行為 1 郵便物 1.1 加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行った者を訴追し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。 1.1.1 麻薬、向精神薬及び危険物を郵便物に入れること。ただし、この条約及びその施行規則がこれらを郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。 1.1.2 小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れること。 1.1.2.1 郵便料金納付及びその手段 2.1 加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及び処	自由の原則により、加盟国は、その指定された事業体が他の指定された事業体から引き渡される開袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達線の線路によって、かつ、最も安全な方法によって送達することを確保する義務を負う。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用する。 2 伝染性物質又は放射性物質を包有する郵便物の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこれらの郵便物の開袋継越しを認めないことができる。通過国である加盟国は、印刷物（定期刊行物、雑誌等）、小形包装物及びM郵袋であって、自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様に開袋継越しを認めないことができる。 3 小包についての継越しの自由は、連合の全境域において保障される。 4 加盟国が継越しの自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務の提供を中止する権利を有する。 第五条 郵便物の帰属、取戻し、受取人の住所又は法人の名称、氏名若しくは父称（該当する場合）の変更又は訂正、転送及び配達不能の郵便物の差出人への返送 1 郵便物は、差出国又は名宛国の国内法令及び第十九条1.又は3の規定が適用される場合には 2 郵便物の差出人は、当該郵便物を取り戻し、又はその受取人の住所若しくは法人の名称、氏名若しくは父称（該当する場合）を変更し、若しくは訂正することができる。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。 3 加盟国は、その指定された事業体が配達不能	記号及び政府間機関の記章は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて保護される。 5 郵便切手の主題及び意匠は、 5.1 万国郵便連合憲章前文の精神及び連合の機関が行う決定に従う。 5.2 加盟国若しくは地域の文化的同一性と緊密な関係を有し、又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献するものとする。 5.3 加盟国又は地域において、外国の重要人物又は出来事を記念する場合には、当該加盟国又は地域と緊密な関係を有するものとする。 5.4 政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。 5.5 加盟国又は地域にとつて重要な意味を有するものとする。 6 連合の文書に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影は、加盟国又は地域が認める場合にのみ使用することができる。 7 加盟国は、新たな素材又は技術を使用した郵便切手を発行する前に、当該郵便切手と郵便物を処理する機械との適合性に関する必要な情報を国際事務局に提供する。同事務局は、他の加盟国及びその指定された事業体にその旨を通報する。 第七条 持続可能な開発 加盟国又はその指定された事業体は、郵便業務の全ての段階における環境、社会及び経済に関する活動に焦点を当てた持続可能な開発に関する活動の戦略を採用し、及び実行し、並びに持続可能な開発に関する周知を図る。 第八条 郵便業務の保障 1 加盟国及びその指定された事業体は、万国郵便連合の保障基準に定める保障に関する要求を遵守し、並びに指定された事業体によって提供される郵便業務に対する一般公衆の信頼を維持し、及び高めるため、並びに全ての関係取扱者	のため、郵便業務の全ての段階における業務の保障に関する活動の戦略を採用し、及び実行する。この戦略には、この条約の施行規則に定める目的並びに通報に関する連合の技術標準に合致するものとして管理理事会及び郵便業務理事會が採択する実施規定（特に、関係する郵便物の種別及び識別の基準）に明示する郵便物についての事前の電子データの提供に関する要求に適合するという原則を含む。この戦略には、また、加盟国及びその指定された事業体の間の郵袋の運送及び継越しについての確実性及び業務の保障の維持に関する情報の交換を含む。 2 国際郵便の一連の運送に適用される全ての保障措置は、対処すべき危険及び脅威に相応するものでなければならず、郵便ネットワークの特性を考慮し、国際的な郵便の流れ又は取引を妨げることがないようにとらなければならない。郵便業務に対する全世界的な影響を潜在的に有する保障措置は、全ての関係者の関与を得て、国際的に調整され、かつ、均衡のとれた方法でとられなければならない。 第九条 違反行為 1 郵便物 1.1 加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行った者を訴追し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。 1.1.1 麻薬、向精神薬及び危険物を郵便物に入れること。ただし、この条約及びその施行規則がこれらを郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。 1.1.2 小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れること。 1.1.2.1 郵便料金納付及びその手段 2.1 加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及び処
--	--	--	---	---	--	---	---

罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。

2.1.1 通用中の又は通用が廃止された郵便切手

2.1.2 郵便料金納付の印影

2.1.3 料金計器又は印刷機による印影

2.1.4 国際返信切手券

2.2 この条約の適用上、郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のために不当な利得を得ることを意図して行われた行為(いづれの者によるかを問わない。)であつて次に掲げるものをいうものとし、これらの行為は、処罰される。

2.2.1 郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製造に係る不法な行為

2.2.2 変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段を製造し、使用し、流布し、商用化し、配布し、頒布し、輸送し、展示し、又は掲示する行為(カタログ及び広告目的のものを含む。)

2.2.3 既に使用した郵便料金納付の手段を郵便目的で使用し、又は流布する行為

2.2.4 これらの違反行為の未遂

3 相互主義

3.1 処罰については、関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。この規定は、法令上又は条約上の相互主義についての規定の対象とならない。

第十条 個人情報の取扱い

1 利用者の個人情報、適用される国内法令に従い、その収集された目的のためにのみ利用することができる。

2 利用者の個人情報、適用される国内法令により当該個人情報を入力することが許可された第三者にのみ開示される。

3 加盟国及びその指定された事業体は、自国の法令に従い、利用者の個人情報の秘密性及び保護を確保する。

4 指定された事業体は、その利用者にその個人情報、その利用及びこれを収集した目的について周知させる。

5 指定された事業体は、郵便業務を提供するために個人情報が必要とする名宛国又は継越国の指定された事業体に対して当該情報を電子的に送付することができる。ただし、1から4までの規定の適用を妨げない。

第十一条 軍隊との閉袋の交換

1 通常郵便物の閉袋は、次の者の間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によって交換することができる。

1.1 加盟国の郵便局と国際連合の用に供される軍隊の指揮官との間

1.2 国際連合の用に供される軍隊の指揮官の間

1.3 加盟国の郵便局と国外にある当該加盟国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間

1.4 同一国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官の間

2 1の閉袋に納める通常郵便物は、閉袋が宛てられ、若しくは閉袋を発送する軍隊の構成員又は閉袋が宛てられ、若しくは閉袋を発送する軍艦若しくは軍用機の将校若しくは乗組員が発受するものに限定される。当該通常郵便物に適用する料金及び送達条件については、軍隊を提供した加盟国の指定された事業体又は軍艦若しくは

は軍用機の所属している加盟国の指定された事業体が自己の規則に従つて定める。

3 軍隊を提供した加盟国の指定された事業体又は軍艦若しくは軍用機の所属している加盟国の指定された事業体は、特別の合意がない限り、関係する指定された事業体に対し、閉袋の継越料、到着料及び航空運送料を支払う義務を負う。

第十二条 外国における通常郵便物の差出し

1 いずれの指定された事業体も、自己の属する加盟国の領域内に居住する差出人が外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受け、又は差出人が当該外国において差出し、又は差し出させる通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。

2 1の規定は、差出人の居住国において準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国において作成された通常郵便物のいずれについても、区別なく適用する。

3 名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名宛側の指定された事業体が定めた期間内に、差出側の指定された事業体がこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し(この場合において、当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。)、又は自国の法令に従つて取り扱うことができる。

4 いずれの指定された事業体も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し、又は差し出させる通常郵便物について受領する到着料の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出された場合に受領したであろう額を下回るときは、当該通常郵便物を送達し、又は受

取人に配達する義務を負わない。名宛側の指定された事業体は、その負担する費用に相当する報酬を差出側の指定された事業体に請求する権利を有する。この場合において、この報酬は、場合に依り、同様の郵便物に適用される内国料金の八十パーセントの額又は第二十九条、第三十条から第三十一条の額又は第三十一条17に定める料率のいずれか高い方を超えてはならない。名宛側の指定された事業体が定めた期間内に、差出側の指定された事業体が請求された報酬の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、当該通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し(この場合において、当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。)、又は自国の法令に従つて取り扱うことができる。

第十三条 連合の様式の使用

1 連合の文書に別段の定めがある場合を除くほか、指定された事業体のみが、連合の文書に従い、郵便業務の運営及び郵便物の交換のために、連合の様式及び書類を使用する。

2 指定された事業体は、1に規定する郵便業務の運営及び郵便物の交換を円滑にするため、領域外交換局及び指定された事業体が自国の領域の外に設置する国際郵便処理センター(6に定義するもの)の運営のために連合の様式及び書類を使用することができる。

3 2に規定する連合の様式及び書類の使用については、領域外交換局又は国際郵便処理センターが設置されている加盟国又は地域の国内法令又は政策に従つて行われる。この点に関し、また、第二条に規定する指定の義務は妨げられることなく、指定された事業体は、この条約上の義務の履行を継続することを保障し、並びに他の指定された事業体及び国際事務局とのあらゆる関係につき完全な責任を負う。

4 3に規定する要件は、これらの領域外交換局及び国際郵便処理センターからの郵便物の受領について、名宛側の加盟国に等しく適用される。	適切な通報類集において定め、公表し、及び更新する。	とを条件として、加盟国又はその指定された事業体は、その定めた料金を、自国の領域内で差し出される通常郵便物及び小包郵便物について、自国の法令の定めるところにより引き下げて適用することができる。加盟国又はその指定された事業体は、特に、郵便物を多量に差し出す利用者に対して優遇料金を認めることができる。	除く。を免除する。中立国内に收容され、かつ、抑留されている交戦者は、この2.1の規定の適用上、捕虜とみなす。
5 加盟国は、領域外交換局及び国際郵便処理センターを通じて送達し、又は受領する郵便物に関する自国の政策を国際事務局に通報する。これらの情報については、連合のウェブサイトで利用可能とする。	2 1の基準及び目標については、通関に通常要する時間を考慮に入れるものとし、内国業務の相当する郵便物について適用される基準及び目標よりも不利なものとしてはならない。	6 連合の文書に規定する料金以外の郵便料金は、種類のいかんを問わず、利用者から徴収してはならない。	2.2 1の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じ、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約に規定する抑留された文民に宛てて他国から発出されるもの又はこれらの者が差し出すものについても適用する。
6 厳にこの条の規定を適用する場合に限り、「領域外交換局」とは、商業目的で設置され、自国の領域外の市場における取引の獲得を目的として、指定された事業体によって又は指定された事業体の責任の下に、他の加盟国又は地域の領域において運営される事務所又は施設をいう。「国際郵便処理センター」とは、郵袋を作成し、若しくは受領するため、又は他の指定された事業体との間で交換された国際郵便物の継越センターとして活動するため、交換された国際郵便物を取り扱う国際郵便処理施設をいう。	3 差出側の加盟国又はその指定された事業体は、優先通常郵便物及び航空通常郵便物並びに平面路小包その他の小包の差出しから配達までの間の基準を定め、公表する。	7 連合の文書に別段の定めがある場合を除くほか、指定された事業体は、徴収した料金を取得する。	2.3 この条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関も、2.1及び2.2に規定する者に関する通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、これらの機関が直接又は仲介者として発受するものについては、郵便料金の免除の利益を享受する。
7 この条のいかなる規定も、領域外交換局又は国際郵便処理センター（自国の領域の外におけるこれらの設置及び運営に責任を有する指定された事業体を含む。）が、連合の文書との関係において所在国の指定された事業体と同じ状況に置かれていることを意味するものと解してはならず、また、当該領域外交換局又は国際郵便処理センターを、これらが設置され、及び運営される領域における指定された事業体として認めるよう他の加盟国に対して法的義務を課するものと解してはならない。	4 加盟国又はその指定された事業体は、業務の質に関する基準の適用について評価する。	1 原則	2.4 1から2.3までの規定により郵便料金を免除される小包の差出しは、重量五キログラムを超えないものに限り認められる。内容品を分割することのできない小包及び捕虜に分配するために收容所又は捕虜の代表者に宛てた小包については、この最大限度を重量十キログラムとする。
第二部 業務の質に関する基準及び目標	15 料金	16 郵便料金の免除	2.5 指定された事業体の間の勘定の決済において、郵便業務の事務用小包及び捕虜又は抑留された文民が発受する小包については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。
第十四条 業務の質に関する基準及び目標	1 この条約に規定する各種の郵便業務に関する料金は、この条約及びその施行規則に定める原則に従い、自国の法令に依拠して、加盟国又はその指定された事業体が定める。これらの料金は、原則として、これらの業務の提供に必要な費用と関係を有するものでなければならない。	2 差出側の加盟国又はその指定された事業体は、自国の法令に依拠して、通常郵便物及び小包郵便物の運送に係る普通料金を定める。当該料金には、配達業務が名宛国において実施されているときは、郵便物の受取人の住所への配達のための費用を含む。	3 差出側の指定された事業体の内国業務において引き受けることができる範囲内で、盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若し
1 加盟国又はその指定された事業体は、自国宛ての通常郵便物及び小包郵便物の配達に関する基準及び目標をこの条約の施行規則に規定する	4 加盟国又はその指定された事業体は、自国の法令に依拠して、連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金を超える料金を適用することができる。	2 通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、捕虜が直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて発受するものについては、郵便料金（航空割増料金を	3.1 差出側の指定された事業体の内国業務において引き受けることができる範囲内で、盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若し
5 3に規定する料金の最低限度額以上であるこ	4 加盟国又はその指定された事業体は、自国の法令に依拠して、連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金を超える料金を適用することができる。	2 通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、捕虜が直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて発受するものについては、郵便料金（航空割増料金を	3.1 差出側の指定された事業体の内国業務において引き受けることができる範囲内で、盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若し

くは盲人から差し出される盲人のための全ての郵便物については、航空割増料金を除くほか、郵便料金を免除する。 3.2 この条において、 3.2.1 「盲人」とは、自国において盲目であり、若しくは視覚に障害があるとして公式に登録され、又は世界保健機関の盲人若しくは視力の弱者の定義に該当する全ての者をいう。 3.2.2 盲人のための機関とは、盲人のために業務を行い、又は公式に盲人を代表する全ての団体又は協会をいう。 3.2.3 盲人用郵便物には、音声を含むあらゆる形態の通信文及び刊行物並びに盲人が盲目であることから生ずる問題を克服すること支援するために作成され、又は調整された各種の器具又は用品であつて、この条約の施行規則に定めるものを含む。 第四部 基礎業務及び追加の業務 第十七条 基礎業務	1 加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。 2 書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。 2.1 重量二十キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物 2.2 重量二十キログラムまでの書状、郵便葉書及び印刷物 2.3 重量七キログラムまでの盲人用郵便物 2.4 重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋
3 物品を包有する通常郵便物とは、次のものをいう。 3.1 重量二十キログラムまでの優先小形包装物及び非優先小形包装物 3.2 この条約の施行規則に定める重量七キログラムまでの盲人用郵便物 3.3 この条約の施行規則に定める重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋 4 通常郵便物は、この条約の施行規則に従つて、郵便物の取扱速度及び郵便物の内容品の双方により分類される。 5 通常郵便物は、4に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物(P)、大型郵便物(G)、巨大郵便物(E)又は小形包装物(E)に分類することができる。大きさ及び重量の制限については、この条約の施行規則に定める。 6 2及び3に定める重量制限を超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従つて、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。 7 加盟国は、その指定された事業体が、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。 8 重量二十キログラムを超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従つて、特定の小包郵便物について任意に適用する。 第十八条 追加の業務 1 加盟国は、次の義務的な追加業務の提供を確保する。 1.1 自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務 1.2 自国宛ての全ての書留通常郵便物に係る書留郵便業務	2 加盟国は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務の提供を任意のものとして確保することができる。 2.1 通常郵便物及び小包に係る保険付郵便業務 2.2 通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務 2.3 通常郵便物に係る追跡業務 2.4 書留通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務 2.5 通常郵便物及び小包に係る料金・課金別納郵便物の配達業務 2.6 取扱困難な小包に係る業務 2.7 一の差出人から外国に宛てて多量に差し出される小包の発送業務 2.8 当初の差出人の承認に基づき、受取人が当該差出人への物品の返送を指示する場合における物品の返送業務 3 次の三の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。 3.1 基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もっとも、同業務の返信に係る業務については、全ての加盟国又はその指定された事業体がこれを確保する義務を負う。 3.2 国際返信切手券業務。国際返信切手券は、全ての加盟国において引き換えることができる。ただし、その販売は、任意とする。 3.3 書留通常郵便物、小包及び保険付郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業体は、自国宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から発送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。 4 1から3までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。
5 指定された事業体は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。 5.1 重量五百グラムを超える小形包装物についての配達 5.2 通常郵便物の締切時刻後の引受け 5.3 郵便物の窓口通常取扱時間外の引受け 5.4 差出人の住所からの取集 5.5 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付留置 5.6 重量五百グラムを超える通常郵便物(盲人用郵便物を除く)の保管及び小包郵便物の保管 5.7 到着通知書への回答としての小包の配達 5.8 不可抗力による危険に対する負担 5.9 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の配達 5.10 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の配達 第五部 禁制並びに税関及び関税に係る事項 第十九条 引き受けられない郵便物及び禁制 1 総則 1.1 この条約及びその施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けない。詐欺行為を意図して又は支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出された郵便物は、引き受けない。 1.2 この条に規定する禁制の例外は、この条約の施行規則に定める。 1.3 全ての加盟国又はその指定された事業体は、この条に規定する禁制の範囲を拡大することができないものとし、また、適切な通報類集にその禁制を記載した後、直ちに適用する。	万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

2 2.1 もの 2.1.1 次の物品は、いずれの種類の郵便物にも入 れてはならない。 2.1.1.1 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向 精神薬並びに名宛国において禁止されてい るその他の不正な薬物 2.1.2 わいせつな又は不道徳な物品 2.1.3 偽造又は海賊版の物品 2.1.4 名宛国において輸入又は流布が禁止され ているその他の物品 2.1.5 その性質上又はその包装のために、取扱 者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は 他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所 有する財産を汚染し、若しくは損傷するお それのある物品 2.1.6 私的性質を有する書類であつて、その差 出人及び受取人（これらの者の同居人を含 む。）以外の者の間で交換されるもの	3.3 万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件及び同報告書 3.3 危険物は、相互に又は一方的に引き受ける ことについて同意を表明している加盟国の間 において、国内の及び国際的な運送に関する 規定及び規則に従うことを条件として、例外 的に引き受けることができる。 4 生きた動物 4.1 生きた動物は、いずれの種類の郵便物にも 入れてはならない。 4.2 次の動物は、例外的に、保険付郵便物を除 く通常郵便物に入れることができる。 4.2.1 蜜蜂、水ひる及び蚕 4.2.2 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫で あつて、害虫駆除の用に供し、かつ、公認 の施設の間で交換するもの 4.2.3 生物医学の研究のために用いられるシヨ ウジョウバエ科のハエであつて公認の施設 の間で交換されるもの 4.3 次の動物は、例外的に小包に入れることが できる。 4.3.1 生きた動物。ただし、生きた動物の郵便 による運送が関係国の郵便規則及び国内法 令により認められる場合に限る。 5 小包における通信文の包有 5.1 次のものは、小包郵便物に入れてはならな い。 5.1.1 記録文書を除く通信文であつて、その差 出人及び受取人（これらの者の同居人を含 む。）以外の者の間で交換されるもの 6 硬貨、銀行券その他の貴重品 6.1 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価 証券、旅行小切手、加工した又は加工してい ない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴	3 3.1 この条約及びその施行規則に規定する危険 物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはな らない。 3.2 不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬 （不活性の擲弾、砲弾等を含む。）並びにこれ らの模造品は、いずれの種類の郵便物にも入 れてはならない。	7 7.1 印刷物及び盲人用郵便物については、通信 文の要素の記載をしてはならず、また、この ような要素を有する書類を包有してはならな い。 7.2 印刷物及び盲人用郵便物については、消印 した若しくは消印していない郵便切手若しく は料金納付用証券又は有価証券を包有しては ならない。ただし、郵便物が、その返信のた め、郵便物の差出人又は差出国若しくは名宛 国におけるその代理人の住所が印刷され、か つ、郵便料金が前納されている郵便葉書、封 筒又は帯紙を同封する場合を除く。	8 誤つて引き受けられた郵便物の取扱 8.1 誤つて引き受けられた郵便物の取扱につ いては、この条約の施行規則に定める。た だし、1.1.2、2.1.1及び3.1及び3.2に規定する物品を包有 する郵便物は、いかなる場合にも、名宛地に 送達せず、受取人に配達せず、また、差出人 に返送しない。 2.1.1に規定する物品が継続し の際に郵便物の中から発見された場合には、こ の郵便物は、継続国の国内法令に従つて取り 扱われる。 3.1及び3.2に規定する物品が運送途 上において発見された場合には、関係する指 定された事業体は、郵便物からこれらの物品 を取り除き、廃棄することができる。当該指 定された事業体は、引き受けられない物品の 除去に関する情報を送付し、及び当該郵便物 の残りを送達することができる。 第二十条 税関検査及び関税その他の課 金 1 差出国の指定された事業体及び名宛国の指定 された事業体は、自国の法令の定めるところに より、郵便物を税関検査に付することができる。 2 税関検査に付される郵便物に対しては、この 条約の施行規則に定める額を基準とする通関料 を郵便料金として課することができる。この通 関料は、関税その他の同様の性質を有する課金を 課された郵便物の通関についてのみ徴収され る。 3 利用者のために郵便物の通関手続を代行する ことについて許可を得た指定された事業体は、 利用者の名において、又は名宛国の指定された 事業体の名において、業務の実際の費用に基づ く料金を利用者から徴収することができる。こ の料金は、自国の法令に従い、税関で申告され た全ての郵便物（関税を免除されたものを含 む。）について徴収することができる。利用者	万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件及び同報告書 3.3 危険物は、相互に又は一方的に引き受ける ことについて同意を表明している加盟国の間 において、国内の及び国際的な運送に関する 規定及び規則に従うことを条件として、例外 的に引き受けることができる。 4 生きた動物 4.1 生きた動物は、いずれの種類の郵便物にも 入れてはならない。 4.2 次の動物は、例外的に、保険付郵便物を除 く通常郵便物に入れることができる。 4.2.1 蜜蜂、水ひる及び蚕 4.2.2 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫で あつて、害虫駆除の用に供し、かつ、公認 の施設の間で交換するもの 4.2.3 生物医学の研究のために用いられるシヨ ウジョウバエ科のハエであつて公認の施設 の間で交換されるもの 4.3 次の動物は、例外的に小包に入れることが できる。 4.3.1 生きた動物。ただし、生きた動物の郵便 による運送が関係国の郵便規則及び国内法 令により認められる場合に限る。 5 小包における通信文の包有 5.1 次のものは、小包郵便物に入れてはならな い。 5.1.1 記録文書を除く通信文であつて、その差 出人及び受取人（これらの者の同居人を含 む。）以外の者の間で交換されるもの 6 硬貨、銀行券その他の貴重品 6.1 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価 証券、旅行小切手、加工した又は加工してい ない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴
--	--	--	--	--	--

は、徴収される料金について事前に適正に通知されるものとする。 4 指定された事業体は、関税その他の全ての課金を郵便物の差出人又は受取人から徴収することができる。	第六部 責任	第二十一条 調査請求	1 指定された事業体は、調査請求が、郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に利用者から提出されることを条件として、自己の又は他の指定された事業体の業務として取り扱った小包、書留郵便物又は保険付郵便物に関する調査請求を受理する義務を負う。指定された事業体の間の調査請求の伝達及び取扱いは、この条約の施行規則に定める方法によって行う。六箇月という期間は、請求者が指定された事業体に調査請求を行うまでの期間をいい、指定された事業体の間の調査請求の送達の間を含まない。 2 調査請求の料金は、無料とする。ただし、EMS業務による調査請求の送達を請求された場合には、追加の費用は、原則として請求者が負担する。	第二十二条 指定された事業体の責任及び賠償金	1 総則	1.1 次条に規定する場合を除くほか、指定された事業体は、次の事項について責任を負う。 1.1.1 書留郵便物、普通小包（電子商取引により生ずる郵便物の配達の区分に属するもの（以下「ECOMPRO小包」という。）を除く。その仕様については、この条約の施行規則に定める。）及び保険付郵便物に関しては、これらの郵便物の亡失、盗取又は損傷は、これら郵便物の理由が示されていない書留郵便物、保険付郵便物及び普通小包に関して	は、その返送	1.2 指定された事業体は、1.及び1.1に規定する郵便物以外の郵便物（ECOMPRO小包を含む。）については、責任を負わない。 1.3 指定された事業体は、この条約に定めのない場合については、責任を負わない。 1.4 書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の亡失又は全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、当該郵便物の差出しのために納付した料金（保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。 1.5 支払うべき賠償金の額は、この条約の施行規則に定める額を超えることができない。 1.6 責任を負う場合には、間接の損害、実現されなかった利益及び精神的損害については、支払うべき賠償金の額の計算に当たっては、考慮しない。 1.7 指定された事業体の責任に関する全ての規定は、厳密であり、義務的であり、かつ、網羅的なものとする。指定された事業体は、いかなる場合（重大な過失があった場合を含む。）においても、この条約及びその施行規則に定める限度を超える責任を負わない。	2 書留郵便物	2.1 差出人は、書留郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、この条約の施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。 2.2 差出人は、書留郵便物の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利	を有する。	3 普通小包	3.1 差出人は、普通小包の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、この条約の施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。 3.2 差出人は、普通小包の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。 3.3 指定された事業体は、小包の重量のいかんを問わず小包一個ごとに、この条約の施行規則に定める額を相互に適用することを取り決めることができる。	4 保険付郵便物	4.1 差出人は、保険付郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、原則として、保険金額の特別引出権（SDR）による額に相当する賠償金を請求する権利を有する。 4.2 差出人は、保険付郵便物の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。賠償金の額は、いかなる場合にも、保険金額のSDRによる額を超えることができない。 5 差出人は、書留通常郵便物又は保険付通常郵便物が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、当該郵便物の差出しのために納付した料金（のみの還付を請求する権利を有する。）を有する。差出人は、小包が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、差出国での当該小包の差出しのために納付した料金及び名宛国からの当該小包の返送によって発生した費用の還付を	請求する権利を有する。	7 2から4までの規定が適用される場合には、賠償金は、郵便物の運送が引き受けられた場所及び時期における当該郵便物の内容品と同種の物品のSDRに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該同種の物品の通常の価値を基礎として計算する。	8 書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人又は場合により受取人は、これらの郵便物の差出しのために納付した料金及び課金（書留料及び保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。受取人が不良状態を理由として受取を拒絶した書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に關しても、当該不良状態が指定された事業体の責めに帰せられ、かつ、当該指定された事業体が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。	9 盗取され、損傷し、又は亡失した書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の賠償金については、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合には、2から4までの規定にかかわらず、受取人が当該賠償金を請求する権利を有する。差出人と受取人が同一の場合には、その放棄を要しない。	10 差出側の指定された事業体は、自国の差出人に対し、書留郵便物及び保険付小包以外の小包について自国の法令に定める賠償金を、その額が1.及び3.1に規定する賠償金の額を下回らないことを条件として、支払うことができる。名宛側の指定された事業体は受取人に対し賠償金を支払う場合についても、同様とする。ただし、次の事項については、1.及び3.1に規定する額を適用する。 10.1 責任を有する指定された事業体に対する求償
--	---------------	-------------------	---	-------------------------------	-------------	---	---------------	--	----------------	---	--------------	---------------	--	-----------------	--	--------------------	---	---	--	---

10.2 差出人の権利の受取人のための放棄

11 二国間の合意がある場合を除くほか、調査請求の期限の経過及び指定された事業体に対する賠償金の支払（この条約の施行規則に定める期間及び条件を含む。）に関するいかなる留保も、付することができない。

第二十三条 加盟国及び指定された事業体の免責

- 1 指定された事業体は、書留郵便物、小包又は保険付郵便物であつて、これらと同種の郵便物について自己の規則に定める条件に従つて配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任を負う。
 - 1.1 郵便物の盗取又は損傷が配達の前又は配達の際に確認された場合
 - 1.2 自国の規則により認められる場合において、盗取され、又は損傷した郵便物の配達を受ける際に受取人（差出人への返送の場合にあつては、差出人）が留保を付したとき。
 - 1.3 自国の規則により認められる場合において、書留郵便物が郵便受箱に配達された後、受取人が当該書留郵便物を受領していないことを申し出たとき。
 - 1.4 受取人（差出人への返送の場合にあつては、差出人）が、小包又は保険付郵便物を正規に受領した場合においても、当該小包又は保険付郵便物を配達した指定された事業体に対し損害を発生した旨を遅滞なく申し出て、盗取又は損傷が配達の後になつたものでないことを立証したとき。「遅滞なく」の語は、国内法令に従つて解釈する。
- 2 加盟国及び指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。
 - 2.1 第十八条9の規定が適用される場合を除くほか、不可抗力による場合
 - 2.2 加盟国及び指定された事業体の責任に関し

て別段の証拠がなく、かつ、加盟国及び指定された事業体が不可抗力による業務書類の損傷のために郵便物について説明することができない場合

2.3 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合

2.4 郵便物が第十九条の禁制に抵触する場合

2.5 郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合において、その旨を名宛国の加盟国又はその指定された事業体が通報したとき。

2.6 保険付郵便物につき、内容品の実価を超え保険金額の詐欺表記がされている場合

2.7 差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に調査請求を行わなかつた場合

2.8 捕虜又は抑留された文民が発受する小包である場合

2.9 差出人が、賠償金を受け取る目的で不正な意図をもつて行動した疑いがある場合

3 加盟国及び指定された事業体は、税関への申告の内容（形式のいかんを問わない。）について、及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行った決定について、いかなる責任も負わない。

第二十四条 差出人の責任

1 郵便物の差出人は、運送を認められない物品の差出しにより、又は郵便物の引受条件を遵守しなかつたことにより、郵便の取扱者が被つた身体の傷害並びに他の郵便物及び郵便設備に与えた全ての損害について責任を負う。

2 差出人は、他の郵便物に損害を与えた場合には、損傷した郵便物に対し指定された事業体が負う責任の限度まで責任を負う。

3 差出人は、差出局が1に規定する傷害及び損害をもたらした郵便物を引き受けた場合において

ても、責任を負う。

4 差出人は、郵便物の引受条件を遵守していた場合には、その引受け後の郵便物の取扱いにおいて指定された事業体又は運送事業者に過失又は怠慢があつたときに限り、責任を負わない。

第二十五条 賠償金の支払

1 賠償金の支払並びに料金及び課金の還付の義務は、差出側の指定された事業体又は場合により名宛側の指定された事業体が負う。この場合において、責任を負う指定された事業体に対する求償権は、害されない。

2 差出人は、賠償金を請求する権利を受取人のために放棄することができる。差出人又は差出人が放棄した場合には受取人は、自国の法令上認められる場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。

第二十六条 差出人又は受取人からの賠償金の回収

1 亡失したものと認められた書留郵便物、小包又は保険付郵便物（このよつた郵便物の内容品の一部を含む。）が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人又は場合により受取人に対し、当該郵便物は三箇月間保管され、支払われた賠償金の返付と引換えに当該郵便物を受け取ることができる旨を通知し、同時に、当該郵便物を交付すべき者について照会する。差出人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかつた場合には、又は受取人に対し、受取人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかつた場合には、又は差出人に対して同様の措置をとる。この場合において、回答のための期間は、同一とする。

2 差出人及び受取人が、郵便物を受け取ること放棄した場合又は1に定める期間内に回答を行わなかつた場合には、当該郵便物は、損害を負担した一の指定された事業体又は適当な場合には二以上の指定された事業体の所有に帰する。

る。

3 保険付郵便物が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価額のものであると認定された場合には、差出人又は場合により受取人は、当該保険付郵便物の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。ただし、このことにより保険金額の詐欺表記に対する措置をとることが妨げられるものではない。

第七部 補償金

A 継越料

第二十七条 継越料
二の指定された事業体の間又は同一加盟国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の業務（第三国業務）の仲介によつて交換される開袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤つた郵袋についても適用される。

B 到着料

第二十八条 到着料についての総則
1 この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいずれかの指定された事業体から通常郵便物を受領した指定された事業体は、受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を差出側の指定された事業体から受け取る権利を有する。

2 国及び地域は、その指定された事業体による到着料に関する規定の適用のため、大会議の決議C七/二〇一六により大会議が作成した表に従い、次のように分類される。

2.1 二千年より前に目標制度に参加した国及び地域（第I集團）

2.2 二千年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国及び地域（第II集團）

2.3 二千十六年以降に目標制度に参加した国及

び地域(第三集團)

2.4 移行制度に参加している国及び地域(第四集團)

3 到着料の支払に関するこの条約の規定は、移行期間の満了の時に各国ごとの固有の要素を考慮した補償方式に移行する上での暫定的な措置について定めるものである。

4 内国制度の直接利用

4.1 原則として、二十十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により他の指定された事業体が利用することができるようにする。名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体が直接利用の条件を満たしているかどうかを判断する。

4.2 二十十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により二十十年より前に目標制度に参加した国の他の指定された事業体が利用することができるようにしなければならない。

4.3 二十十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、一年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体が利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該二十十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくなるか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするか、のいずれかを選択しなければならない。また、二十十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、二十十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体に対し、内国制度の条件の適用を要求する場合

合には、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により全ての指定された事業体が利用することができるようにしなければならない。

4.4 移行制度に参加している国の指定された事業体は、他の指定された事業体に対し、内国制度の条件を利用することができなくなることを選択できる。この場合において、当該移行制度に参加している国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体が利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該移行制度に参加している国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくなるか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするか、のいずれかを選択しなければならない。

5 到着料は、名宛国における業務の質に係る達成度に基づくものとする。郵便業務理事会は、監視システムに参加することを奨励し、及び業務の質に関する目標を達成した指定された事業体に報いるため、次条から第三十一条までに定める補償金に加えて追加の補償金の支払を認めることができる。また、同理事会は、業務の質が不十分な場合には、補償金を減額することができる。ただし、補償金は、第三十条及び第三十一条に定める最低の補償金を下回ることとはできない。

6 指定された事業体は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。

7 重量が五キログラム未満のM郵袋については、到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。M郵袋について適用する到着料率は、次のとおりとする。

7.1 二千二十二年については、重量一キログラム

ムにつき一・〇一六SDR

7.2 二千二十三年については、重量一キログラムにつき一・〇四四SDR

7.3 二千二十四年については、重量一キログラムにつき一・〇七三SDR

7.4 二千二十五年については、重量一キログラムにつき一・一〇三SDR

8 書留郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千二十二年については一・四六三SDR、二千二十三年については一・五二九SDR、二千二十四年については一・五九八SDR、二千二十五年については一・六七〇SDRとする。保険付郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千二十二年については一・七七七SDR、二千二十三年については一・八五七SDR、二千二十四年については一・九四一SDR、二千二十五年については二・〇二八SDRとする。郵便業務理事会は、提供される業務がこの条約の施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。

9 追跡郵便物一通当たりの追加の補償金は、この条約の施行規則に定める条件に従うことを条件として、〇・四〇〇SDRとする。郵便業務理事会は、この条約の施行規則に従い、情報の電子的な送信に係る達成度に応じて、追跡郵便物のために補償金の補足を認めることができる。

10 二国間の別段の合意がある場合を除くほか、バーコード付識別子が付されていない小形包装物、書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物又は連合の技術標準S10に適合しないバーコード付識別子が付された小形包装物、書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物の一通当たりの追加の補償金は、〇・五SDRとする。

11 郵便業務理事会は、物品を包有する通常郵便物についての事前の電子データの提供に関する要求に対する指定された事業体の適合の程度に応じて、補償金の補足又は減額を認めることができる。

12 返送された配達不能の通常郵便物の補償金については、この条約の施行規則に定める。

13 到着料の計算においては、この条約の施行規則に定める条件に従って大量に差し出される通常郵便物を「大量郵便物」といい、場合に応じて次条から第三十一条までの規定に従い、補償金が支払われる。

14 指定された事業体は、二者間又は多数者間の取決めに、到着料の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。

15 指定された事業体は、任意に、優先郵便物の到着料率に十パーセントの割引率を適用した到着料率で、非優先郵便物を交換することができる。

16 目標制度に参加している国の指定された事業体の間で適用される規定は、目標制度に参加する旨の希望を表明する国であって、移行制度に参加しているものの指定された事業体について適用する。郵便業務理事会は、この条約の施行規則において暫定的な措置を定めることができる。目標制度に関する全ての規定は、新たに目標制度に参加する国の指定された事業体であって、暫定的な措置を経ずに当該全ての規定を適用する旨の希望を表明するものについて適用することができる。

第二十九条 巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の到着料の料率に係る自己申告

1 次条及び第三十一条の規定にかかわらず、指定された事業体は、二十一年以降の年に効力を生ずる料率に関し、巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に適用する一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率

であつて現地通貨又はSDRで表示されるものを、それらの自己申告料率が適用される暦年の前年の六月一日を期限として国際事務局に通報することが出来る。同事務局は、毎年、現地通貨で通報された自己申告料率をSDRに換算する。同事務局は、SDRによる料率を計算するため、自己申告料率が適用される年の前年の三月三十一日までの五箇月の期間に収集されたデータに基づく為替相場の月ごとの平均を用いる。算出された料率は、遅くとも自己申告料率が適用される年の前年の七月一日までに同事務局の回章によつて通報される。この条約又はその施行規則における巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)への言及又はこれらに適用する料率の計算に当たっては、適当な場合には、巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の自己申告料率を用いるものとする。さらに、指定された事業体は、適当な料率の上限の計算に資するため、同様の業務に適用される内国料金を同事務局にそれぞれ通報する。 1.1.2 及び1.3の規定が適用されることを条件として、自己申告料率は、次のとおりとする。 1.1.1 巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の平均重量を百五十八グラムとした上で、1.2の規定に従つて得られる国別の料率の上限を超えてはならない。 1.1.3 指定された事業体が内国業務において巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に相当するものとして取り扱う郵便物については、自己申告料率が適用される年の前年の六月一日に有効な一通当たりの内国料金の七十パーセント又は当該内国料金の8の規定の適用による割合を乗じた額を基礎とする。	きさの上限及び型を定めている巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)については、有効な一通当たりの内国料金を基礎とする。 1.1.5 全ての指定された事業体に通報される。 1.1.6 巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)についてのみ適用する。 1.1.7 一の国から他の一の国に宛てた郵便物の流れの年間総重量が百トンを超えない場合には、当該流れが移行制度に参加している国から目標制度に参加している国に宛てたものであるとき及び移行制度に参加している国の間のものときを除くほか、当該流れのうち全ての巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の流れに適用する。 1.1.8 一の国から他の一の国に宛てた郵便物の流れの年間総重量が二十五トンを超えない場合には、当該流れが二千十年、二千十二年又は二千十六年の時点において目標制度に参加した国の間のものであるとき及びこのような国から二千十年より前に目標制度に参加した国に宛てたものであるときを除くほか、当該流れのうち全ての巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の流れに適用する。	の七十パーセント又は当該料金に8の規定の適用による割合を乗じた額に相当する点の線形回帰によつて決定される国別の料率の上限を超えてはならない。 1.2.1 自己申告料率が国別の料率の上限を超えているか否かを判断するため、巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の一通当たりの重量を百五十八グラムとした上で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づいて平均収入を計算することによつて確認を行う。巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の一通当たりの平均重量を百五十八グラムとした場合において、自己申告料率が国別の料率の上限を超えるときは、一通当たりの料率の上限及び重量一キログラムごとの料率の上限を適用する。これに代えて、対象となる指定された事業体は、自己申告料率を1.2の規定に適合する水準に引き下げることを選択することができる。 1.2.2 包装物の厚さに基づいて複数の内国料金が適用される場合には、重量二百五十グラムまでの郵便物については最も低い内国料金を、重量二百五十グラムを超える郵便物については最も高い内国料金を用いる。 1.2.3 同様の内国業務において地帯別料金が適用される場合には、この条約の施行規則に定める中間の地点の料金を用いるものとし、隣接しない地帯についての内国料金は中間の地点の料金の計算から除外する。これに代えて、用いるべき地帯別料金の決定に当たっては、自国宛ての巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)が実際に移動した加重平均距離(直近の暦年のもの)に基づいて計算することができる。	1.2.4 同様の内国業務及びその料金が基礎業務の一部を成さない追加の業務(例えば、追跡、署名を伴う手交、保険)の要素を含み、かつ、これらの要素が1.2に規定する全ての重量に係る場合には、当該同様の内国業務における相当する追加の内国料金、当該追加の業務に係る料金又は連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金のうち最も低い料金を内国料金から控除する。追加の業務の全ての要素に係る控除の合計は、内国料金の二十五パーセントを超えてはならない。 1.3 1.2の規定に従つて得られる国別の料率の上限を用いて計算された重量百五十八グラムの巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)についての収入が次に定める料率を用いて計算された同等の重量の同様の郵便物についての収入よりも低くなる場合には、自己申告料率は、次の料率を超えてはならない。 1.3.1 二千二十年については、一通当たり〇・六一四SDR及び重量一キログラムにつき一・三八一SDR 1.3.2 二千二十一年については、一通当たり〇・六四五SDR及び重量一キログラムにつき一・四五〇SDR 1.3.3 二千二十二年については、一通当たり〇・六七七SDR及び重量一キログラムにつき一・五二三SDR 1.3.4 二千二十三年については、一通当たり〇・七一一SDR及び重量一キログラムにつき一・五九九SDR 1.3.5 二千二十四年については、一通当たり
---	---	--	---

○・七四七SDR及び重量一キログラムにつき一・六七九SDR

1. 3. 二千二十五年については、一通当たり

○・七八四SDR及び重量一キログラムにつき一・七六三SDR

1.4. 巨大郵便物 (E) 及び小形包装物 (E) に適用する料率の自己申告に関する全ての追加の条件及び手続については、この条約の施行規則に定める。巨大郵便物 (E) 及び小形包装物 (E) に関する同施行規則の他の全ての規定は、この条の規定に反しない限り、自己申告料率についても適用する。

1.5 移行制度に参加している国の指定された事業者は、自国宛ての郵便物の流れについての標準抽出に基づいて自己申告料率を適用することができる。

2 通報される自己申告料率は、^{1, 2}に定める料率の上限を考慮に入れることに加え、次に掲げる二千二十一年から二千二十五年までの各年についての収入の上限を超えてはならない。

2.1 二千二十一年については、自己申告料率を基礎として計算される収入は、国別の料率の上限を基礎として計算される収入又は重量百五十八グラムの巨大郵便物(Ｅ)及び小形包装物(Ｅ)に関する二千二十年の収入を十五パーセント分増額したもののいずれか低い方に相当するように定める。

2.2 二千二十二年については、自己申告料率を基礎として計算される収入は、国別の料率の上限を基礎として計算される収入又は重量百五十八グラムの巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に関する二千二十一年の収入を十五パーセント分増額したもののが低いか低い方に相当するように定める。

2.3 二千二十三年については、自己申告料率を基礎として計算される収入は、国別の料率の

上限を基礎として計算される収入又は重量百五十八グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関する二千二十二年の収入を十六パーセント分増額したもののいずれか低い方に相当するように定める。

2.4 二千二十四年については、自己申告料率を基礎として計算される収入は、国別の料率の

上限を基礎として計算される収入又は重量百五十八グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関する二千二十三年の収入を十六パーセント分増額したもののいずれか低い方に相当するように定める。

2.5 二千二十五年については、自己申告料率を基礎として計算される収入は、国別の料率の

上限を基礎として計算される収入又は重量百五十八グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関する二千二十四年の収入を十七パーセント増額したもののいずれか低い方に相当するように定める。

二千二十一年以降に適用する料率については、郵便物一通当たりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率

は、当該比率の百分率の値の増減が前年の比率と比較して五を超えないものとする。7の規定に従って料率を自己申告し、又は9の規定に従って相互主義に基づき自己申告料率を適用する指定された事業体については、二十二年に効力を有する比率は、二十二年七月一日から

設定される一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率を基礎とする。

この条の規定に基づいて料率を自己申告しないことを選択する指定された事業体は、次条及び第三十一条の規定を完全に適用する。

ある暦年について巨大郵便物(Ｅ)及び小形包装物(Ｅ)に適用する料率を自己申告することを
選択した指定された事業者がその翌暦年につい

て異なる自己申告料率を通報しない場合には、この条に定める条件を満たさない場合を除くほか、現行の自己申告料率が引き続き適用される。

国際事務局は、この条に規定する内国料金の減額に関して関係する指定された事業体から通報を受けるものとする。

1及び2の規定にかかわらず、二十二年七月一日から、二十八年における自国宛ての通常郵便物の年間総重量が七万五千トン（国際事

ものによる。)を超える加盟国の指定された事業

体は、巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に適用する料率を自己申告することができる。ただし、⁶1.1及び⁷1.1に規定する自己申告料率の適用の

対象から除外されている郵便物の流れについては、この限りでない。当該指定された事業者は、また、当該加盟国への、当該加盟国からの

7の規定に基づく選択をする指定された事業の流れについて、2に定める収入の増加に係る制限を適用しない権利を有する。

体を監督する権限のある当局が、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の取扱い及び配達の費用の全部を賄うため、二千二十年より後に適用

される当該指定された事業体の自己申告料率は一通当たりの費用と料金との比率であつて内国料金の七十パーセントを超えるものを基礎とし

なければならぬことを決定する場合には、当該指定された事業体の費用と料金との比率は、七十パーセントを超えることができる。ただ

し、当該比率は、七十パーセント又は現在有効な自己申告料率の計算に用いている費用と料金との比率のいずれか高い方の百分率の値に一を

加えた値を超えてはならず。また、当該指定され

た事業体が1の規定に従つて国際事務局に對して行ふ通報とともに全ての補足的な情報を提供することを条件とする。当該指定された事業体は、自国の権限のある当局の決定に基づいてその費用と料金との比率を引き上げる場合には、公表のため、遅くとも引き上げた比率を適用する年の前年の五月一日までに、当該比率を国際事務局に通報する。具体的な比率の計算に用いる費用及び収入に関するその他の仕様については、この条約の施行規則に定める。

9 一の加盟国の指定された事業体が7の規定を
援用する場合には、関連する他の全ての指定さ
れた事業本⁶及び1.の規定により自国から発

送する郵便物の流れが自己申告料率の適用の対象から除外されているものを含む。も、同様に、2に定める収入の増加に係る制限を受ける

ことなく、当該一の加盟国の指定された事業体に対し、巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の料率を自己申告することができる。8の規定

に、関連する他の全ての指定された事業体にも適用される。この9の規定に基づいて自己申告料率を適用することを選択する関連する指定さ

れた事業体(その選択をしなれば 1.及び 1.の規定により自国から発送する郵便物の流れが自 1.己申告料率の適用の対象から除外されているも 1.)

のを含む）は、7の規定を援用した当該一の加盟国の指定された事業体との間で自己申告料率を相互に適用する。

10 7の規定を援用する全ての指定された事業体
は、最初の自己申告料率が効力を生ずる暦年
(7の規定に基づく選択が適用される暦年)から

連続して五年間にわたり、一年につき八百万スイス・フラン、すなわち合計四千万スイス・フランの費用を連合に支払わなければならない。

五年の期間の終了後は、この10の規定に従い料率の自己申告のための他のいかなる支払も行

10.1 われない。 10に定める費用は、次の方法に従つてのみ割り当てられる。千六百万スイス・フランは、7の規定を援用する指定された事業体と連合との間で作成される合意の書簡に従い、事前の電子データの提供及び郵便業務の保障に関する計画を実施するために、関連する連合の基金に割り当てられる。また、二千四百万スイス・フランは、当該指定された事業体と連合との間で作成される合意の書簡に従い、管理理事会が定める連合の長期的な責任に対する資金の提供のために、関連する連合の基金に割り当てられる。	側の連合加盟国の指定された事業体が名宛国の内国業務における同様の業務について既に公表されている料金であつて分量及び距離に応じて調整されたものを利用することができるようになることを検討すべきである。	(E)の料率は、重量三百七十五グラムの小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)の料金(付加価値税及び他の税金を控除したもの)を基礎として計算する。	八六四SDR及び重量一キログラムにつき一・九四二SDR
10.2 10に定める費用は、一の加盟国の指定された事業体が他の指定された事業体による7の規定に基づく自己申告料率の選択の結果として9の規定に基づいて相互に自己申告料率を適用する場合には、当該一の加盟国の指定された事業体については、適用しない。	12 この条の規定については、いかなる留保も付することができない。 第三十条 目標制度に参加している国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定 1 通常郵便物(大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く)の補償金は、名宛国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。普遍的な業務の提供の一部である内国制度における優先郵便物に適用される料金は、到着料率の計算のための参考とする。	6 郵便業務理事会は、型ごとに区分された郵袋の交換のため、料率の計算のために適用する条件並びに業務、統計及び決済に必要な手続を定める。 7 目標制度に参加した国の間の郵便物の流れについていづれの年において適用される料率も、小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)については重量三十七・六グラム、巨大郵便物(E)及び小型包装物(E)については重量三百七十五グラムの通常郵便物に関し、前年と比較して十三パーセントを超える到着料に係る収入の増加をもたらしものではあつてはならない。	9.2 二千二十三年については、一通当たり〇・九五〇SDR及び重量一キログラムにつき二・一三六SDR
10.3 10に定める費用を支払う指定された事業体は、連合との間で作成される合意の書簡に従い、五回の毎年の支払が10に定めるとおり割り当てられることを条件として、毎年、国際事務局に対して、一年に支払う八百万スイス・フランの費用をどのように配分すべきかを明示する。当該指定された事業体は、連合との間で作成される合意の書簡に従い、10の規定に従つて支払う費用に関する支出について適切な報告を受けるものとする。	2 目標制度における到着料率は、第十七条5の規定に基づく大きさ(型)による郵便物の分類を内国業務において適用する場合には、当該分類を考慮して計算する。 3 目標制度に参加する指定された事業体は、この条約の施行規則に定める条件に従い、型ごとに区分された郵袋を交換する。 4 国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、この条約の施行規則に定めるところによる。	8.1 二千二十二年については、一通当たり〇・三八〇SDR及び重量一キログラムにつき二・九六六SDR	10.2 二千二十三年については、一通当たり〇・二九二SDR及び重量一キログラムにつき二・二八〇SDR
11 7の規定に基づいて料率を自己申告することを選択し、又は9の規定に基づいて相互に自己申告料率を適用する指定された事業体は、これらの料率の導入の際に、無差別の原則に基づき、自国の規制当局の定める規則に従つて作成する相互に受入れ可能な二者間の商業上の取決めを通じて、かつ、実行可能な範囲内で、差出	5 一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)と巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)とで異なるものとする。小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)の料率は、それぞれ、重量二十グラムの小型郵便物(P)の料金及び重量百七十五グラムの大型郵便物(G)の料金(付加価値税及び他の税金を控除したもの)の七十パーセントを基礎として計算する。巨大郵便物(E)及び小形包装物	8.2 二千二十三年については、一通当たり〇・三九九SDR及び重量一キログラムにつき三・一一四SDR	10.3 二千二十四年については、一通当たり〇・三三四SDR及び重量一キログラムにつき二・四五一SDR
	9 目標制度に参加している国の間の巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。	8.3 二千二十四年については、一通当たり〇・四一九SDR及び重量一キログラムにつき三・二七〇SDR	10.4 二千二十五年については、一通当たり〇・三三〇SDR及び重量一キログラムにつき二・五七四SDR
	9.1 二千二十二年については、一通当たり〇・	9 目標制度に参加している国の間の巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。	11.1 二千二十二年については、一通当たり〇・六七七SDR及び重量一キログラムにつき一・五二三SDR

11. 2 二千二十三年については、一相当たり〇・七一一SDR及び重量一キログラムにつき一・五九九SDR 11. 3 二千二十四年については、一相当たり〇・七四七SDR及び重量一キログラムにつき一・六七九SDR 11. 4 二千二十五年については、一相当たり〇・七八四SDR及び重量一キログラムにつき一・七六三SDR	12 二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国の間並びにこのような国と二千十年より前に目標制度に参加した国との間の小型郵便物(G)及び大型郵便物(G)の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。 12. 1 二千二十二年については、一相当たり〇・三四二SDR及び重量一キログラムにつき二・六七二SDR 12. 2 二千二十三年については、一相当たり〇・三七二SDR及び重量一キログラムにつき二・九〇五SDR 12. 3 二千二十四年については、一相当たり〇・四〇四SDR及び重量一キログラムにつき三・一五八SDR 12. 4 二千二十五年については、一相当たり〇・四四〇SDR及び重量一キログラムにつき三・四三四SDR	13 二千十六年以降に目標制度に参加した国の間及びこのような国と二千十年より前に又は同年若しくは二千十二年の時点において目標制度に参加した国との間の小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。 13. 1 二千二十二年については、一相当たり〇・三三三SDR及び重量一キログラムにつき	14 二千十年、二千十二年又は二千十六年の時点において目標制度に参加した国の間及びこのような国と二千十年より前に目標制度に参加した国との間の年間総重量が五十トンを下回る郵便物の流れについては、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせる料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)については重量〇・一四キログラムにつき三・九七通、巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)については重量〇・八六キログラムにつき五・四五通に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。 15 前条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に適用する到着料率は、この条に定める巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の料率に代えて用いる。したがって、7、9及び11の規定は、適用しない。 16 二千十年より前に目標制度に参加した国に送付される大量郵便物の補償金は、場合に依りて5から11まで又は前条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。 17 二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国並びに二千十六年以降に目標	18 制度に参加した国に送付される大量郵便物の補償金は、場合に依りて5及び10から13まで又は前条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。 この条の規定については、いかなる留保も付することができない。 第三十一条 移行制度に参加している国の指定された事業体への、このような国の指定された事業体からの及びこのような国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定 1 移行制度に参加している国の指定された事業体が目標制度に参加する準備のため、通常郵便物(大量郵便物を含む、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く)の補償金は、郵便物一通当たりの料率及び郵便物の重量一キログラムごとの料率を基礎として設定される。 2 第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に適用する到着料率を除くほか、前条1から3まで、5及び6の規定は、小型郵便物(P)、大型郵便物(G)、巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に適用する一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の計算について適用する。 3 移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における郵便物の流れについていずれの年において適用される料率も、小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)については重量三十七・六グラムの通常郵便物に、前年と比較して十五・五パーセントを超える到着料に係る収入の増加をもたらすものであつてはならず、また、巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)については重量三百七十五グラムの通常郵便物に、前年と比較して十三パー	セントを超える到着料に係る収入の増加をもたらすものであつてはならない。 4 国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、この条約の施行規則に定めるところによる。 5 移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。 5. 1 二千二十二年については、一相当たり〇・二八五SDR及び重量一キログラムにつき二・二二七SDR 5. 2 二千二十三年については、一相当たり〇・三二九SDR及び重量一キログラムにつき二・五七三SDR 5. 3 二千二十四年については、一相当たり〇・三八〇SDR及び重量一キログラムにつき二・九七三SDR 5. 4 二千二十五年については、一相当たり〇・四四〇SDR及び重量一キログラムにつき三・四三四SDR 6 移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであつてはならない。 6. 1 二千二十二年については、一相当たり〇・二七二SDR及び重量一キログラムにつき二・一三一SDR 6. 2 二千二十三年については、一相当たり〇・二九二SDR及び重量一キログラムにつき二・二八〇SDR 6. 3 二千二十四年については、一相当たり〇・三三四SDR及び重量一キログラムにつき二・四五一SDR 6. 4 二千二十五年については、一相当たり〇・三三〇SDR及び重量一キログラムにつき
---	--	---	--	--	---

二・五七四SDR

7 第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に適用する到着料率を除くほか、2の規定に基づき、移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

7.1 二千二十二年については、一・通当たり〇・八六四SDR及び重量一キログラムにつき一・九四二SDR

7.2 二千二十三年については、一・通当たり〇・九五〇SDR及び重量一キログラムにつき二・一三六SDR

7.3 二千二十四年については、一・通当たり一・〇四五SDR及び重量一キログラムにつき二・三五〇SDR

7.4 二千二十五年については、一・通当たり一・一五〇SDR及び重量一キログラムにつき二・五八五SDR

8 第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に適用する到着料率を除くほか、2の規定に基づき、移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであってはならない。

8.1 二千二十二年については、一・通当たり〇・六七七SDR及び重量一キログラムにつき一・五二三SDR

8.2 二千二十三年については、一・通当たり〇・七一一SDR及び重量一キログラムにつき一・五九九SDR

8.3 二千二十四年については、一・通当たり〇・七四七SDR及び重量一キログラムにつき

一・六七九SDR

8.4 二千二十五年については、一・通当たり〇・七八四SDR及び重量一キログラムにつき一・七六三SDR

9 第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に適用する到着料率を除くほか、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一・通当たりの料率を組み合わせる料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づき、重量一キログラムごとの料率に次のとおり変換する。

9.1 二千二十二年については、重量一キログラムにつき六・三七六SDRを下回るものであつてはならず、七・八二二SDRを超えてはならない。

9.2 二千二十三年については、重量一キログラムにつき六・七二九SDRを下回るものであつてはならず、八・六八一SDRを超えてはならない。

9.3 二千二十四年については、重量一キログラムにつき七・一〇五SDRを下回るものであつてはならず、九・六四一SDRを超えてはならない。

9.4 二千二十五年については、重量一キログラムにつき七・四五九SDRを下回るものであつてはならず、一〇・七一八SDRを超えてはならない。

10 第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に適用する到着料率を除くほか、差出側の指定された事業体及び名宛側の指定された事業体のいずれもが、料率の変更の仕組みの枠内で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数ではなく、郵便物の重量一キログラムに包有される実際の郵便物数に基づいた料率への変更を要請しない場合には、重量一キログラム

ムごとの固定の料率を適用する。料率の変更の仕組みのための標準抽出については、この条約の施行規則に定める条件に従つて行う。

11 移行制度に参加している国からの及びこのような国の間における年間総重量が百トンを下回る郵便物の流れについては、重量一キログラムごとの料率は、次のとおりとする。

11.1 二千二十二年については、重量一キログラムにつき六・三七六SDR

11.2 二千二十三年については、重量一キログラムにつき六・七二九SDR

11.3 二千二十四年については、重量一キログラムにつき七・一〇五SDR

11.4 二千二十五年については、重量一キログラムにつき七・四五九SDR

12 目標制度に参加している国から移行制度に参加している国への郵便物の流れの年間総重量が百トンを下回る場合において、第二十九条の規定に基づいて巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に適用する到着料率が自己申告されるときは、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一・通当たりの料率を組み合わせる料率は、前条14に定める郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。ただし、当該郵便物の流れの年間総重量が五十トン以上の場合において、当該移行制度に参加している国が第二十九条1.5の規定に基づいて自国宛ての郵便物の流れについての標準抽出を行うときは、この限りでない。

13 移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における郵便物の流れの年間総重量が百トンを上回る場合において、第二十九条の規定に基づいて巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に適用する到着料率が

自己申告され、かつ、名宛国が自国宛ての郵便物の流れについての標準抽出を行わないことを決定するときは、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一・通当たりの料率を組み合わせる料率は、前条14に定める郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。

14 11に規定する郵便物の流れを除くほか、第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に適用する到着料率は、この条に定める巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の料率に代えて用いる。したがって、7から9までの規定は、適用しない。

15 10に定める料率を引き下げるための料率の変更は、移行制度に参加している国が目標制度に参加している国に対して料率の変更を請求しない限り、目標制度に参加している国が移行制度に参加している国に対して行うことができな

い。

16 移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における年間総重量が百トンを下回る郵便物の流れについては、関係する指定された事業体は、任意に、この条約の施行規則に定める条件に従い、型ごとに区分された郵便物を送付し、及び受領することができ。当該郵便物を交換する場合において、名宛国の指定された事業体が第二十九条の規定に基づく料率の自己申告をしないことを選択したときは、5から8までに定める料率を適用する。

17 目標制度に参加している国の指定された事業体への大量郵便物の補償金は、第二十九条又は前条に定める一・通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。受領した大量郵便物について、移行制度に参加している国の指定された事業体は、場合に

応じて

5から8まで又は第二十九条の規定に従つて補償金を請求することができる。

18 この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三十二条 業務の質を改善するための基金

1 到着料及び業務の質を改善するための基金（以下「基金」という。）に關連し、後発開発途上国に分類され、かつ、第IV集團に含まれる国に對して全ての国及び地域が支払う到着料（M郵袋、國際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、後発開発途上国に分類され、かつ、第IV集團に含まれる国における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十九条又は前条に定める料率の二十パーセント分増額される。第IV集團の国に分類された国の間においては、その増額分の支払は、行われない。

2 第IV集團の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）に對して第I集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、國際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第IV集團の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十九条又は前条に定める料率の十パーセント分増額される。

3 第IV集團の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）に對して第II集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、國際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第IV集團の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十九条又は前条に定める料率の十パーセント分増額される。

4 第IV集團の国に分類された国（1に規定する

後発開発途上国を除く。）に對して第III集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、國際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第IV集團の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十九条又は前条に定める料率の五パーセント分増額される。

5 第III集團の国に分類された国に對して第I集團から第III集團までの国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、國際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、一パーセント分増額される。その増額分は、第II集團から第IV集團までの国に分類された国の業務の質を改善するために設立され、郵便業務理事會が定める手続に従つて管理される共通基金に拠出される。

6 第III集團の国に分類された国に對して第I集團から第III集團までの国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、國際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、〇・五パーセント分増額される。その増額分は、特に國際連合によつて後発開発途上国に分類された第IV集團の国の業務の質を改善するため、5に規定する共通基金の一部として設立され、郵便業務理事會が定める手続に従つて管理される特別口座に拠出される。

7 1から4までの規定に基づいて拠出され、二千十八年に始まる四年の基金の基準年を通じて累積された資金であつて未使用のものは、5に規定する共通基金に移管される。ただし、郵便業務理事會が定める手続に従ふものとする。この7の規定の適用上、当該四年の間に拠出された金額の最後の支払分を基金が受領してから二年の間に、基金が承認した業務の質を改善するための計画に使用されなかつた資金のみが、当該共通基金に移管される。

8 第IV集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払に充てる到着料の合計は、各受益国について少なくとも年額二万SDRとする。この最低額に達するために必要な追加の資金は、第I集團から第III集團までの国に對し、交換する分量に応じて請求される。

9 郵便業務理事會は、基金の計画の資金調達のための手続を遅くとも二千二十一年十二月までに採択し、又は改定する。

C 小包郵便の割当料金
第三十三条 小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金

1 二の指定された事業体の間で交換される小包（ECOMPRO小包を除く。）については、この条約の施行規則に定める小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を適用して計算した到着の陸路割当料金を課する。

1.1 指定された事業体は、1に規定する基本料金率を考慮して、この条約の施行規則に従い、小包一個当たりの追加の料金及び重量一キログラムごとの追加の料金を請求することができる。

1.2 1及び1.1に規定する陸路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

1.3 到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

2 二の指定された事業体の間又は同一国の二の郵便局の間で一又は二以上の他の指定された事業体の陸運業務によつて交換される小包については、当該陸運業務に参加する指定された事業体のため、この条約の施行規則に定める距離段階に応じた陸路割当料金を課する。

2.1 仲介する指定された事業体は、開袋継越小包につき一個ごとに、この条約の施行規則に定める単一の陸路割当料金を請求することができる。

2.2 継越しの陸路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

3 小包の海路運送に参加する指定された事業体は、海路割当料金を請求することができる。この海路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

3.1 海路割当料金は、利用される各海運業務につき、この条約の施行規則に距離段階に応じて定める。

3.2 指定された事業体は、3.1の規定に従つて計算される海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げることができる。指定された事業体は、自己の裁量により、海路割当料金を引き下げることができる。

D 航空運送料
第三十四条 航空運送料に關する基本料金率及び規定

1 航空運送に關する勘定の指定された事業体の間の決済について適用する基本料金率は、郵便業務理事會が承認し、及びこの条約の施行規則に定める方式に従つて國際事務局が計算する。物品の返送業務を通じて送付される小包の航空運送について適用する基本料金率は、この条約の施行規則の規定に従つて計算する。

2 開袋並びに開袋継越しの優先郵便物、航空通常郵便物及び航空小包並びに誤送された郵便物及び線路を誤つた郵袋の航空運送料の計算並びに差引計算方法については、この条約の施行規則に定める。

3 全航空運送距離に係る運送料は、次の指定された事業体が負担する。

3.1 閉袋（一又は二以上の仲介を行う指定された事業体により継ぎ越される閉袋を含む。）については、差出国の指定された事業体 3.2 開袋継ぎ越しの優先郵便物及び航空通常郵便物（誤送されたものを含む。）については、これらを他の指定された事業体に引き渡す指定された事業体 4 3の規定は、陸路又は海路の継越料を免除される郵便物についても、これらの郵便物が航空路によって送達される場合には、適用する。 5 名宛側の指定された事業体は、自国内で国際郵便物の航空運送を行う場合には、これに利用する航空運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えることを条件として、当該運送に係る追加の費用の償還を請求する権利を有する。 郵便業務理事会は、加重平均距離に代えて他の関連する基準を用いることができる。当該費用は、その免除について取決めがある場合を除くほか、外国から到着する全ての優先郵袋及び航空郵袋につき、これらの郵袋に包有される郵便物が航空路によって継送されるか否かを問わず、均一とする。 6 もっとも、名宛側の指定された事業体が徴収する到着料が特別に自己の費用、内国料金又は第二十九条に定める自己申告料率を基礎とするものである場合には、国内航空運送に係る追加の費用の償還は、行われない。 7 名宛側の指定された事業体は、加重平均距離を計算するに当たっては、特別に自己の費用、内国料金又は第二十九条に定める自己申告料率を基礎として到着料が計算される全ての郵袋の重量を考慮に入れない。 E 勘定の決済 第三十五条 国際郵便物の交換のための勘定の決済及び支払に関する特別規定 1 この条約に従って実施された業務に係る勘定	の決済及び支払（郵便物の運送（配達を含む。）のための決済及び支払、名宛国における郵便物の取扱いのための決済及び支払並びに郵便物の亡失、盗取及び損傷を補償するための決済及び支払を含む。）は、この条約及び連合の他の文書の規定に基づき、また、これらの規定に従って行われる。これらの決済及び支払については、連合の文書に定める場合を除くほか、指定された事業体による書類の作成を要しない。 2 指定された事業体は、第三条に規定する普遍的な郵便業務の提供及び国際的な郵便ネットワークの保全性を確保するため、この条約に従って実施される業務について支払を行う。 F 継越料、航空運送料及び割当料金の額の決定 第三十六条 継越料、航空運送料及び割当料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限 1 郵便業務理事会は、この条約の施行規則に定める条件に従い、指定された事業体が支払う次の継越料、航空運送料及び割当料金を定める権限を有する。 1.1 一又は二以上の仲介国による通常郵便の郵袋の取扱い及び運送のための継越料 1.2 航空郵便物に適用する基本料金率及び航空運送料 1.3 到着小包（E C O M P R O小包を除く。）の取扱いのための到着の陸路割当料金 1.4 仲介国による小包の取扱い及び運送のための継越しの陸路割当料金 1.5 小包の海路運送のための海路割当料金 1.6 小包郵便による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料金 改正は、業務を実施する指定された事業体に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得る	1 郵便業務理事会は、この条約の施行規則に定める条件に従い、指定された事業体が支払う次の継越料、航空運送料及び割当料金を定める権限を有する。 1.1 一又は二以上の仲介国による通常郵便の郵袋の取扱い及び運送のための継越料 1.2 航空郵便物に適用する基本料金率及び航空運送料 1.3 到着小包（E C O M P R O小包を除く。）の取扱いのための到着の陸路割当料金 1.4 仲介国による小包の取扱い及び運送のための継越しの陸路割当料金 1.5 小包の海路運送のための海路割当料金 1.6 小包郵便による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料金 改正は、業務を実施する指定された事業体に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得る	1 加盟国又は指定された事業体は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の電子郵便業務に参加することを取り決めることができる。 1.1 指定された事業体が電子的な通信文及び資料を送信する電子郵便業務である電子郵便物の配達についての証明並びに認証された利用者間の安全な通信手段を提供する保障された電子郵便業務である書留電子郵便物 1.2 電子的な通信文の差出しについての証明及び配達についての証明並びに認証された利用者間の安全な通信手段を提供する保障された電子郵便業務である書留電子郵便物 1.3 一又は二以上の当事者に関係する事実及び受け付けた日時を特定の様式で電子的に証拠となる方法により証明する電子郵便認証 1.4 認証された差出人による電子的な通信文の送付並びに認証された受取人のための電子的な通信文及び資料の配達及び保管を可能とする電子郵便受箱 第九部 最終規定 第三十九条 この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件	1 この条約に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、投票権を有する加盟国であつて出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表を出している加盟国であつて投票権を有するものの二分の一以上が出席していなければならない。 2 この条約の施行規則に関する議案は、実施されるためには、投票権を有する郵便業務理事会の理事国の過半数による議決で承認されなければならない。 3 この条約及びその最終議定書に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。 3.1 改正に関する議案については、投票権を有する連合加盟国の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上の過半数 3.2 規定の解釈に関する議案については、投票の過半数 4 加盟国は、3.1の規定に従って採択された改正の通報の日から起算して九十日以内に、3.1の規定と同一の承認の条件及び次条の関係規定を準用することを条件として、当該改正に対する留保を提案することができる。 第四十条 大会議の際の留保は、認められない。 1 連合の趣旨及び目的と両立しない全ての留保は、認められない。 2 原則として、自国の見解が他の加盟国によって受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、適切な方法により正当な理由を提出する。 3 この条約に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大会議に提出する。	1 この条約に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、投票権を有する加盟国であつて出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表を出している加盟国であつて投票権を有するものの二分の一以上が出席していなければならない。 2 この条約の施行規則に関する議案は、実施されるためには、投票権を有する郵便業務理事会の理事国の過半数による議決で承認されなければならない。 3 この条約及びその最終議定書に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。 3.1 改正に関する議案については、投票権を有する連合加盟国の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上の過半数 3.2 規定の解釈に関する議案については、投票の過半数 4 加盟国は、3.1の規定に従って採択された改正の通報の日から起算して九十日以内に、3.1の規定と同一の承認の条件及び次条の関係規定を準用することを条件として、当該改正に対する留保を提案することができる。 第四十条 大会議の際の留保は、認められない。 1 連合の趣旨及び目的と両立しない全ての留保は、認められない。 2 原則として、自国の見解が他の加盟国によって受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、適切な方法により正当な理由を提出する。 3 この条約に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大会議に提出する。
--	--	--	--	--	--

4 大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、当該留保が関係する規定の改正に必要な多数により承認されなければならない。

5 留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用する。

6 この条約に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの条約の最終議定書に規定する。

第四十一条 この条約の効力発生及び有効期間

この条約は、二千二十二年七月一日に効力を生じ(例外として、第七部(補償金)の全ての規定は、二千二十二年一月一日に効力を生ずる)、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十一年八月二十六日にアビジャンで作成した。

万国郵便条約の最終議定書

万国郵便連合(以下「連合」という。)の加盟国政府の全権委員は、本日付けで作成された万国郵便条約(以下「条約」という。)に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条 郵便物の帰属、取戻し及び宛名の変更又は訂正

1 条約第五条1及び2の規定は、アンティグア・バーブーダ、バレーン王国、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム国、カナダ、香港、ドミニカ、エジプト、エスワティニ、フィジー、ガンビア、グレナダ、ガイアナ、アイルランド、ジャマイカ、

ケニア、キリバス、クウェート、レソト、マレーシア、マラウイ、モリシャス、ナウル、ナイジェリア、ニュージールランド、ウガンダ、パプアニューギニア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、英国の海外領土、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、サモア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、ツバル、バヌアツ及びザンビアについては、適用しない。

2 条約第五条1及び2の規定は、受取人が自己宛ての郵便物の到着の通知を受けた後において差出人の請求による通常郵便物の取戻し又は宛名の変更を認めないことを法令に定めるオーストリア、デンマーク及びイラン・イスラム共和国についても、適用しない。

3 条約第五条1の規定は、オーストラリア、ガーナ及びジンバブエについては、適用しない。

4 条約第五条2の規定は、差出人の請求による通常郵便物の取戻し又は宛名の変更を認めないことを法令に定めるバハマ、ベルギー、イラク、ミャンマー及び朝鮮民主主義人民共和国については、適用しない。

5 条約第五条2の規定は、アメリカ合衆国については、適用しない。

6 オーストラリアは、自国の法令に適合する場合に限り、条約第五条2の規定を適用する。

7 エルサルバドル、パナマ共和国、フィリピン、コンゴ民主共和国及びベネズエラ・ボリバル共和国は、受取人が通関を請求した後に小包を返送することは自国の税関規則に抵触するため、条約第五条2の規定にかかわらず、その返送をしないことができる。

第二条 郵便切手

オーストラリア、マレーシア、ニュージールランド及びグレートブリテン及び北アイルランド連合

王国は、条約第六条7の規定にかかわらず、郵便物を処理する自国の機械に適合しない新たな素材又は技術を使用した郵便切手が貼り付けられた通常郵便物及び小包郵便物について、関係する差出側の指定された事業体と事前に合意した場合にのみ処理する。

第三条 外国における通常郵便物の差出し

1 アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、ギリシャ、ニュージールランド及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、自国から発送されなかった郵便物を条約第十二条4の規定により自国に返送する指定された事業体から、関連する作業に係る費用に相当する金額を徴収する権利を留保する。

2 カナダは、条約第十二条4の規定にかかわらず、少なくとも関連する通常郵便物の取扱に係る費用を回収することができる報酬を差出側の指定された事業体から徴収する権利を留保する。

3 条約第十二条4の規定は、名宛側の指定された事業体が、差出側の指定された事業体に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。オーストラリア及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、当該報酬の支払額を名宛国の同様の郵便物に適用される適切な内国料金に制限する権利を留保する。

4 条約第十二条4の規定は、名宛側の指定された事業体が、差出側の指定された事業体に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。アメリカ合衆国、バハマ、バルバドス、ブルネイ・ダルサラーム国、中華人民共和国、グレナダ、ガイアナ、インド、マレーシア、ネパール、ニュージールランド、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、

英国の海外領土、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、シンガポール、スリランカ、スリナム及びタイは、当該報酬の支払額を条約の施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

5 ドイツ、サウジアラビア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ベナン、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、キプロス、コートジボワール共和国、デンマーク、エジプト、フランス、ギリシャ、ギニア、イラン・イスラム共和国、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、レバノン、ルクセンブルク、マリ、モロッコ、モリタニア、モナコ、ノルウェー、パキスタン、ポルトガル、ロシア連邦、セネガル、スイス、シリア・アラブ共和国、トーゴ及びトルコは、4に規定する留保にかかわらず、連合加盟国から受領する郵便物について、条約第十二条の規定を完全に適用する権利を留保する。

6 ドイツは、条約第十二条4の規定の適用のため、差出人の居住国から受領すべきであった額に相当する額の補償金を郵便物の差出国に請求する権利を留保する。

7 中華人民共和国は、この条の留保にかかわらず、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達についての支払額を、条約及びその施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

8 ドイツ、オーストリア、ベルギー、リヒテンシュタイン、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びスイスは、条約第十二条3の規定にかかわらず、差出人に対し又は差出人から徴収できない場合には差出側の指定された事業体に対し、内国料金の支払を請求する権利を留保する。

第四条 料金

人用郵便物であつて外国に宛てて差し出されるものについて自国の内国制度における料金を徴収することができる。

カナダ、デンマーク及びスウェーデンは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の国内法

令に定める範囲においてのみ、盲人用郵便物について郵便料金の免除を認める。

アイスランドは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の国内法令に定める限度においてのみ、盲人用郵便物について郵便料金の免除を

認める。

かわらず、自国の内国業務において郵便料金が免除される郵便物についてのみ、自国での配達のため、盲人用郵便物として引き受ける。

ドイツ、アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、カナダ、日本国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びスイスは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき盲人用郵便物について適用してゐる特別業務に關する料金を

第六條 基礎業務

かわらず、小包郵便業務を基礎業務に含めることを認めない。

条約第十七条^{2.4}の規定は、自国の法令がより低い重量制限を課しているグレートブリテン及び北アイルランド連合王国については、適用し

ない。同国における健康及び安全に関する法令は、郵袋の重量を二十キログラムに制限している。

及びウズベキスタンは、条約第十七条⁴の規定にかかわらず、自国宛ての及び自国から発送するM郵袋の重量制限を二十キログラムとすることが出来る。

4 アイスランドは、条約第十七条の規定にかかわらず、自国の国内法令に定める限度においてのみ、盲人用郵便物を引き受ける。

第七條 受取通知

1 ベルギー、カナダ及びスウェーデンは、自国の内国制度において小包の受取通知の業務を行っていないため、条約第十八条³の規定を小包について適用しないことができる。

2 デンマーク及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、条約第十八条^{3.3}の規定にかかわらず、自国の内国制度において受取通知の業務を行っていないため、自国宛ての受取通知を受理しない権利を留保する。

3 ブラジルは、条約第十八条3.3の規定にかかわらず、電子的手段によって返送することが可能な場合に限り、自国宛ての受取通知を受理することができる。

1 レバノン及び朝鮮民主主義人民共和国は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人私有価値証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を

包有する書留郵便物を引き受けない。また、これらの国は、書留郵便物及びガラス製品又は壊れやすい物品を包有する郵便物の盗取又は損傷の場合の責任に関しては、条約の施行規則を厳格に遵守する義務を負わない。

2 サウジアラビア、ボリビア、中華人民共和国（香港特別行政区を除く）、イラク、ネパール、パキスタン、スーダン及びベトナムは、例外的に、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工して

いない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴
 重品を包有する書留郵便物を引き受けない。
 3 ミヤンマーは、自国の国内法令に抵触するた
 め、条約第十九条6に規定する貴重品を包有す
 る保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保

4 ネパールは、特別の取決めがない限り、紙幣又は硬貨を包有する書留郵便物又は保険付通常する。

郵便物を引き受けない。
5 ウズベキスタンは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない。また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を負

6 イラン・イスラム共和国は、イスラム教の原理に反する物品を含有する通常郵便物を引き受けず、硬貨、銀行券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石

その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

7 フイリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人払

有価証券、旅行小切手、加工した又は加工して
いない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を
包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険
付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。
オーストラリアは、地金又は銀行券を包有す

る通常郵便物を引き受けない。また、同国は、宝石、貴金属、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能な有価証券のような貴重品を包有する自国宛ての書留郵便物又は開袋縫越通常郵便物を引き受けない。同国は、このような留保に反して差

9 中華人民共和國(香港特別行政区を除く。)は、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有証券又は旅行小切手を包有する保険付通常郵便物を引き受けない。

10 ラトビア及びモンゴルは、自国の国内法令に抵触するため、硬貨、銀行券、持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

11 ブラジルは、通用している硬貨及び銀行券並びに各種の持参人私有証券を包有する普通通郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。 12 ベトナムは、物品を包有する書状を引き受けない権利を留保する。 13 インドネシアは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手、外国為替又は各種の持参人私有証券を包有する自国宛ての書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。 14 キルギスは、硬貨、紙幣、各種の持参人私有証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通通郵便物、書留郵便物、保険付通常郵便物又は小形包装物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物又は小形包装物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。	15 アゼルバイジャン及びカザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。 16 モルドバ及びロシア連邦は、通用している銀行券、各種の持参人私有証券（小切手）又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。 17 フランスは、条約第十九条3の規定の適用を妨げることなく、物品を包有する郵便物が自国の規則、国際的な規則又は航空運送に関する技術及び包装に関する説明書を遵守していない場合には、当該郵便物を引き受けない権利を留保する。 18 キューバは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持
参人私有証券、小切手、珠玉、貴金属、宝石その他の貴重品又は各種の書類若しくは物品を包有する通常郵便物が自国の規則、国際的な規則又は航空運送に関する技術及び包装に関する説明書を遵守していない場合には、当該郵便物を引き受けず、取り扱わず、送達せず、又は配達しない権利を留保し、また、このような郵便物の盗取、亡失又は損傷の場合の責任を認めない。同国は、通常郵便物が自国に輸入される物品を包有し、かつ、関税の対象となる場合において、その物品の価値が自国の規則に適合していないときは、当該郵便物を引き受けない権利を留保する。 第九条 小包郵便に関する禁制 1 ミヤンマー及びザンビアは、自己の規則に抵触するため、条約第十九条1.3.1に規定する貴重品を包有する保険付小包を引き受けないことができる。 2 レバノン及びスーダンは、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人私有証券、旅行小切手、加工した若しくは加工していない白金、金若しくは銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包又は液体若しくは液化しやすい物、ガラス製品若しくはこれと同様の物品若しくは壊れやすい物品を包有する小包を引き受けない。これらの国は、条約の施行規則の関連規定を遵守する義務を負わない。 3 ブラジルは、通用している硬貨及び紙幣並びに各種の持参人私有証券を包有する保険付小包を引き受けず、また、自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。 4 ガーナは、通用している硬貨及び紙幣を包有する保険付小包を引き受けず、また、自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。	5 サウジアラビアは、条約第十九条に定める物品に加えて、硬貨、紙幣、各種の持参人私有証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包を引き受けない。また、同国は、権限のある当局が発行する処方箋が添付されていない各種の薬品、消火のための製品、液状の化学物質又はイスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けない。 6 オマーンは、条約第十九条に定める物品に加えて、次のものを包有する小包を引き受けない。 6.1 権限のある当局が発行する処方箋が添付されていない各種の薬品 6.2 消火のための製品及び液状の化学物質 6.3 イスラム教の原理に反する物品 7 イラン・イスラム共和国は、条約第十九条に定める物品に加えて、イスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けず、硬貨、銀行券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。 8 フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人私有証券、旅行小切手、加工した若しくは加工していない白金、金若しくは銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包又は液体若しくは液化しやすい物、ガラス製品若しくはこれと同様の物品若しくは壊れやすい物品を包有する小包を引き受けず、また、自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。 9 オーストラリアは、地金又は銀行券を包有する郵便物を引き受けない。 10 中華人民共和国は、硬貨、紙幣、各種の持参人私有証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通小包を引き受けず、また、
中華人民共和国（香港特別行政区を除く。）は、硬貨、紙幣、各種の持参人私有証券又は旅行小切手を包有する保険付小包を引き受けない。 11 モンゴルは、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、持参人私有証券及び旅行小切手を包有する小包を引き受けない権利を留保する。 12 ラトビアは、硬貨、銀行券、各種の持参人私有証券（小切手）又は外国為替を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。 13 モルドバ、ウズベキスタン、ロシア連邦及びウクライナは、通用している銀行券、各種の持参人私有証券（小切手）又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。 14 アゼルバイジャン及びカザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。 15 キューバは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有証券、小切手、珠玉、貴金属、宝石その他の貴重品又は各種の書類若しくは物品を包有する郵便小包が自国の規則、国際的な規則又は航空運送に関する技術及び包装に関する説明書を遵守していない場合には、当該郵便小包を引き受けず、取り扱わず、送達せず、又は配達しない権利を留保し、また、このような郵便小包の盗取、亡失又は損傷の場合の責任を認めない。同国は、郵便小包が自国に輸入される物品を包有し、かつ、関税の対象となる場合において、その物品の価値が自国の規則に適合していないときは、当該郵便小包を引き受けない権利を留保する。	万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便連合一般規則の第二追加議定書

令和四年四月二十八日 衆議院會議録第二十四号

万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件及び同報告書

五〇

利を留保する。

第十条 関税を課される物品

- 1 バングラデシュ及びエルサルバドルは、条約第十九条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する保険付郵便物を引き受けない。
- 2 アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボジア、チリ、コロンビア、キューバ、エルサルバドル、エストニア、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ネパール、ウズベキスタン、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ロシア連邦、サンマリノ、トルクメニスタン、ウクライナ及びベネズエラ・ボリバル共和国は、条約第十九条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状及び書留書状を引き受けない。
- 3、ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール共和国、ジブチ、マリ及びモリタニアは、条約第十九条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状を引き受けない。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、血清、ワクチン及び緊急の必要性があり、かつ、入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差出しを認められる。

第十一条 通関料

- 1 ガボンは、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。
- 2 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、キプロス、スペイン、フィンランド、ルーマニア及びロシア連邦は、条約第二十條2の規定にかかわらず、税関検査に付する全ての郵便物について、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。
- 3 アゼルバイジャン、ギリシャ、パキスタン及びトルコは、条約第二十條2の規定にかかわらず、税関当局に提示する全ての郵便物について、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

- 4 コンゴ共和国及びザンビアは、小包について通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

第十二条 調査請求

- 1 サウジアラビア、カーボベルデ、エジプト、ガボン、ギリシャ、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、英国の海外領土、スーダン、シリア・アラブ共和国、チャド、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、条約第二十一條2の規定にかかわらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。
- 2 アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カナダ、フィンランド、ハンガリー、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、ルーマニア及びスロバキアは、調査請求に応じて行われた調査が完了した場合において、当該請求が正当とされないことが判明したときは、条約第二十一條2の規定にかかわらず、特別料金を徴収する権利を留保する。
- 3 アフガニスタン、サウジアラビア、カーボベルデ、コンゴ共和国、エジプト、ガボン、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、スーダン、スリナム、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、小包について調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。
- 4 アメリカ合衆国、ブラジル及びパナマ共和国は、条約第二十一條2の規定にかかわらず、1から3までの規定に基づいて料金を徴収する国において差し出される通常郵便物及び小包郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

- 第十三条 例外的な到着の陸路割当料金
アフガニスタンは、条約第三十三條の規定にかかわらず、小包一個ごとに七・五〇SDRの例外

的な到着の陸路割当料金を追加して徴収する権利を留保する。

第十四条 航空運送料に関する基本料金率及び規定

オーストラリアは、条約第三十四條の規定にかかわらず、条約の施行規則に定めるところにより、又は二国間の合意を含む他のあらゆる手段により、小包による物品の返送業務の提供のための航空運送料に関する料金を適用する権利を留保する。

第十五条 特別料金率

- 1 アメリカ合衆国、ベルギー及びノルウェーは、航空小包に対し、平路面路小包に対する陸路割当料金よりも高い額の陸路割当料金を徴収することができる。
- 2 レバノンは、重量一キログラムまでの小包に対し、重量一キログラムを超え三キログラムまでの小包に適用する料金を徴収することができる。
- 3 パナマ共和国は、航空路によって継越運送が行われる平路面路小包(SAL小包)に対しては、重量一キログラムごとに〇・二〇SDRを徴収することができる。

第十六条

継越料、航空運送料及び割当料金の額を定めることについて郵便業務理事会の権限

オーストラリアは、条約第三十六條1.6の規定にかかわらず、条約の施行規則に定めるところにより、又は二国間の合意を含む他のあらゆる手段により、小包による物品の返送業務の提供のための陸路の陸路割当料金を適用する権利を留保する。

以上の証拠として、全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟

国に送付する。

二千二十一年八月二十六日にアビジアンで作成した。

万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

万国郵便連合(以下「連合」という)は、郵便業務の効果的運営により諸国民間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的として明治七年に設立された国際機関であり、昭和二十二年に国際連合の専門機関となった。

連合の最高機関である大会議は、通常四年ごとに開催される大会議及び臨時に開催される臨時大会議から成り、万国郵便連合憲章等連合の文書の改正、新たな文書の作成等を行うこととされている。

平成三十年九月三日からアデイスアベバで開催された臨時大会議において、万国郵便連合憲章の第十追加議定書及び万国郵便連合一般規則の第二追加議定書が同年九月七日に採択された。また、令和三年八月九日からアビジアンで開催された第二十七回大会議において、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約が同年八月二十六日に採択された。

これらの追加議定書及び条約は、連合の運営等及び国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、万国郵便連合憲章及び万国郵便連合一般規則を改正し、現行の万国郵便条約を更新するものであり、その主な内容は

次のとおりである。

- 1 万国郵便連合憲章の第十追加議定書
連合の政府機関としての位置付けを明確にするとともに、郵便業務理事会の理事国の活動の位置付けを明確にすること。
- 2 万国郵便連合憲章の第十一追加議定書
連合の文書の改正を簡素な手続により行うことを可能にするとともに、万国郵便条約の改正は追加議定書により行うこととし、同条約の有効期限は廃止すること。
- 3 万国郵便連合一般規則の第二追加議定書
(一) 郵便業務理事会の構成等を変更するとともに、連合の常設機関の間の調整を行う「調整委員会」を新設すること。
(二) 分担金の未払金額についての利子の割合を引き下げるとともに、連合の経費の分担等級を細分化すること。
- 4 万国郵便連合一般規則の第三追加議定書
(一) 諮問委員会の構成及び権限を改正し、自律的な活動の範囲を拡大すること。
(二) 加盟国が滞納している分担金の支払についての規定を改正するとともに、連合の経費の分担等級についての規定を改正すること。
- 5 万国郵便条約
(一) 仲裁手続について国際事務局が仲裁者として行動することを可能にすること。
(二) 到着料(配達手数料)の現行の適用料率の引上げを行うこと。
(三) 巨大郵便物及び小形包装物の到着料について、加盟国の指定された事業体が到着料率を自己申告することを可能とする制度を新たに規定するとともに、当該制度の利用に際して、二十十八年における自国宛ての通常郵便物の年間総重量が七万五千トンを超える加盟国の指定された事業体について例外規定を設けること。

なお、万国郵便連合憲章の第十追加議定書及び万国郵便連合一般規則の第二追加議定書は令和元年七月一日に効力を生じ、また、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約は令和四年七月一日に効力を生ずることとなっており、これらの追加議定書及び条約は無期限に効力を有することになっている。

よって政府は、これらの追加議定書及び条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

これらの追加議定書及び条約を締結することは、我が国が引き続き連合の加盟国として活動し、及び国際郵便業務を適切に実施するために重要であることから、本件は承認すべきものと議決した次第である。

令和四年四月二十七日

外務委員長 城内 実
衆議院議長 細田 博之殿

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用
のための体制の強化に関する法律案

右
国会に提出する。

令和四年二月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用
のための体制の強化に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出(科学技術・イノベーション基本法(平成七年法律第百三十号)第二条第一項に規定するイノベーションの

創出をいう。第三条第二項第五号において同じ。)の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本的な方針の作成、国際卓越研究大学(第四条第五項に規定する国際卓越研究大学をいう。以下この条において同じ。)の認定、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)による助成等について定め、もって科学技術の水準の向上並びに学術及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(大学における教育及び研究の特性への配慮)
第二条 国は、この法律の運用に当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における教育及び研究の特性に常に配慮しなければならない。

(基本方針)
第三条 文部科学大臣は、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義及び目標に関する事項
二 次条第一項の国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用

用が相当程度見込まれる大学であることの認定に関する基本的な事項

三 第五条第一項に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化計画についての同項の認可に関する基本的な事項

四 第七条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、機構が遵守すべき基本的な事項

五 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項

六 その他国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項

3 基本方針は、科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定する科学技術・イノベーション基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

5 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、当該基本方針を公表しなければならない。

(国際卓越研究大学の認定)

第四条 大学の設置者は、申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする大学の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項各号のいずれにも該当していることを証する書類を添え

て、文部科学大臣に提出しなければならない。 一 認定を受けようとする大学の設置者の名称及び主たる事務所の所在地 二 認定を受けようとする大学の名称及び所在地 三 その他文部科学省令で定める事項 3 文部科学大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る大学が次の各号のいずれにも該当していると認めるときは、その認定をするものとする。 一 国際的に卓越した研究の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。 二 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用実績として文部科学省令で定めるものを有していること。 三 先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境が整備されていることその他研究の体制が国際的に卓越した研究を展開するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。 四 大学の研究成果の提供を受けて当該成果を実用化しようとする民間事業者との連携協力のための体制が確保されていることその他研究成果の活用の体制が研究成果の経済社会における活用を促進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。 五 国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他の大学を取り巻く状況を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金及び人材の確保及び配分並びに知的財産権の取得及び活用を行う体制が構築されていることその他運営体制が研究及び研究成果の活用を計画的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。 六 研究に関する業務の執行と管理運営に関する	
る業務の執行との役割分担が適切に行われていることその他業務執行体制が研究及び研究成果の活用を組織的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。 七 国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用を持続的に発展させるために必要な財政基盤として文部科学省令で定めるものを有していること。 4 文部科学大臣は、第一項の認定をしようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならない。 5 文部科学大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた大学（以下「国際卓越研究大学」という。）の名称その他文部科学省令で定める事項を公表しなければならない。 6 文部科学大臣は、国際卓越研究大学が第三項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、第一項の認定を取り消すことができる。 7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。 （国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可等） 第五条 国際卓越研究大学の設置者は、当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする次項第二号イからホまでに掲げる事業の実施に関する計画（以下この条において「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」という。）を作成し、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができる。 2 国際卓越研究大学研究等体制強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標	
二 前号の目標を達成するために行う次に掲げる事業の内容、実施方法及び実施時期 イ 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実 ロ 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動 ハ 国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者その他の文部科学省令で定める人材（二において「技術者等」という。）の確保 二 技術者等の育成に資する活動 ホ 研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実 三 前号イからホまでに掲げる事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 四 その他文部科学省令で定める事項 3 文部科学大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、その申請に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認可をするものとする。 一 基本方針に適合するものであること。 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること。 4 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならない。 5 文部科学大臣は、第一項の認可をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画の概要を公表しなければならない。	
6 第一項の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者（以下「認可設置者」という。）は、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の認可を受けなければならない。 7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による変更の認可について準用する。 8 認可設置者は、第一項の認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画（第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下「認可計画」という。）に従い、第二項第二号イからホまでに掲げる事業を実施しなければならない。 （機構の業務の特例） 第六条 機構は、次に掲げる業務を行うことができる。 一 認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、前条第二項第二号ハからホまでに掲げる事業に関する助成を行うこと。 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 （機構の助成） 第七条 機構は、認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、次条第一項に規定する実施方針に従って、認可計画に記載された第五項第二項第二号イからホまでに掲げる事業に関する助成（次条第一項において「国際卓越研究大学研究等体制強化助成」という。）を行わなければならない。 （国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針） 第八条 機構は、基本方針に即して、文部科学省令で定めるところにより、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施方法及び実施条件その他の国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項に関する方針（以下この項及び	

第三項において「実施方針」という。を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。実施方針を変更しようとするときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項の認可を受けたときは、その実施方針を公表しなければならない。

(定期報告)
第九條 認可設置者は、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、認可計画の実施状況について、文部科学大臣に報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第十條 文部科学大臣は、認可計画の円滑かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、認可設置者に対し、認可計画の実施状況に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(認可計画の認可の取消し)

第十一條 文部科学大臣は、認可設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の認可を取り消すことができる。

一 認可計画が第五条第三項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき。

二 第五条第六項の規定による認可を受けないで認可計画を変更したとき。

三 認可計画に従って第五条第二項第二号イからホまでに掲げる事業を実施していないと認めるとき。

四 第九条の規定に違反したとき。

五 前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 第五条第四項の規定は、前項の規定による認可

可の取消しについて準用する。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による認可の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(国の援助)

第十二條 国は、認可設置者に対し、認可計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二條 文部科学大臣は、基本方針を定めるために、この法律の施行の日前においても、関係行政機関の長に協議し、及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴くことができる。

(検討)

第三條 政府は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出(第一條に規定するイノベーションの創出をいう。)を推進するためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、研究及び研究成果の活用のための体制を強化することに加え、研究及び研究成果の活用をより効率的かつ持続的に推進することができるように大学の経営管理体制の強化を図ることが重要であることに鑑み、教育及び研究に必要な資金、人材等の資源の確保及び配分その他の大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に多様な専門的知見を有する者の参画を得られるようにするため、大学を設置する法人の機関の権限や構成の在り方、人材の確保の方策等について検討を行い、その結果に基づき法制上の措置その他の必要な措置を

講じ、特に科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第四十九条の趣旨を踏まえて国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)の経営管理体制に係る改革を早急に進めるものとする。

(国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正)

第四條 国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第四條及び第十條第三項中「第二十三條第五号」を「第二十三條第一項第五号」に改める。

第十八條中「第二十三條第一号」を「第二十三條第一項第一号」に、「同条第十二号」を「同項第十二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、「(限る。)」の下に「並びに同条第二項に規定する業務」を加える。

第二十三條に次の二項を加える。

2 機構は、前項の業務のほか、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律(令和四年法律第九号)第六条に規定する業務を行う。

3 機構は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律第七條に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成の業務を行うに当たっては、同法第八條第一項に規定する実施方針に従って、第一項第六号に掲げる業務と前項に規定する業務(同法第六條第二号に掲げるものを除く。第三十二條第三項において「特別助成業務」という。)を一体的に実施しなければならない。

第二十五條第一項中「第二十三條各号」を「第二十三條第一項各号」に改める。

第二十七條第一項中「第二十三條第六号」に掲

げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「助成業務」という。)を助成業務(第二十三條第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務をいう。以下同じ。に改める。

第三十一條第一項第三号中「第二十三條第七号」を「第二十三條第一項第七号」に改める。

第三十二條第三項及び第七項中「第二十三條第六号」を「第二十三條第一項第六号」に改め、「掲げる業務」の下に「及び特別助成業務」を加え、同条第八項中「第二十三條第六号」を「第二十三條第一項第六号」に掲げる業務及び特別助成業務に改め、「前条第一項第四号」の下に「掲げる業務」を加える。

第四十二條第二号中「第二十三條」を「第二十三條第一項及び第二項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第十八号及び第三百四十九條の三第二十項中「第二十三條第一号」を「第二十三條第一項第一号」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改める。

(文部科学省設置法の一部改正)

第六條 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第六号中「の規定」を「及び国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律(令和四年法律第九号)の規定」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 文部科学大臣は、大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。)を科学技術・学術審議会の委員に任命することができる。

3 前項の場合において、外国人である科学技術・学術審議会の委員は、科学技術・学術審議会の会務を総理し、科学技術・学術審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、科学技術・学術審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

理 由

我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本方針の作成、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学の研究等の体制の強化のための事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構による助成等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本的な方針の作成、国際卓越研究大学(3の(五)に規定する国際卓越研究大学をいう。)の認定、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法

人科学技術振興機構(以下「機構」という。)による助成等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 大学における教育及び研究の特性への配慮国は、この法律の運用に当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における教育及び研究の特性に常に配慮しなければならないものとする。

2 基本方針

(一) 文部科学大臣は、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

(二) 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義及び目標に関する事項

(2) 3の(一)の国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学であることの認定に関する基本的な事項

(3) 4の(一)に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化計画についての認可に関する基本的な事項

(4) 6に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、機構が遵守すべき基本的な事項

(5) 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項

(6) その他国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の

活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項

(三) 基本方針は、科学技術・イノベーション基本計画との調和が保たれたものでなければならないものとする。

(四) 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならないものとする。

(五) 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、当該基本方針を公表しなければならないものとする。

3 国際卓越研究大学の認定

(一) 大学の設置者は、申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。

(二) (一)の認定を受けようとする大学の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、(三)の(1)から(7)までのいずれにも該当していることを証する書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならないものとする。

(1) 認定を受けようとする大学の設置者の名称及び主たる事務所の所在地

(2) 認定を受けようとする大学の名称及び所在地

(3) その他文部科学省令で定める事項

(三) 文部科学大臣は、(一)の認定の申請があった場合において、その申請に係る大学が次の(1)から(7)までのいずれにも該当していると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 国際的に卓越した研究の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。

(2) 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。

(3) 先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境が整備されていることその他研究の体制が国際的に卓越した研究を展開するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

(4) 大学の研究成果の提供を受けて当該成果を実用化しようとする民間事業者との連携協力のための体制が確保されていることその他研究成果の活用の体制が研究成果の経済社会における活用を促進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

(5) 国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他の大学を取り巻く状況を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金及び人材の確保及び配分並びに知的財産権の取得及び活用を行う体制が構築されていることその他運営体制が研究及び研究成果の活用を計画的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

(6) 研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行との役割分担が適切に行われていることその他業務執行体制が研究及び研究成果の活用を組織的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

(7) 国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用を持続的

に発展させるために必要な財政基盤として文部科学省令で定めるものを有していること。

(四) 文部科学大臣は、(一)の認定をしようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないものとする。

(五) 文部科学大臣は、(一)の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた大学(以下「国際卓越研究大学」という。)の名称その他文部科学省令で定める事項を公表しなければならないものとする。

(六) 文部科学大臣は、国際卓越研究大学が(三)の(1)から(7)までのいずれかに該当しなくなったと認めるときは、(一)の認定を取り消すことができるものとする。

(七) (四)及び(五)の規定は、(六)の規定による認定の取消しについて準用するものとする。

4 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可等

(一) 国際卓越研究大学の設置者は、当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする(二)の(2)のアからオまでに掲げる事業の実施に関する計画(以下「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」という。)を作成し、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができるものとする。

(二) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- (1) 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標
- (2) (1)の目標を達成するために行う次に掲げる事業の内容、実施方法及び実施時期

ア 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実

イ 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動

ウ 国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者その他の文部科学省令で定める人材(以下「技術者等」という。)の確保

エ 技術者等の育成に資する活動

オ 研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実

(2) のアからオまでに掲げる事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(3) その他文部科学省令で定める事項

(4) 文部科学大臣は、(一)の認可の申請があつた場合において、その申請に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画が次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであると認めるときは、その認可をするものとする。

(1) 基本方針に適合するものであること。

(2) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(3) 当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること。

(四) 文部科学大臣は、(一)の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないものとする。

(五) 文部科学大臣は、(一)の認可をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画の概要を公表しなければならないものとする。

制強化計画の概要を公表しなければならないものとする。

(一)の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者(以下「認可設置者」という。)は、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。

(二) (三)から(五)までの規定は、(六)の規定による変更の認可について準用するものとする。

(六) 認可設置者は、(一)の認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画(六)の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下「認可計画」という。)に従い、(二)の(2)のアからオまでに掲げる事業を実施しなければならないものとする。

5 機構の業務の特例

機構は、次に掲げる業務を行うことができるものとする。

(1) 認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、4の(二)のウからオまでに掲げる事業に関する助成を行うこと。

(2) (1)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

6 機構の助成

機構は、認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、7の(一)に規定する実施方針に従つて、認可計画に記載された4の(二)の(2)のアからオまでに掲げる事業に関する助成(以下「国際卓越研究大学研究等体制強化助成」という。)を行わなければならないものとする。

7 国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針

(一) 機構は、基本方針に即して、文部科学省

令で定めるところにより、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施方法及び実施条件その他の国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項に関する方針(以下「実施方針」という。)を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。

ときも、同様とする。

(二) 文部科学大臣は、(一)の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならないものとする。

(三) 機構は、(一)の認可を受けたときは、その実施方針を公表しなければならないものとする。

8 定期報告

認可設置者は、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、認可計画の実施状況について、文部科学大臣に報告しなければならないものとする。

9 報告又は資料の提出

文部科学大臣は、認可計画の円滑かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、認可設置者に対し、認可計画の実施状況に関し、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

10 認可計画の認可の取消し

(一) 文部科学大臣は、認可設置者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、4の(一)の認可を取り消すことができるものとする。

(1) 認可計画が4の(三)の(1)から(3)までのいずれかに該当しなくなったと認めるとき。

(2) 4の(六)の規定による認可を受けないで認可計画を変更したとき。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可